

福岡市の環境施策

序章 福岡市の環境施策の全体像

【分野別のめざすまちの姿】

快適で良好な生活環境のまち

大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまち

- 予測情報の提供や発生源対策等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響が軽減しています。
- 気候変動による洪水・熱中症などのリスクへの対策や、ヒートアイランド現象への適応策が構築されています。
- 身の回りの生活環境が良好に保たれ、歴史や景観を活かした美しいまちが実現しています。

市民がふれあう自然共生のまち

豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐまち

- ふくおかの多様な生き物や自然環境が保全・再生されています。
- 人びとが、自然からの恵みを持続的に利用しながら暮らしています。
- 生物多様性の重要性への理解が浸透し、その保全や持続可能な利用のために、市民・事業者が一体となって取り組んでいます。

資源を活かす循環のまち

廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち

- “ものを大切に”精神・文化が浸透し、次世代に受け継がれています。
- 資源が地域で循環・有効利用されるしくみが機能しています。
- 市民・事業者の高い節水意識のもと、水資源が有効に利用されています。

未来につなぐ低炭素のまち

エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまち

- 市民・事業者による日常的な省エネ行動が浸透しています。
- 再生可能エネルギーなどの普及が進むとともに、自律分散型のエネルギーシステムが構築され、エネルギーが効率的に利用されています。
- 低炭素型の都市構造と交通システムの整備が進んでいます。

＜めざすまちの姿＞の実現に向けた施策の展開

【分野別施策】

快適で良好な生活環境のまちづくり

- 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- 第2項 良好な生活環境の保全
- 第3項 気候変動への適応
- 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

市民がふれあう自然共生のまちづくり

- 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成
- 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進
- 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

資源を活かす循環のまちづくり

- 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- 第2項 廃棄物の適正処理の推進
- 第3項 水資源の有効利用の促進

未来につなぐ低炭素のまちづくり

- 第1項 省エネルギーの促進
- 第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用
- 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

【分野横断型施策】

環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- 第1項 環境行動を担う人材の育成
- 第2項 地域環境力の向上

環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- 第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- 第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

ふくおかから九州・アジアへ

- 第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- 第2項 国際環境協力の推進

■環境施策に関する評価について

福岡市環境基本計画（第三次）における成果指標の推移と、関連する事業の実施状況、新たな制度の創設や法改正等の社会経済情勢の変化などの外部要因を踏まえ、施策の進捗状況を総合的に評価しました。

1. 成果指標の達成状況の基準

A	目標値に向けたペースを達成している又は上回っている
B	目標値に向けたペースを下回っているが、指標は改善している又は現状維持
C	目標値に向けたペースを下回っており、指標が悪化している
—	数値が把握できないため判定不能

※意識系の指標については、初期値からの数値の変動幅が概ね±3%未満の場合は、アンケート調査の誤差を考慮し、現状維持の範囲内とする。

※「目標値に向けたペースを上（下）回っている」とは、成果指標の基準値と目標値を結んだ線分を実績値が上（下）回っていることである。（数値が下がると成果が向上する指標については、その逆となる。線分と一致する場合は「目標値に向けたペースを達成している」となる。）

2. 総合評価の基準

成果指標のA＝3点、B＝2点、C＝1点とし、各評価シートの平均点により評価する。（ただし、「—」の指標は計算に入れない）

平均点	評価（基準）	
2.5以上	順調に進捗している	★★★
1.5以上2.5未満	概ね順調に進捗している	★★
1.5未満	進捗が遅れている	★

※特記事項を踏まえ、理由を明示したうえで、平均点をベースとした評価（基準）からアップ又はダウンさせることもある。

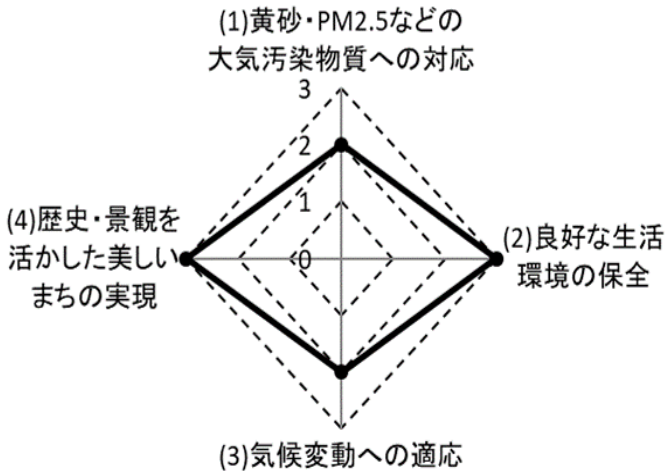
※成果指標が設定されていない項目については、施策の実施状況、特記事項（外部要因等）を踏まえ、施策の進捗状況を総合的に判断する。

■総合評価結果のまとめ

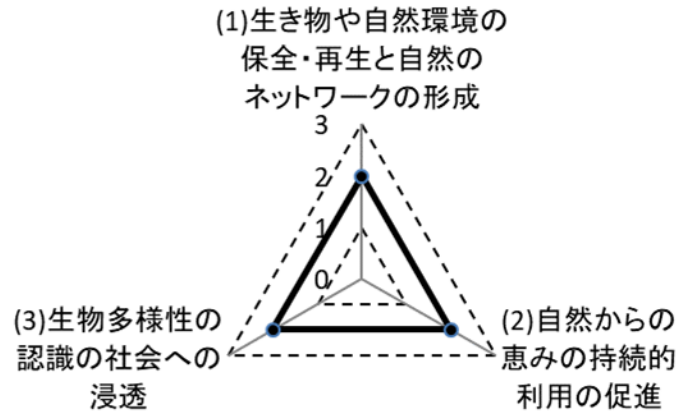
分野横断型施策については3つの施策をまとめて評価しています。

1. 分野別施策

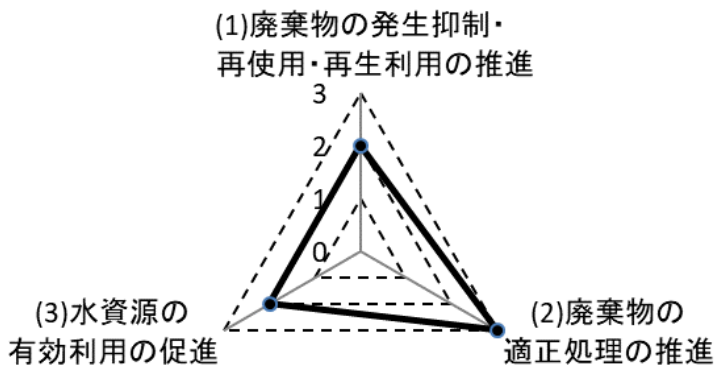
1 快適で良好な生活環境のまちづくり



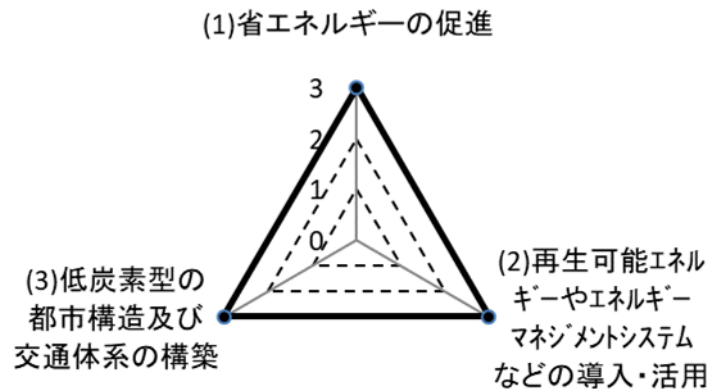
2 市民がふれあう自然共生のまちづくり



3 資源を活かす循環のまちづくり

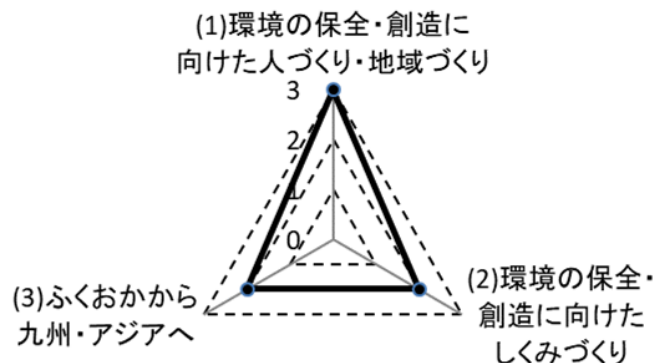


4 未来につなぐ低炭素のまちづくり



2. 分野横断型施策

環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり，ふくおかから九州・アジアへ



■ 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標が設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本市においては、SDGsの視点を持って、環境施策を推進していくため、SDGsと福岡市環境基本計画に基づく施策の関連性を整理しました。

	SDGsの17の目標		貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する		保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		インフラ・産業化・イノベーション 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する		持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する		気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【分野別施策】

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

・第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応



・第2項 良好な生活環境の保全



・第3項 気候変動への適応



・第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現



第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

・第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成



・第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進



・第3項 生物多様性の認識の社会への浸透



第3節 資源を活かす循環のまちづくり

・第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進



・第2項 廃棄物の適正処理の推進



・第3項 水資源の有効利用の促進



第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

・第1項 省エネルギーの促進



・第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用



・第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築



【分野横断型施策】

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- ・第1項 環境行動を担う人材の育成
- ・第2項 地域環境力の向上



第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- ・第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- ・第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- ・第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有



第3節 ふくおか から九州・アジアへ

- ・第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- ・第2項 国際環境協力の推進



福岡市の環境施策

第1章 分野別施策の実施状況

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応

施策の基本的方向

黄砂やPM2.5などの大気汚染物質に対して市民が予防行動をとれるようにするため、国や大学と連携した健康影響調査結果を踏まえ、黄砂やPM2.5予測情報を多様な媒体でわかりやすく提供します。

大気汚染に係る環境基準超過日を減少させるため、黄砂やPM2.5、光化学オキシダント※1などの大気汚染物質の常時監視と成分分析結果の研究により発生源を推定し、国だけでなく民間企業やNPO団体等に対して発生源対策の推進を働きかけます。

施策の実施状況

●黄砂・PM2.5対策の推進

●黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用

- ・黄砂・PM2.5の予測情報を防災メール等で提供した。(黄砂：21回、PM2.5：4回)
- ・花粉飛散予測情報を、黄砂・PM2.5の情報提供と一元化してホームページに掲載した。
- ・市内9か所にて、PM2.5の常時監視を実施した。
(実施箇所：市役所、吉塚、長尾、香椎、元岡、千鳥橋、西新、大橋、石丸)
- ・PM2.5等測定データを市オープンデータサイト及び市ホームページで公開した。
- ・PM2.5ダイヤルにて情報提供を実施した。(着信件数：11,962件)
- ・市政だよりや市ホームページによる情報提供を随時実施した。
- ・PM2.5に関する正しい知識の普及・啓発のため、市役所1階多目的スペースにてパネル展を開催した。

●大気汚染物質発生源対策の推進

●大気汚染に関する調査・研究

- ・PM2.5の成分分析を実施した。(2地点、年56日間)
- ・「光化学オキシダントおよびPM2.5汚染の地域的・気象的要因の解明」等の国立環境研究所等との共同研究を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
PM2.5の予測精度	見逃し率48.1% (2013年度)	40.0%※2 (2020年度)	30%以下 (2024年度)	B

特記事項 (外部要因等)	PM2.5濃度の年平均値は年々減少傾向にあり、2020年度は市内測定局9か所中8か所で環境基準を達成した。
-----------------	---

総合評価	2020年度は、予測情報の提供が必要な高濃度日が5日あったが、うち2日は予測情報を発表していなかった。PM2.5濃度は年々減少し、2020年度は市内9か所の測定局のうち8か所で環境基準を達成していることから、概ね順調に進捗しているものと評価する。今後も越境汚染を含めた大気汚染状況を注視していく。	★★
------	--	----

※1 光化学オキシダント…窒素酸化物などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称のことで、高濃度時には目への刺激や呼吸器官への影響があることがある。

※2 見逃し率40%…2020年度はPM2.5の1日平均値が35μg/m³を超過した日が5日あったが、うち2日は予測情報を発表しておらず、見逃し率40%となっている。

第2項 良好な生活環境の保全

施策の基本的方向

大気、音、水質などの常時監視を行い、環境基準の達成及び有害化学物質による地下水汚染などの環境リスクの低減に向け、事業者への指導を行うとともに、市民への適切な情報提供を行います。また、吹付けアスベスト(石棉)などの大気への飛散防止のための監視・指導を行います。

さらに、かおりや音、せせらぎといった地域の良い生活環境の創出や保全に努めます。

施策の実施状況

●大気汚染物質発生源対策の推進

- ・関係法令に基づき、ばい煙発生施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を実施した。(大気汚染防止法に基づく設置届出件数：17 件、立入件数：6 件)

●監視体制の拡充

- ・市内に設置した大気環境測定局において大気の汚染状況を 24 時間連続的に監視し、データをホームページ等で公開した。(一般環境大気測定局：8 局、自動車排出ガス測定局：8 局)

●アスベスト対策

- ・アスベスト排出作業を伴う解体工事等について、大気汚染防止法に基づき立入検査を実施した。(届出件数：134 件、立入件数：99 件)
- ・「アスベスト対策推進プラン(第二次)」に基づき、関係部局と連携して建築物のアスベスト除去推進、解体工事等からの飛散防止、情報の一元化、災害時のアスベスト飛散防止等の施策を実施した。

●有害大気汚染物質※1 対策

- ・有害大気汚染物質のうち優先取組物質についてモニタリングを実施した。(4 地点、年 12 回)

●騒音・振動対策

- ・関係法令に基づき、特定施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を実施した。
- ・自動車、新幹線、在来線の騒音・振動及び航空機の騒音についてモニタリングを行い、結果を公表した。(自動車騒音：51 地点、航空機騒音：7 地点、新幹線騒音：6 地域 11 地点、在来線騒音：3 地域 6 地点で測定)

●有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実

- ・ダイオキシン類について一般環境のモニタリング、結果の公表を実施した。(大気：7 地点、年 2 回)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ ※2 100% (2012 年度)	100% (2020 年度)	100% (2024 年度)	A
環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	ベンゼン 100% (2012 年度)	100% (2020 年度)	100% (2024 年度)	A
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012 年度)	96.4% (2020 年度)	100% (2024 年度)	B
環境基準(ダイオキシン類※3)の達成率	100% (2012 年度)	100% (2020 年度)	100% (2024 年度)	A

総合評価

成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。法令に基づく監視・指導・検査や、市民への適切な情報提供も着実に実施されている。



※1 有害大気汚染物質…大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質で、ベンゼンはその一つ。

※2 NO₂…二酸化窒素のことで、高濃度になると呼吸器官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントなどの原因物質となる。

※3 ダイオキシン類…ものを燃やすと発生しやすい有機塩素化合物である。

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第3項 気候変動への適応

施策の基本的方向

避けることのできない気候変動による自然環境への影響や、健康や生活など人間社会への影響を軽減するため、自然や社会のあり方を調整する適応の取組みを推進します。

施策の実施状況

●浸水対策等の推進

- 生活排水対策として、公共下水道等整備を推進した。(下水道処理区域面積 約100ha増)
- 博多駅周辺・天神地区において、分流化による合流式下水道改善の取組みを推進した。(分流化事業約2ha、累計約338ha)
- 歩道において、透水性舗装を推進した。(整備実績：35,549㎡)

●渇水対策の推進

- 2021年1月、渇水対策容量を持つ五ヶ山ダムを供用開始した。

●森林病虫害等の被害対策の推進

- 防除対策として、伐倒駆除(1,286本)・薬剤散布(98.38ha)・樹幹注入(1,204本)を実施した。

●ヒートアイランド対策の推進

- 公共建築物や民間建築物の敷地内における緑化を推進した。
- 壁面を朝顔やゴーヤ等で緑化する緑のカーテン事業を市施設で実施するとともに、緑のカーテンコンテストを実施した。(実施施設数：193施設、応募数：89件)
- 「住宅窓改修の手引き」を活用した広報を実施した。

●熱中症対策の推進

- オリジナルリーフレット(約4万2千枚)や高齢者向け予防チラシ(約4万枚)等の配布、市政だよりへの記事掲載、街頭ビジョン(天神4か所)や庁内施設(区役所)ディスプレイへの予防動画配信により啓発を行った。
- 専用ホームページにおいて暑さ指数や救急搬送者数の情報提供等を行った。
- LINEや防災メールにより暑さ指数に基づいた注意喚起を行った。
- 出前講座「熱中症にご用心！」を実施した。(5回、86人)
- 熱中症予防啓発のため、パネル展を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
都心部における緑被面積	96ha (2007年度)	97ha (2017年度)	103ha (2020年度※)	B

都心部：御笠川～百年橋通り～高宮・大正通りで囲まれたおよそ3km四方、面積920haの範囲

※福岡市環境基本計画(第三次)(以下「基本計画」という。)の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

総合評価

成果指標の達成状況等から概ね順調に進捗していると評価するが、目標値に向けたペースは下回っているため、引き続き、関係部局と連携しながら、気候変動の影響による被害の軽減に取組む必要がある。



第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策の基本的方向

市民や事業者との共働により、自然や歴史的風土などと調和した美しい街の実現を図ります。

施策の実施状況

●歴史的文化を活かしたまちづくり

・2020年3月、九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を図ることを目的として、「承天寺通り地区」を都市景観形成地区として指定した。(2021年3月末時点：8地区)

・博物館、福岡市赤煉瓦文化館、「博多町家」ふるさと館、はかた伝統工芸館における展示等をおして、市民の歴史・文化等への理解を深めるとともに、福岡市の歴史的文化の魅力向上に貢献した。

全施設累計観覧者数：256,534人

〔 博物館：129,151人 福岡市赤煉瓦文化館：39,559人 「博多町家」ふるさと館：34,206人
はかた伝統工芸館：53,618人 〕

●モラル・マナーの向上

・モラル・マナー向上市民運動2020を実施し、市民・ボランティア団体、事業者、行政が一体となって清掃活動、落書き消し、交通マナー啓発等を行うキャンペーンを実施した。

・自治会・町内会等が実施する地域ぐるみ清掃に対して、ゴミ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援した。(参加町数：1,130町、参加人数：70,274人、ごみ処理実績量：979トン)

・放置自転車の撤去を行うとともに、自転車利用者に対する駐輪場への案内誘導や放置自動車 ZERO キャンペーン等の啓発活動を実施した。

・放置自転車対策として鉄道駅等を中心に駐輪場の整備を行った。

(新規整備台数：837台 ※2020年度末現在の収容台数52,485台(うち、官民共同：2,625台))

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012年度)	47.7% (2020年度)	60% (2022年度※)	B
自転車放置率	10.5% (2012年度)	1.6% (2020年度)	現状維持 (2024年度)	A

※基本計画の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

総合評価

成果指標の達成状況から、順調に進捗していると評価する。市民や事業者等と共同したモラル・マナーの向上のための取り組みも着実に実施されている。



第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策の基本的方向
 海洋、島しょ(島々)、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、福岡市の多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します。
 また、動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生き物を守り、豊かな生物相の回復を目指します。


施策の実施状況

- 博多湾の保全
 - ・「博多湾環境保全計画」に基づき、下水の高度処理導入や海底ごみの回収等の漁場環境保全、アマモ場の造成等を実施した。(海底ごみ回収：282m³、アマモ場の造成(和白海域)：260m²)
- みどりの保全・創出
 - ・特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地の制度を活用し緑地を保全している。(2020年度末指定状況：123.7ha)
 - ・優良農地の確保・保全等を行うとともに、耕作放棄地再生事業等により耕作放棄地の解消に努めた。(耕作放棄地面積：339ha(2019)→338ha(2020))
- 市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成
 - ・街路緑化や公民館・市営住宅等の緑化を実施した。(街路緑化整備：3件)
 - ・身近な緑の拠点となる公園を整備した。(街区公園：1か所)
- 自然環境調査
 - ・自然環境の現状(鳥類)、及び特定外来生物の生息状況の調査を実施した。(鳥類：239種確認(うち2種が特定外来生物)、特定外来生物アライグマ：38頭捕獲)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
全市域における緑被面積	18,864ha (2007年度)	18,921ha (2017年度)	現状維持 (2020年度※)	A
農地面積 (農業振興地域の農用地区域内)	1,559ha (2014年度)	1,553ha (2020年度)	現状維持 (2023年度※)	B
森林面積	11,054ha (2010年度)	11,730ha (2020年度)	現状維持 (2024年度)	A
環境基準(博多湾)の達成率	COD※1 62.5% (2012年度)	50% (2020年度)	100% (2024年度)	C
環境基準(河川水質)の達成率	BOD※2 100% (2012年度)	100% (2020年度)	100% (2024年度)	A
カブトガニの卵塊・幼生数	卵塊:12/幼生:63個体 (2012年度)	卵塊:30/幼生:37個体 (2020年度)	現状維持 (2024年度)	B

※基本計画の目標年度が⁶2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

総合評価	成果指標の達成状況から、概ね順調に進捗していると評価する。生き物や自然環境の保全に向けた施策も着実に実施されている。	
-------------	--	---

※1 COD…化学的酸素要求量のこと。水中に含まれる有機物が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表現したもの。CODの量は主として水中に含まれる有機物の量を表し、CODは海域・湖沼での汚濁の指標として用いられている。
 ※2 BOD…生物化学的酸素要求量といい、細菌が一定時間内(通常は、20℃で5日間)に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するのに消費される酸素の量をmg/Lで表した量のこと。消費される酸素量が多いということは、水中の有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いといえる。

第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策の基本的方向

福岡市の地理的特性を活かし、生物多様性に配慮しながら、安心して暮らせる都市基盤をつくとともに、生物多様性に支えられる文化を継承し、生物多様性の恵みを活かして福岡市の魅力を増進します。

施策の実施状況

●快適な都市環境の維持・向上の推進

・「都市活力の向上に挑戦するグリーンアイランドの創造」に基づき、「CO₂ゼロ街区」のエネルギー使用に関する分析・検証等を実施した。

●生物多様性の恵みを活かした災害につよいまちづくり

・森林の水源かん養や保健休養、国土保全、環境保全等の多面的機能を高めるため、下刈や間伐等の保育を実施した。(保育(分収林等): 108.16ha)

●生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出

・子ども向けの自然観察会等を開催するとともに、生物多様性に関する取組みを企画・実施する意欲的な人材を育成した。(講座受講生: 累計 174人)

・生物多様性の保全や水源涵養、土砂災害の防止等の様々な役割を持つ森について関心を高めるため、森林の機能・特徴を学び、森の恵みを体験する活動等を実施した。(体験活動: 2回、クラフト体験会: 4回)

●生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用

・水産業生産者の所得向上と後継者の増大を図るため、福岡市の水産物のPR活動等を実施した。

・市内産農畜産物の6次産業化・ブランド化による、新商品の開発、販路拡大への支援及び農山村地域の特産品開発支援を実施した。(開発・販売した加工品数: 39品)

●生物多様性に支えられる文化の継承

・多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟において、地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全活動を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
身近な緑への満足度	31.6% (2012年度)	30.5% (2020年度)	55% (2022年度※)	B
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012年度)	68.4% (2020年度)	75% (2020年度※)	B
福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思ふ市民の割合	75.2% (2012年度)	73.7% (2020年度)	85% (2022年度※)	B
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜) <small>小学校における主要14品目の重量ベース</small>	31.1% (2012~2014年度平均)	31.4% (2018~2020年度平均)	33.4% (2021年度※)	B
背振少年自然の家延利用者数	28,737人 (2012年度)	4,751人 (2020年度)	30,000人 (2024年度)	C
農林業ふれあい施設年間利用者数 <small>油山市民の森/油山牧場/花畑園芸公園/市民リッジ公園/今津・立花寺</small>	872,920人/年 (2013年度)	761,000人/年 (2020年度)	1,000,000人/年 (2024年度)	C
海づり公園利用者数	69,719人/年 (2013年度)	46,724人/年 (2020年度)	72,000人/年 (2024年度)	C

※基本計画の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者数が減少した。	
総合評価	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者数は減少しているものの、成果指標の達成状況から概ね順調に進捗していると評価する。生物多様性に配慮した都市基盤の整備や生物多様性に支えられる文化の継承のための施策も着実に実施されている。	★★

第 2 節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策の基本的方向

市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させるとともに、市の各施策においても生物多様性の考え方を反映させていきます。

また、ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進します。

施策の実施状況

●市民への生物多様性の認識の理解促進

- ・環境保全等に積極的な団体や個人の活動について周知し、生物多様性に関する理解を深める場として「生きものと私たちの暮らし展」を開催した。(展示団体数：19 団体)

●多様な主体参画の促進、支援

- ・今津干潟において地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全再生活動を行った。
(砂留め堤効果検証のためのモニタリング調査(8月)、カブトガニ卵塊幼生調査(8、9月)、カブトガニ学習会(10月)、干潟の生きもの観察会(10月))

●国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築

- ・市民、市民団体、漁業関係者、企業、教育、行政など多様な主体からなる「博多湾 NEXT 会議」において、アマモ場づくり(1回)や博多湾の魅力を発信するオンラインイベントの開催(1回)などを行った。
- ・和白干潟の環境保全に向けた活動などの共働事業(和白干潟保全のつどい)を企画・実施した。
定例会：6回
(例年実施している環境保全活動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)
- ・環境保全活動を行う NPO 団体や個人、事業者、学識者及び関心のある市民等の交流や連携を促進するため、「ふくおか環境連絡交流会」、「ふくおか環境活動発表会」、「トークカフェ」を実施した。(交流会参加人数：27 人、発表会参加人数：50 人、トークカフェ参加人数：65 人)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012 年度)	17.6% (2020 年度)	35.0% (2024 年度)	B

特記事項 (外部要因等)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、イベントや保全活動の実施回数は減少したが、オンラインを活用した方法を取り入れるなどの工夫を行った。
-----------------	--

総合評価

成果指標の達成状況から概ね順調に進捗していると評価するが、目標値に向けたペースは下回っているため、引き続き、市民や地域等と連携した取組みを実施し、生物多様性の認識を広く社会へ浸透させる必要がある。



第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策の基本的方向

特に発生抑制、再利用に重点をおいたごみ減量の推進を図るとともに、事業系ごみのリサイクルシステム構築により資源化の促進を図るなど、さらなるごみ減量・リサイクルの取組みにより、循環型社会の構築を目指します。

施策の実施状況

●福岡市一般廃棄物処理基本計画の改定

- ・循環のまち・ふくおか推進プランを策定した。(2021年8月策定済み)

●様々な媒体等を活用した情報発信

- ・市外からの転入者向けに家庭ごみルールブック等の作成・配布及び「福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイト」などによる広報を実施した。
- ・スーパーマーケット等でのポスターの掲示やSNS広告等での啓発を実施した。
- ・飲食店などから排出される食品廃棄物の発生抑制を推進する「みんなでフードロスゼロ！おいしい福岡エコ運動」を特設サイト等でPRした。(福岡エコ運動協力店登録数：571店)

●環境教育・学習機会の提供

- ・3Rステーションにおいて市民へのごみ減量・リサイクルの場の提供、各種講座やイベントを開催した。(入館者総数：65,868人、講座等開催回数：1,103回、イベント参加人数：760人)
- ・小学4年生を対象に、家庭で出来るごみ減量の取組み等についての環境学習支援を実施した。(62校)

●家庭におけるリサイクルの促進

- ・地域集団回収等実施団体に対する報奨金の交付や、市民の身近な場所に回収拠点を整備し、資源物の回収を促進した。(回収量：24,437t)
- ・水銀廃棄物の拠点回収を実施した(蛍光管71か所、水銀体温計等738か所)

●事業系古紙回収の推進

- ・2020年10月から事業系一般廃棄物は、従来の「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の2分別に「古紙」を加えた3分別としたため、新たな分別方法について市内事業者へ効果的な周知啓発を行った。
- ・古紙回収に取り組んでいない中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進した。(回収量：10,618t)

●一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

- ・特定事業用建築物(延床面積1,000㎡超の事業用建築物)の所有者等に対する減量化指導を実施した。(事業所への立入指導等：875件)
- ・清掃工場への木くずの搬入及び市外に所在する排出事業者による産業廃棄物の搬入を規制した。

●ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用

- ・AIを活用した食品ロスの発生を抑制する需要予測システム等、事業系ごみの減量・資源化等に関する研究を支援した。
- ・2020年10月から事業系一般廃棄物の分別区分に古紙を追加したことに伴い、排出事業者が適切な分別を実施できるよう、保管場所の改修等に対する支援を実施した。(補助件数：古紙分別保管場所等整備支援事業 57件(59箇所))

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	52.8万t (2020年度)	47万t (2024年度)	B
ごみのリサイクル率	30.6% (2012年度)	30.9% (2020年度)	37% (2024年度)	B

特記事項
(外部要因等) ごみ処理量については、人口は増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛や営業自粛等と、2020年10月から開始した事業系古紙の分別区分追加の効果もあり、前年に比べ約3万7千トン減少した。

総合評価 新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、事業系古紙の分別区分追加などの効果もあり、ごみ処理量は減少するなど概ね順調に進捗していると評価する。引き続き、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点的な減量施策の推進が必要である。

★ ★

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

処理の優先順位に基づいて発生抑制・再使用・再生利用の取組みを行った上でも排出されるごみについては、効率的な収集運搬体制やごみ処理施設の運営により、適正に処理します。また、不法投棄防止や資源物の持ち去り防止対策に取り組み、適正処理を確保します。

施策の実施状況

●収集運搬の区分及び体制

- ・家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルを委託業者が収集し、適正に処理を行った。
- ・ごみ収集業者に対するマスクや消毒液などコロナウイルス感染症対策に要する費用の負担や、市に寄贈されたマスクの一部提供など、コロナ禍でも安定したごみ収集に取り組んだ。

●びん・ペットボトルの再資源化

- ・収集されたびん・ペットボトルは、中継保管施設・選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者にて再資源化した。

●資源物の持ち去り防止対策

- ・家庭の不燃ごみから資源物を持ち去る行為を防止するため、パトロールの実施や地域集団回収への排出誘導などを実施した。
(夜間パトロールの実施日数：264日、地域集団回収等回収実績(空き缶のみ)：495トン)

●広域連携

- ・福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市からなる一部事務組合「福岡都市圏南部環境事業組合」が建設した可燃ごみ処理施設(2016年3月竣工)にて、ごみ処理を実施した。

●産業廃棄物排出事業者の監視・指導

- ・産業廃棄物排出事業者への立入検査及び適正指導を実施した。(立入り件数：413件)

●不法投棄対策

- ・廃棄物の不法投棄の防止・指導に努めた。(不法投棄処理量：21トン)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
不法投棄処理量	87t (2012年度)	21t (2020年度)	39t (2024年度)	A

総合評価

成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。廃棄物の適正処理推進に向けた施策も着実に実施されている。



第3項 水資源の有効利用の促進

施策の基本的方向

健全な水循環を図り、限られた水資源を有効に利用し、節水型のまちづくりに取り組みます。

施策の実施状況

●節水意識の高揚

・「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが市民（社会）全体に継承され続けるよう、各種印刷物を制作し広報活動を実施した。

●水の有効利用

・漏水防止調査、給水管の漏水対策、配水調整システムの整備を実施した。
 （給水管の漏水対策 応急修理：1,284件 給水管取替：1,297件、配水調整システムの整備：15か所）

●下水処理水や雨水等の有効利用

・下水処理水の一部を再生処理し、主に都心の大型ビルの水洗便所の洗浄用水として供給した。
 （供給施設：486件、新規供給施設：16件）
 ・市役所本庁舎、マリンメッセなど公共・民間施設で雨水の有効利用（貯留）を図った。

●エネルギーの有効利用

・水素リーダー都市プロジェクトとして、下水バイオガス前処理技術・水素製造技術・水素供給技術を組合せ、下水バイオガスから水素を効率的に製造するシステムを構築し、長期運転による設備の耐久性や維持管理費の低減に向けた研究を継続実施した。

●水源地域・流域との連携・協力

・筑後川流域の水源地域において、植樹や下草刈りなどの育林活動やダム見学等を通じて交流事業を行うとともに、水の大切さを学ぶ体験学習などを実施している。
 ※令和2年度の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
 （職員のみで水源地域での植樹作業に参加し支援を行った。）

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
市民1人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201リットル (2012年度)	206リットル (2020年度)	現状維持 (2024年度)	C

特記事項 (外部要因等)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛や生活様式の変化等により、市民一人一日あたりの家事用水使用量が増加した。
-----------------	--

総合評価	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛や生活様式の変化等により、市民一人一日あたりの家事用水使用量は若干増加したが、限られた水資源の有効利用を図る施策や市民向けの広報啓発等は着実に実施されており、概ね順調に進捗していると評価する。	★★
------	--	----

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第1項 省エネルギーの促進

施策の基本的方向

建築物の断熱性能の向上やエネルギー消費効率に優れた機器、電気自動車をはじめとするクリーンな次世代自動車の導入等を促進するとともに、市民・事業者の省エネ行動を支援することにより、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進めます。

施策の実施状況

●福岡市地球温暖化対策実行計画の改定

・脱炭素社会の実現に向けて、福岡市地球温暖化対策実行計画の改定に着手した。(2020年9月)

●市民・事業者の省エネ行動の支援

・福岡市地球温暖化対策市民協議会(132団体 ※2021年3月末現在)と連携して、地球温暖化対策に向けた様々な事業を展開した。

①住宅用エネルギーシステム導入促進事業(補助等実績:953基)

②ECOチャレンジ応援事業(参加世帯数:1,358世帯)

③地球温暖化対策シンポジウムは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

④暮らし安心・適応リノベーション促進事業(広報のみ継続)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パネル展は開催中止

・地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減のため、町内会が設置管理する防犯灯のLED化を支援した。(LED防犯灯への建替え:433基)

・事業所の自主的・計画的な省エネの取組みを促進するため、事業所省エネ計画書制度を運用した。(参加事業所:39事業所、うち新規参加事業所:5事業所)

●低炭素社会の構築に向けた情報提供等

・省エネ講習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。代替として「いつでも見られる省エネセミナー」として省エネ啓発動画を市HP上で発信した。

●市有施設等における省エネの推進

・市有施設等における地球温暖化対策を推進するための様々な事業を実施した。

①リース方式による旧型蛍光灯のLED化(2013年度から2015年度までのLED化本数:45,476本、2020年度:リース契約期間継続中)

②道路照明灯のLED化(20,971基)

●事業所省エネ技術導入サポート事業(ソフトESCO事業)等の利用促進

・業務部門の地球温暖化対策を推進するための様々な事業を実施した。

①省エネルギー診断事業(実施:3施設、光熱水費削減額:約53百万円、市の利益:約44百万円)

②特定建築物に関わる省エネ計画書の届出(届出件数:498件)

③低炭素建築物の認定(認定件数:77件)

●エネルギーの効率が良くクリーンな次世代自動車の普及促進

①本市公用車における低公害車及び環境配慮型自動車の導入(合計627台 ※導入率:96.8%)

②電気自動車等購入助成(補助実績:96台 福岡市地球温暖化対策市民協議会と連携して実施)

・本市公用車として燃料電池自動車を活用した。(リース2台)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量	30.1キガジュール※1 (2006~2010年度平均)	20.2キガジュール (2019年度)	22.1キガジュール (2024年度)	A
業務部門における延床面積1㎡あたりのエネルギー消費量	1.08キガジュール (2006~2010年度平均)	0.78キガジュール (2019年度)	0.88キガジュール (2024年度)	A

総合評価

成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。市民・事業者の省エネ行動を促す支援や適切な情報提供等、環境負荷の少ないライフスタイル等へ向けた取組みも着実に実施されている。一方、脱炭素社会の実現に向けては、さらなる取組み強化が必要である。



※1 ジュール…1リットルの電力を1秒間流した時の電力量に相当するエネルギー量のこと。<1キガジュール(kJ) = 1,000ワットジュール(WJ) = 100ワットジュール(WJ) = 10億ジュール(J)>
例えば、1キガジュールはガソリン約29リットルのエネルギー量に相当する。

第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

施策の基本的方向

再生可能エネルギーなどの導入・活用を促進するとともに、十分に活用されていないエネルギーの活用を図ります。また、エネルギーを創り賢く使うことに対する市民や事業者の理解と行動を促進します。

施策の実施状況

●市有財産等を活用した再生可能エネルギーの率先導入

- ・太陽光発電設備について、第3給食センター、西長住公民館の2施設への設置、バイオマス発電について、中部水処理センターで発電設備の増設を行った。

市有施設への導入状況（2020年度末） ()内は前年度比

種別		施設数	発電出力	備考
太陽光 発電	メガソーラー	6	6,519kW	・大原メガソーラー発電所 ・蒲田メガソーラー発電所 ・青果市場太陽光発電所 ・西部水処理センター太陽光発電所 ・新西部水処理センター太陽光発電所 ・蒲田第2メガソーラー発電所
	その他	189 (+2)	2,577kW (+103kW)	公民館、小中学校等
バイオマス 発電	廃棄物発電	4	80,900kW	清掃工場 [東部、西部、臨海、福岡都市圏南部]
	その他	2	2,099kW (+404kW)	水処理センター[中部、和臼]
小水力発電		3	222kW	・浄水場[瑞梅寺、乙金] ・曲淵ダム
合 計		204 (+2)	92,317kW (+507kW)	※屋根貸し等による事業者設置を含む 数値は小数点以下を四捨五入端数処理

●市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入促進

- ・民間施設については、自家消費型の住宅用エネルギーシステムの普及を促進するため、住宅用の蓄電池、V2H システム、家庭用燃料電池、太陽光発電設備及び HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) の複合導入に重点を置いた補助を行った。(補助等実績：953 基)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
再生可能エネルギーの設備導入量	11万1千kW (2012年度)	24万kW (2020年度)	30万kW (2024年度)	A

総合評価

成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。再生可能エネルギー設備の導入に加え、市民や事業者が再生可能エネルギー由来電力を利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。



第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策の基本的方向

拠点への都市機能の集積などによるコンパクトな都市構造への転換を図るとともに、建物更新などの機会を捉え、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等を面的に導入するなど、質の高い多様な都市活動を支えるエネルギーの効率化を図ります。
また、コンパクトな都市を快適・便利に移動できる低炭素型の交通体系の形成を促進します。

施策の実施状況

- **公共交通幹線軸の強化**
 - ・地下鉄七隈線の延伸事業として、博多駅工区等の土木本体工事、車両製作を引き続き進めるとともに、駅建築や設備に関する工事を順次契約・着手した。
- **公共交通の利便性向上と利用促進**
 - ・地下鉄利用による環境貢献や健康づくりなど、地下鉄を含むライフスタイルを提案する「SUBWAY DIET」事業を実施した。
 - ・「はやかけん」を使った、パーク&ライド優待サービスやレール&カーシェアサービスを実施した。
2021年3月末：パーク&ライド優待サービス：10駅13か所
レール&カーシェアサービス：5駅13か所
- **道路交通の円滑化**
 - ・都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための都市計画道路の整備を行った。
(都市計画道路整備延長：4.3km)
- **自転車で移動しやすい交通環境づくり**
 - ・都心部に向かう道路及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に自転車通行空間の整備を行った。
(自転車通行空間整備延長：約6.8km)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	112万1千人 (2012年度)	130万8千人 (2019年度)	120万人 (2022年度※)	A
公共交通の利便さへの評価	77.4% (2012年度)	81.7% (2020年度)	現状維持(80%程度を維持) (2022年度※)	A
都心部への自動車の流入台数	88,600台/12h (2013年度)	84,300台/12h (2019年度)	87,000台/12h (2022年度※)	A

※基本計画の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

総合評価	成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。 低炭素型の交通体系形成に向けた取組みも着実に実施されている。	
-------------	--	--

福岡市の環境施策

第2章 分野横断型施策の実施状況

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策の基本的方向

環境行動の担い手である市民・事業者の育成のため、学校や地域など様々な機会や場所を捉え、また、大学等とも連携を図りながら、幅広く環境行動を担う人材の育成に取り組みます。

また、環境人材の育成については、あらゆる世代・事業者を対象とし、環境行動のリーダーとなる人材の育成及び相互の連携強化に力を入れます。

第2項 地域環境力の向上

施策の基本的方向

地域における環境の様々な情報を把握し活用します。また、自発的に環境活動を行う市民・団体・事業者等の活動を支援するとともに、個々の主体や活動のつながりを構築することにより、環境保全と地域活性化を同時に達成する「地域環境力」を高めます。

施策の実施状況

●地域におけるリーダーの育成

・「環境をまもる人づくり地域づくり事業」において、地域環境サポーター養成講座を実施し、地域のリーダーとなる人材を発掘・育成するとともに、その活動を支援した。(養成講座修了者：11人)

●環境に関する多様な人材の把握とそのネットワーク化

・環境カウンセラーや環境に関する知識・経験を備えた講師の情報を「環境教育・学習人材リスト」として取りまとめ、ホームページで提供・案内した。(登録者数：70人)

●あらゆる年代に対する環境教育・学習

・幼稚園や小学校等での環境教育を推進するため、「環境わくわく出前授業」において、専門的知識と経験を有した講師を学校等へ派遣し、出前授業及び指導者向けの実践講座を実施した。

(講師派遣事業実施回数：30回、指導者向け講座実施回数：7回)

・「ごみ・環境」をテーマとした出前講座を実施し、市民への積極的な情報提供を行った。

(17テーマ、計94回、参加者：延べ3,193人)

・環境学習教材として例年作成している副読本に加え、学校におけるICT環境の整備等を踏まえ、環境学習動画を作成した。また、「脱炭素社会の実現に向けた取組み」の一環として、地球温暖化リーフレットを作成し、関連施設や各出前講座等で配布した。(動画本数：13本)

・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったイベントや行事内容を素材とした動画の作成や、環境局HPに集約した特設ページを新設し、市民への環境啓発を行った。(動画本数：15本)

●活動のネットワークづくり

・「環境フェスティバルふくおか」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
環境教育・学習人材リスト登録者数	44人 (2013年度)	70人 (2020年度)	80人 (2024年度)	A

**特記事項
(外部要因等)** 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、出前講座の実施回数は減少したが、動画配信やオンライン講座を実施するなどの工夫を行った。

総合評価

成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。環境行動を担う人材の育成や、環境教育・学習のための取組みも着実に実施されている。



第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用

施策の基本的方向

市民、事業者、行政の各主体が行う様々な活動において、環境への配慮を適切に行うため、各種規制や手続等の制度を整備し、適切に運用します。

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策の基本的方向

行政が率先して環境負荷の低減を図るとともに、市民・事業者の自主的な環境配慮を促進するための様々な支援等を行います。

第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

施策の基本的方向

市民・事業者が必要とされる大気・水質・騒音などの環境情報を収集し、調査・研究を行います。また、国や大学、他の自治体とも連携し、最新の幅広い情報の収集に努めます。
収集・整理した情報は、地域や社会のニーズに合わせ、様々な媒体を活用して効果的に発信するとともに、一方的な情報提供にとどまらない、双方向的な情報の活用方法についても検討します。

施策の実施状況

●環境影響評価の推進

- ・福岡市環境影響評価条例などの規定に基づき、下記事業の事後調査を行った。
 - ① 周船寺川都市基盤河川改修事業
 - ② 福岡都市高速鉄道3号線（天神南～博多間）
 - ③ 西鉄天神大牟田線雑餉隈駅周辺連続立体交差事業


●福岡市環境配慮指針の適切な運用

- ・福岡市環境配慮指針などの運用により、各種開発事業の許認可等に際して、環境保全の見地から意見を述べ、環境への配慮を誘導した。
 - ① 都市計画法第29条の規定による開発行為許可（件数：69件）
 - ② 建築基準法第48条および第51条の規定による許可（件数：5件）
 - ③ 砂利採取法および採石法による採取計画の認可（件数：1件）
 - ④ 森林法第10条の2の規定による開発行為許可（件数：2件）
 - ⑤ 福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可（件数：3件）
 - ⑥ 福岡県自然公園条例に係る意見（件数：5件）
 - ⑦ 環境に影響を及ぼすおそれのある事業に対する意見（公共施設：6件）

●表彰・助成

- ・「福岡市環境行動賞」において、環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、それらの模範的な活動を広く市民に周知した。
表彰件数 81件（個人：3件、団体：4件、学校：3件、事業者：2件、奨励賞：69件）
※表彰式は隔年開催（2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- ・市民団体やNPO法人などが自ら発意・企画し、主体的に行う環境活動に対し、「エコ発する事業」において支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりを進めた。
（補助件数：5件（ステップアップコース：4件、ビギナーコース：1件））

成果指標の達成状況・・・成果指標なし

総合評価	環境影響評価制度等の適切な運用及び表彰・助成による市民・事業者の自主的な活動の支援、環境情報の収集及び調査・研究などの施策は着実に実施されており、概ね順調に進捗していると評価する。	
-------------	--	---

第3節 ふくおか から 九州・アジアへ

第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携

施策の基本的方向

福岡都市圏をはじめ、近隣や九州、国内の地域と、環境施策の幅広い分野で連携・協力し、環境に関する共通の課題に向けた取組みや情報共有などを行います。

第2項 国際環境協力の推進

施策の基本的方向

本市や市内の大学等がこれまで培ってきた経験を活かし、廃棄物処理や自然環境保全等に関する技術・ノウハウについて、研修生の受入れや技術者派遣等により、ニーズに応じた国際協力を展開します。

また、市民・事業者等による自発的な国際環境協力への支援も積極的に行います。

施策の実施状況

●福岡都市圏の市町との環境協力の推進

- ・福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、定期的な意見交換等を実施した。
(総会：1回 幹事会：1回 情報交換会：1回)

●海外からの研修生等の受け入れ

- ・廃棄物埋立技術「福岡方式」等を学ぶ研修（オンライン）の受け入れを実施した
研修受入人数：4か国 4人（スーダン、ネパール、パプアニューギニア、ラオス等）

●国際機関との連携による技術協力

- ・国連ハビタット事業として、ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市への技術指導をオンラインで実施し、既存埋立場の改善や、新規埋立場の整備、浸出水調整池の検討など「福岡方式」埋立場整備を支援した（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航制限や令和3年2月にミャンマーで発生したクーデターの影響により、事業の進捗は遅れている）。

●アジアの環境改善に向け市民・事業者・行政が連携した取組みの推進

- ・ラブアース・クリーンアップ事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一斉清掃イベントは中止とし、自主的な清掃に対する支援を行った。
福岡市参加者：7,695人、実施会場：101会場
- ・年間を通じた海洋ごみ問題の啓発（SNS キャンペーン、ラジオ放送、オンラインセミナー）を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
視察・研修受入人数	602人 (2011年度)	175人 (2020年度)	1,700人 (2022年度※)	C

※本成果指標の目標値は環境分野だけでなく、下水道・水道対応分野を含めた市全体としての数値である。

※基本計画の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、2022(R4)年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)	2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航の制限等により、視察研修受入人数が大幅に減少した。	
総合評価	新型コロナウイルス感染症やミャンマーでのクーデター発生等の影響により、視察研修受入人数は減少したが、福岡都市圏の市町との協力や国際機関との連携による技術協力及びラブアース・クリーンアップ等の事業は継続して行われており、概ね順調に進捗していると評価する。	★★

福岡市の環境施策

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

推進体制	内容	R2年度実績	局・区	課
福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、「福岡市環境審議会」を設置しています。	・総会：1回 (R2.11.2) ・循環型社会構築部会：2回 (R2.9.15、R3.3.29) ・地球温暖化対策部会：1回 (R3.2.9)	環境局	環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	・福岡市環境調整会議(1回) (R1.12.12) ・福岡市環境調整会議幹事会(1回) (R2.3.30 書面開催)	環境局	環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	・総会、幹事会、情報交換会の開催、エコバッグ等の啓発用品の共同購入を実施 総会：1回(R2.5.20) 幹事会：1回(R2.5.13) 情報交換会：1回(R2.12.8)	環境局	環境政策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政(教育委員会等)からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	・福岡市環境教育・学習計画推進協議会 (R2.10.9)	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化対策実行計画協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に関する協議を行うため、「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置しています。	・福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 (R2.8.17、R2.12.25)	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市温暖化対策推進会議	「脱炭素社会」の実現をめざし、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市温暖化対策推進会議」を設置しています。	・福岡市温暖化対策推進会議(R2.5.27) ・脱炭素社会推進部会(R2.9.30 書面開催、R2.12.18) ・適応推進部会(R2.6.26) ・熱中症対策部会(R2.11.30)	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：132団体(R3年3月末現在) ・総会の開催(書面)(R2.6.2) ・環境フェスティバルふくおか2020への出展 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止 ・協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステム導入促進事業 ②次世代自動車普及促進事業(電気自動車購入等助成)(次世代自動車展示・試乗会 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止) ③ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与) ④地球温暖化対策シンポジウムの開催 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止	環境局	環境・エネルギー対策課
博多湾環境保全計画推進委員会	「博多湾環境保全計画(第二次)」の着実な推進を図るために「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理、施策の効果の評価及び新たな対策の検討などを行っています。 ＜計画目標等＞ 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会 (R2.8.4、R2.12.23)	環境局	環境調整課
循環のまち・ふくおか推進会議	市民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた活動を推進するための具体的な行動を協議するとともに、情報や意見の交換を通じて全市的な実践活動の展開を図っています。 ＜計画目標等＞ 会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かし、校区の特性に応じた活動を行う。	・循環のまち・ふくおか推進会議 書面開催(R3.3.5) ・区における循環型社会に向けた活動に関する連絡会議の開催 ・校区における循環型社会に向けた活動の推進	環境局	家庭ごみ減量推進課

環境の状況

I 環境の質に関するデータ (環境監視の結果等)

1 大気環境

福岡市における大気汚染は、自動車やビル・事業場のボイラー等から排出される汚染物質が主な原因であり、商業・都市生活型の汚染形態を示しています。さらに近年では、大陸からの汚染物質の移流の影響も懸念されています。

福岡市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を8局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を8局設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質濃度、大気汚染に関連する炭化水素等及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量等について、自動測定機により測定を行っています。

測定データは環境監視システム（テレメーターシステム）により収集し、集中的に常時監視を行っています。

※大気環境基準：

環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5）・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等が定められています。

※一般環境大気測定局：

大気汚染防止法に基づき環境大気の大気汚染状況を監視するための測定局で、工場の煙突の煙や自動車の排気ガスなどの直接的な影響の無い場所に設置します。福岡市では、主に小学校や中学校の校庭などに設置しています。ここで得られた測定結果は、環境基準の適否の判断、緊急時対策の実施、対策の立案やその効果の判定など基礎資料として使用されます。

※自動車排出ガス測定局：

自動車から出る排気ガスによる大気汚染の状況を監視するための測定局で、大きな交差点や幹線道路の沿道付近に設置します。ここで得られた測定結果は、一般環境大気測定局と同様に環境基準の適否の判断や自動車による汚染寄与度の推定などに使用されます。

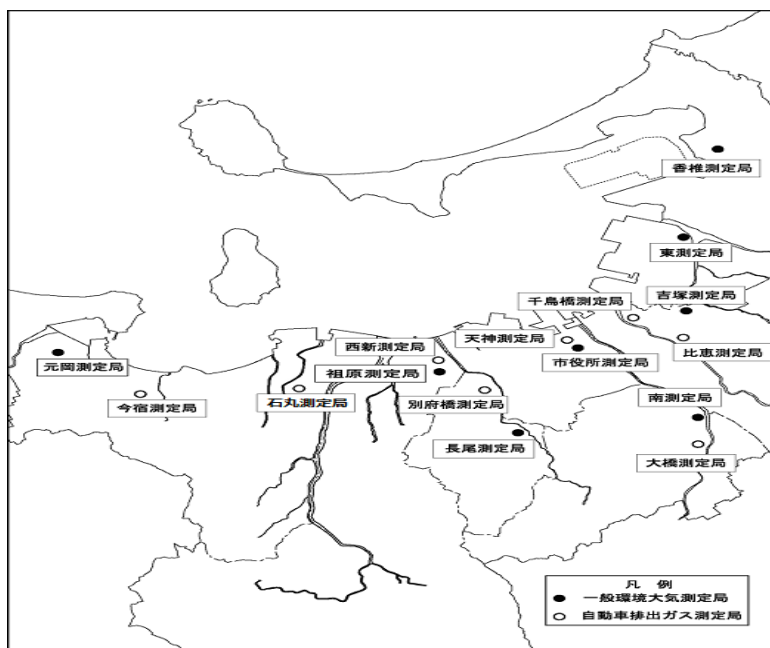
●大気常時監視測定局所在地及び測定項目

(令和3年3月31日現在)

測定局	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	日射量・温湿度
一般環境大気測定局	香椎	東 区香住ヶ丘3丁目10		○		○	○	○	○	
	東	東 区宮松4丁目21		○		○	○		○	
	吉塚	博多区吉塚6丁目8	○	○		○	○		○	
	市役所	中央区天神1丁目10-1	○	○		○	○		○	
	南	南 区塩原1丁目27		○		○	○		○	
	長尾	城南区長尾5丁目1-1		○		○	○		○	
	祖原	早良区祖原15-7	○	○		○	○		○	○
	元岡	西 区大字田尻108		○		○	○		○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	博多区千代5丁目1		○		○	○		○	
	比恵	博多区東比恵1丁目3		○		○			○	
	天神	中央区天神2丁目12	○	○	○	○		○		
	大橋	南 区大橋3丁目18		○		○	○			
	別府橋	城南区別府1丁目22		○		○				
	西新	早良区西新3丁目1-1		○		○	○			
	石丸	西 区石丸2丁目25		○		○	○		○	
	今宿	西 区今宿青木草場137		○		○				

●大気常時監視測定局位置図

(令和3年3月31日現在)



※環境基準の評価：

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の日平均値のうち、高い方から2%にあたる部分を除いた後の一番高い日平均値(日平均値の2%除外値)が環境基準値を超えていないこと。

②日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと。

○二酸化窒素…1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていない場合は、環境基準「達成」と判定します。

○光化学オキシダント…1年間を通して昼間の1時間値が0.06ppmを超えていない場合のみ、環境基準「達成」と判定します。なお、昼間とは、5時から20時までをいいます。

○微小粒子状物質(PM_{2.5})…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと。

②1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていないこと。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については全ての測定局で環境基準を達成しました。

微小粒子状物質(PM_{2.5})については、測定を行っている9局のうち8局で「年平均値が15 µg/m³以下」かつ「年間日平均値98%値が35 µg/m³以下」のいずれの条件も満たし、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

●環境基準の達成状況

(令和2年度)

項目	二酸化硫黄(SO ₂)		二酸化窒素(NO ₂)		一酸化炭素(CO)		光化学オキシダント(Ox)		浮遊粒子状物質(SPM)		微小粒子状物質(PM _{2.5})			
	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	年間日平均値の98%値(ppm)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	超過した時間数(括弧内は回数)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(mg/m ³)	基準値を連続して超過した回数	達成状況	年平均値(µg/m ³)	年間日平均値の98%値(µg/m ³)	達成状況
環境基準の評価	年間日平均値の2%除外値が0.04ppm以下かつ日平均値0.04ppmを2日以上連続して超えないこと		年間日平均値の98%値が0.06ppm以下		年間日平均値の2%除外値が10ppm以下かつ日平均値10ppmを2日以上連続して超えないこと		昼間の時間(5時~20時)の1時間値が0.06ppm以下		年間日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下かつ日平均値0.10mg/m ³ を2日以上連続して超えないこと		年平均値が15µg/m ³ 以下かつ年間日平均値の98%値が35µg/m ³ 以下であること			
測定局	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	年間日平均値の98%値(ppm)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	超過した時間数(括弧内は回数)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(mg/m ³)	基準値を連続して超過した回数	達成状況	年平均値(µg/m ³)	年間日平均値の98%値(µg/m ³)	達成状況
一般環境 大気測定局	香椎		0.019	○			485(80)	×	0.057	0	○	11.5	31.7	○
	東		0.027	○			259(50)	×	0.073	0	○			
	吉塚	0.004	○	0.025	○		314(58)	×	0.059	0	○	12.6	33.3	○
	市役所	0.003	○	0.027	○		224(42)	×	0.055	0	○	11.7	31.5	○
	南			0.018	○		346(59)	×	0.063	0	○			
	長尾			0.018	○		455(73)	×	0.067	0	○	11.6	32.8	○
	祖原	0.003	○	0.019	○		373(63)	×	0.052	0	○			
元岡			0.014	○		448(69)	×	0.063	0	○	15.3	35.0	×	
自動車 排出ガス測定局	千鳥橋		0.031	○					0.061	0	○	12.6	31.5	○
	比恵		0.029	○					0.051	0	○			
	天神	0.003	○	0.039	○	1.0	○		0.047	0	○			
	大橋			0.018	○				0.054	0	○	12.2	34.0	○
	別府橋			0.024	○				0.074	0	○			
	西新			0.022	○				0.062	0	○	10.9	30.8	○
	石丸			0.016	○		285(54)	×	0.054	0	○	11.6	29.2	○
今宿			0.017	○				0.053	0	○				

※日平均値 : 1時間値の1日平均値
 年間日平均値 : 1年間にわたる1時間値の1日平均値
 年平均値 : 1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で割った値

※二酸化硫黄：

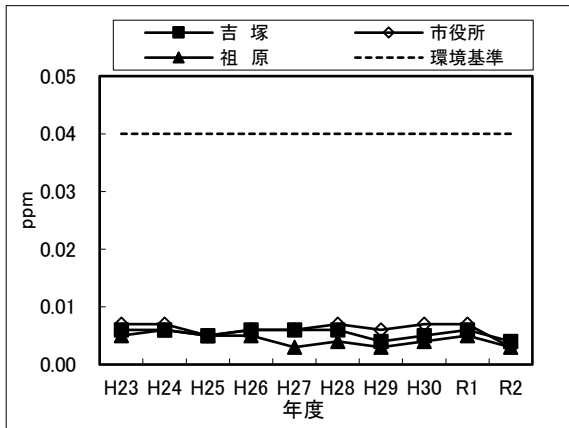
重油などの石油製品や石炭等の燃焼時に、その中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と結びついて生成します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。酸性雨の原因物質ともなります。

(1) 二酸化硫黄

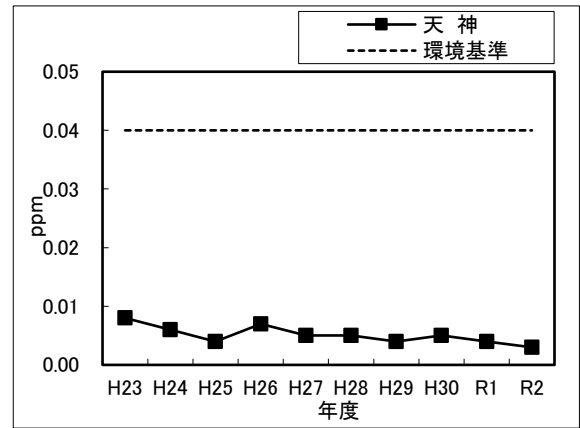
一般局3局、自排局1局で二酸化硫黄を測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

福岡市内の二酸化硫黄の主な発生源は、工場・事業場における重油ボイラ一等や、軽油を使用するディーゼル自動車などです。近年は、脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料や軽油中の硫黄分の低下により、一般局・自排局ともに、年平均値は横ばいで推移しています。

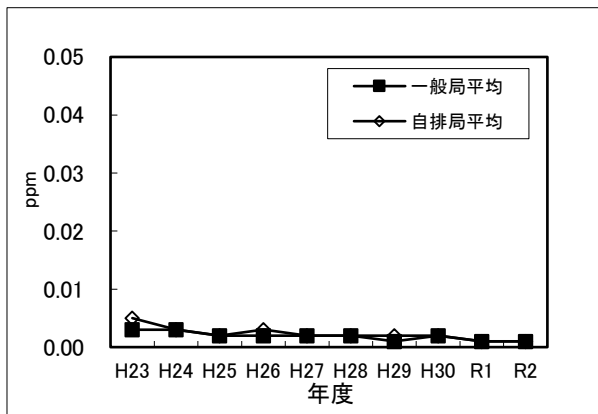
●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (一般局)



●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (自排局)



●二酸化硫黄の年平均値の推移 (一般局、自排局)



※窒素酸化物：

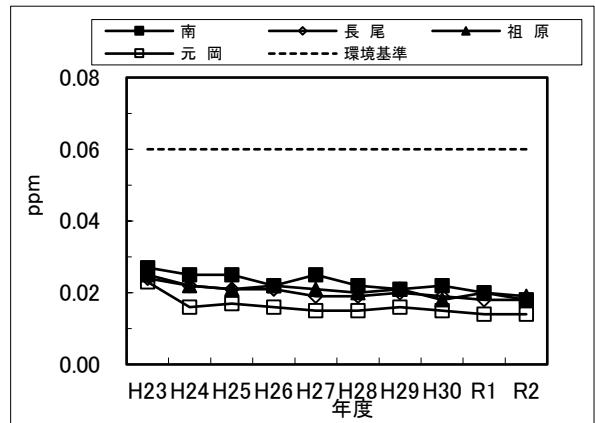
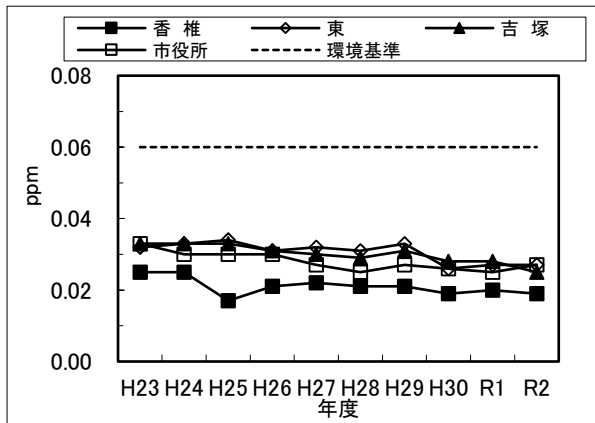
一酸化窒素と二酸化窒素の総称。空気中
 や燃料中の窒素分が燃焼により空気中の酸
 素と結びつくことなどにより発生します。
 その多くは一酸化窒素として排出され、大
 気中で更に酸化され、二酸化窒素となりま
 す。(二酸化窒素は高濃度になると呼吸器
 官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学
 オキシダントなどの原因物質となります。)
 主な発生源は自動車、工場・事業場のボイ
 ラーなどがあります。

(2) 窒素酸化物

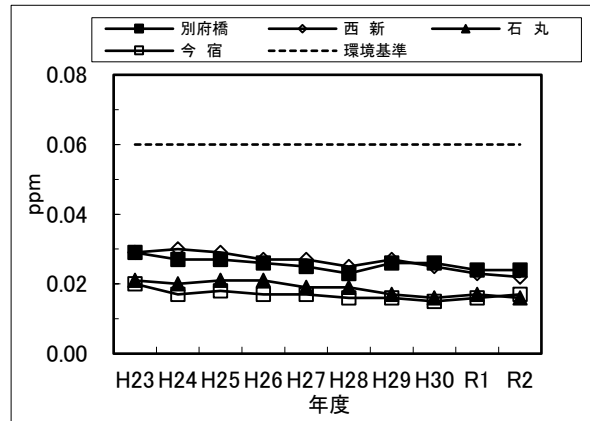
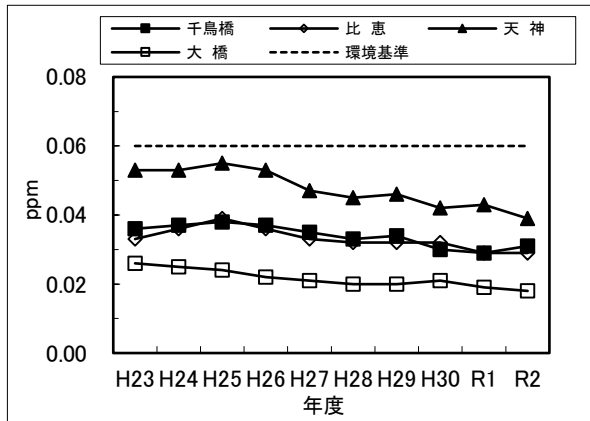
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を達成しています。

製造業などの工場が比較的少ない福岡市では、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物の量が全排出量のうち最も多くを占めていますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（一般局）

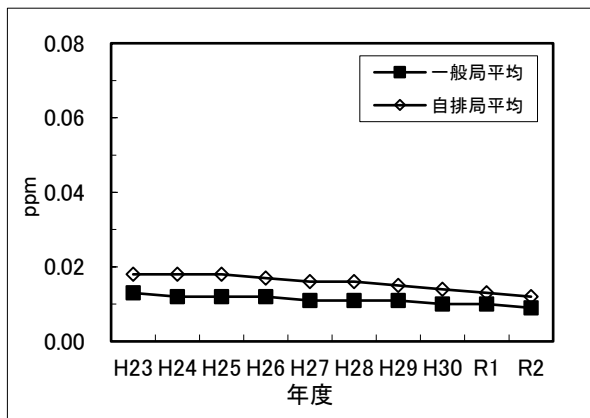


●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（自排局）



※平成25年度西新局については参考値

●二酸化窒素の年平均値の推移（一般局、自排局）



※一酸化炭素：

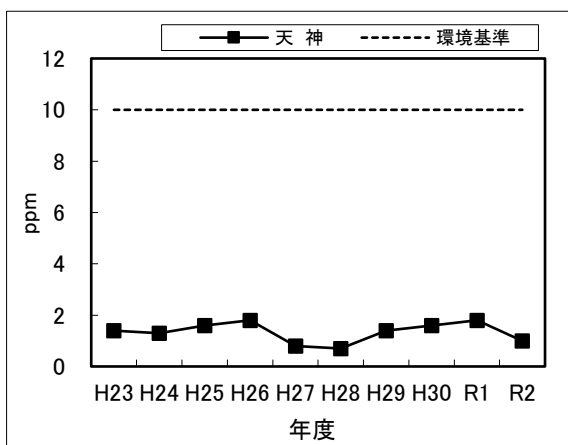
不完全燃焼により発生します。主な発生源は自動車と考えられ、人への健康影響には血液中の酸素運搬機能の阻害などがあります。

(3) 一酸化炭素

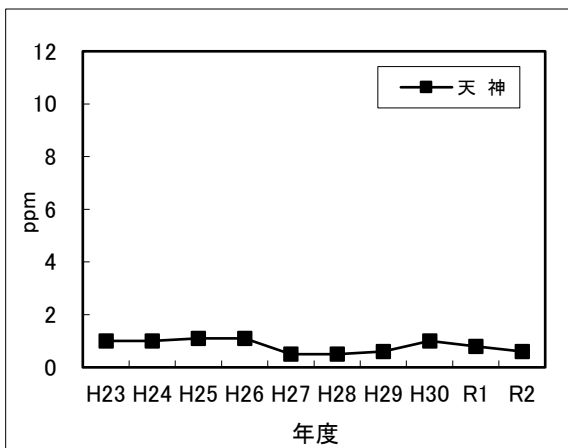
天神自排局で測定しており、環境基準を達成しています。

福岡市内の一酸化炭素の主な発生源は、自動車と考えられますが、自動車エンジンの改良が進んだことから、環境基準（10ppm）を大きく下回った状態で推移しています。

●一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（天神局）



●一酸化炭素の年平均値の推移（天神局）



※光化学オキシダント：

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称です。高濃度では目への刺激や呼吸器官への影響があるほか、植物にも生育阻害などをもたらします。発生には、日射・気温や風速などの気象条件の影響が大きく、影響範囲は市域内に限らず、周辺部にまで広範囲に及びます。

※光化学オキシダント注意報：

大気汚染防止法において、大気中の濃度が0.12ppm以上になると、健康被害防止のため、光化学オキシダント注意報の発令を行い、排出原因事業者への指導等を行うように定められています。

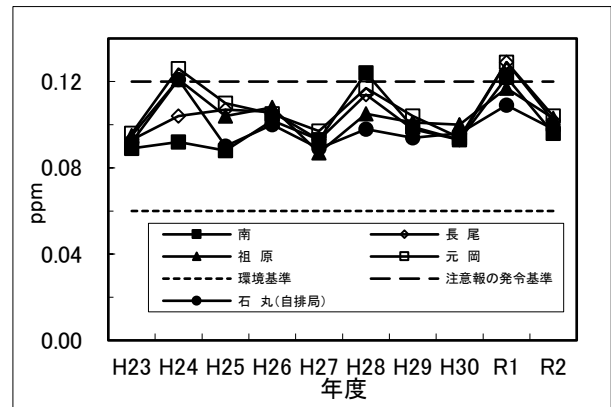
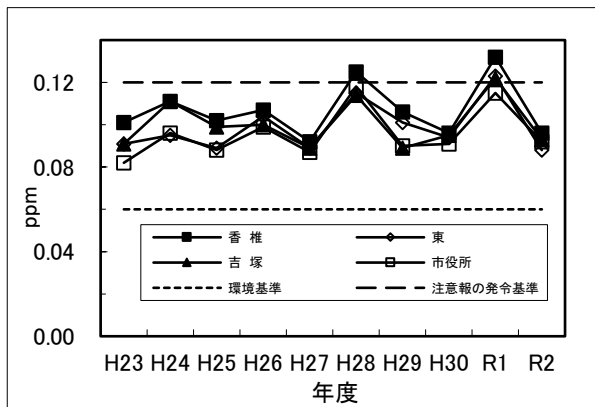
(4) 光化学オキシダント

一般局8局と自排局1局で測定しており、全測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも環境基準値である0.06ppmを超えると環境基準未達成と判定するため、全国のほとんどの測定局で環境基準未達成の状態が続いています。(全国測定局の令和元年度環境基準達成率：一般局0.2%、自排局0%)

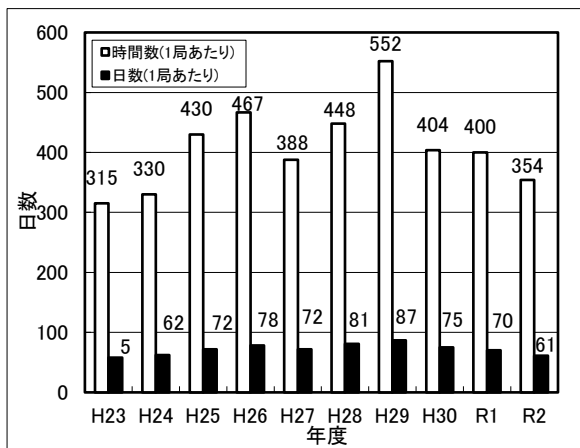
なお、昼間の1時間値の年平均値は、ほぼ横ばいの濃度で推移しています。

また、光化学オキシダント注意報については、令和2年度は福岡市内において発令はありません。

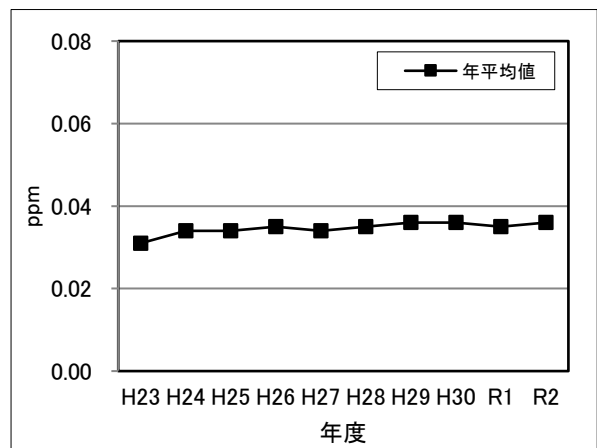
●光化学オキシダント昼間の1時間値の最高値の推移



●1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数・日数(1局あたり)



●昼間の1時間値の年平均値の推移



※浮遊粒子状物質：

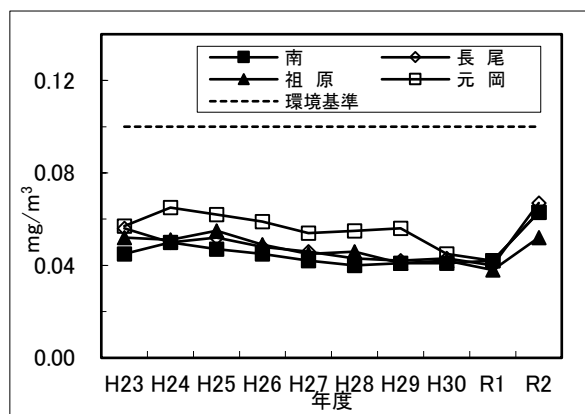
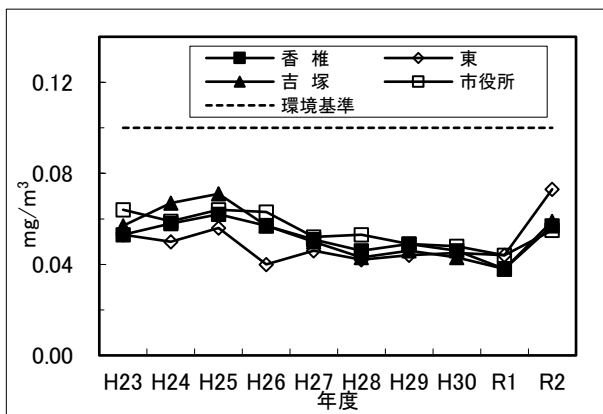
大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下の粒子状物質。比較的長い時間大気中を浮遊し、気道や肺胞に沈着しやすく、高濃度では人の健康に影響を与えるといわれます。工場・事業場からのばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの煙など人為的に発生するものと、大陸からの黄砂や火山活動に伴う灰、砂ぼこり等自然的な要因のがあります。

(5) 浮遊粒子状物質

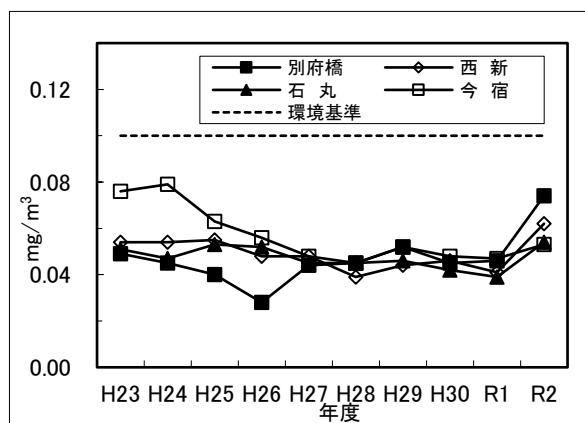
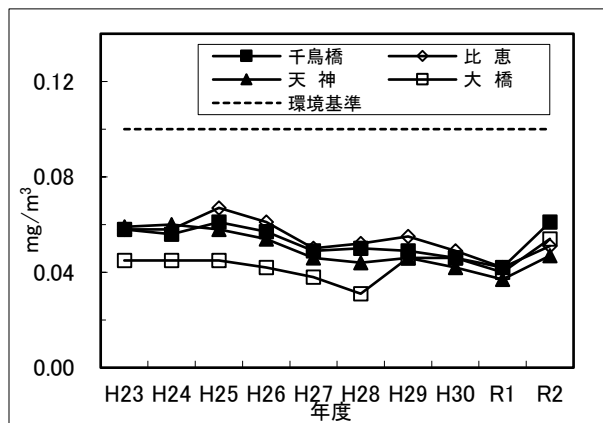
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

環境基準達成状況は、黄砂等の気象現象に大きく影響を受けますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移 (一般局)

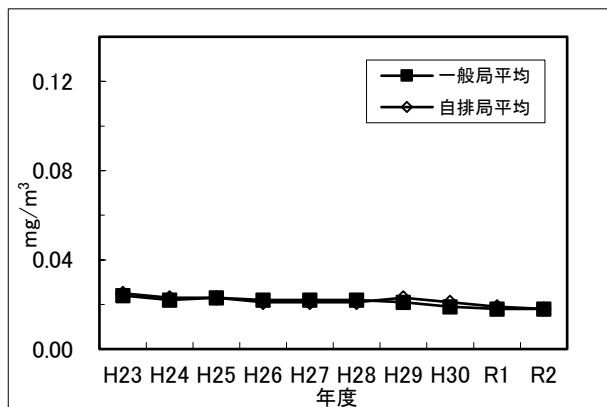


●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移 (自排局)

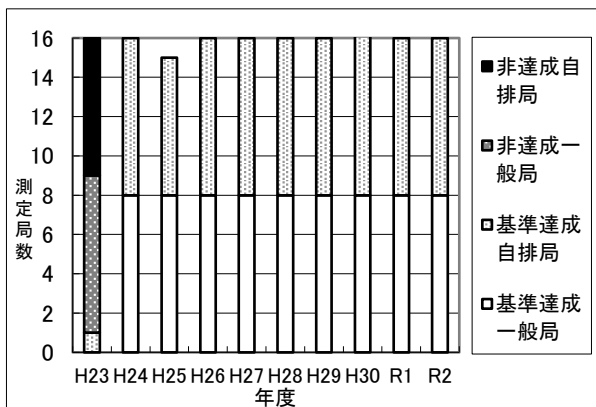


※平成25年度西新局については参考値

●浮遊粒子状物質の年平均値の推移 (一般局、自排局)



●浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移 (一般局、自排局)



※平成25年度西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、評価対象外

※微小粒子状物質：

従来からは大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきていますが、そのなかで粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質 (PM2.5) と呼んでいます。微小粒子状物質 (PM2.5) は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

※暫定指針値：

平成25年2月に環境省が設置した「PM2.5に関する専門家会合」において、注意喚起のための暫定的な指針値として、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ が示されました。

ただし、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるPM2.5への曝露によって、すべての人に必ず健康影響が生じるというものではないことに留意が必要とされています。

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

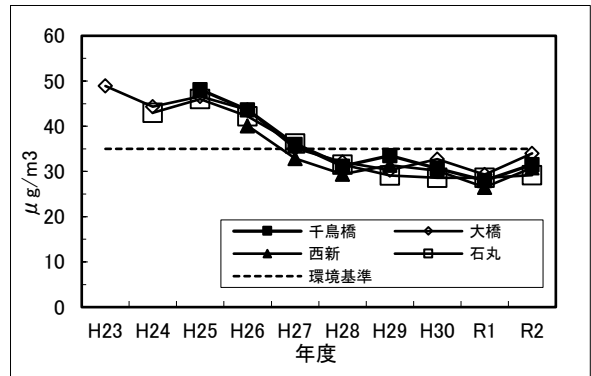
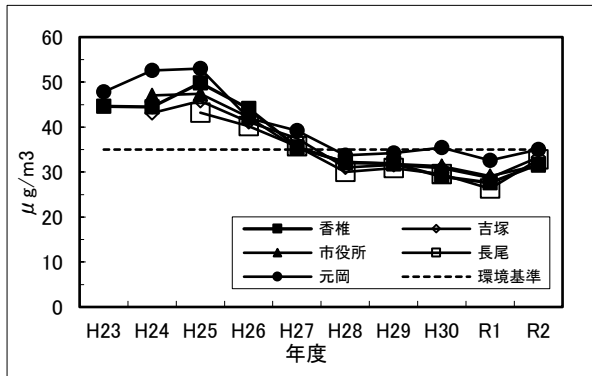
一般局5局と自排局4局で測定しており、そのうち8局で環境基準を達成しました。

また、濃度が暫定指針値を超過すると予測された場合に県が発令する注意喚起は、ありませんでした。

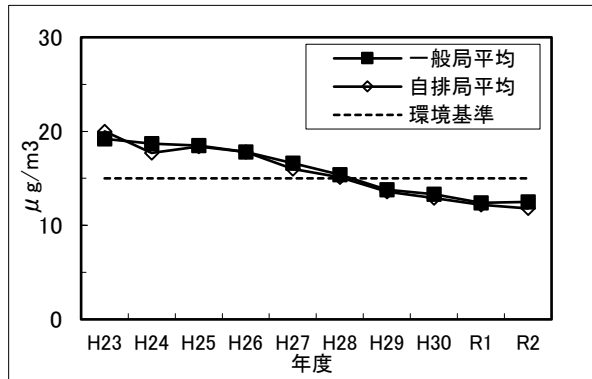
なお、年平均値は、測定を開始した平成23年度以降、一般局・自排局ともにゆるやかな減少傾向にあります。

微小粒子状物質 (PM2.5) の成分割合については、硫酸イオンが最も多く26%を占めていました。

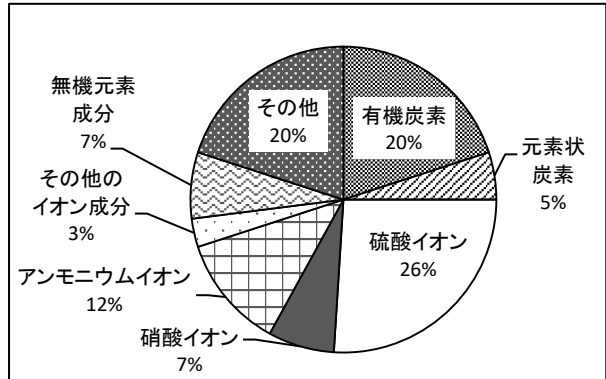
●微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の98%値の推移 (一般局と自排局)



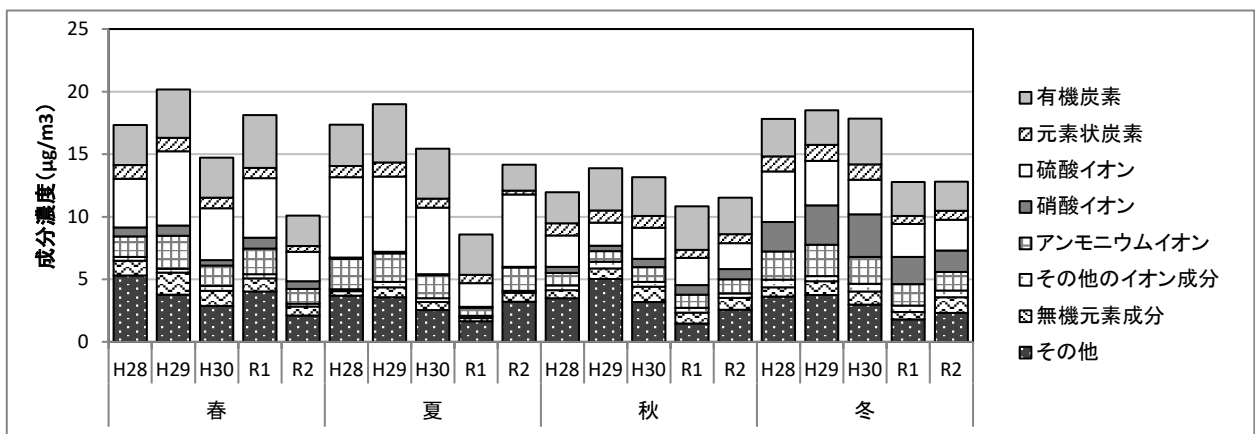
●微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の推移 (一般局、自排局)



●微小粒子状物質 (PM2.5) の成分割合 (市内平均)



●微小粒子状物質 (PM2.5) の成分濃度 (市内平均)



※H28～H30は市役所局・元岡局・西新局の3局平均、R1～R2は市役所局・元岡局の2局平均

※炭化水素：

石油及び有機溶剤などの精製・生産や消費の過程で発生します。主な発生源は、自動車や石油関連施設です。なお、灯油やガスを使用する事業場や家庭からも排出されます。

※メタン：

有機物が腐敗発酵する際に生成され、沼沢などから発生することもあります。天然ガスや石炭ガスの主成分です。地球規模の温暖化に関与するいわゆる温室効果ガスの一つでもあります。

※非メタン炭化水素：

光化学オキシダントの生成に関係する成分です。メタン以外の炭化水素のことをいいます。光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの昼間の1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20～0.31ppmCの範囲と示されています。

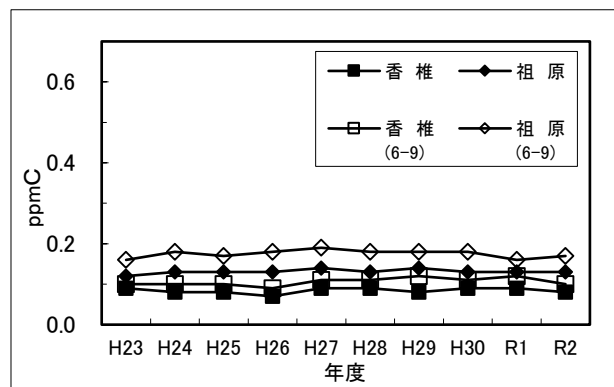
(7) 炭化水素

一般局2局と自排局2局で測定しています。

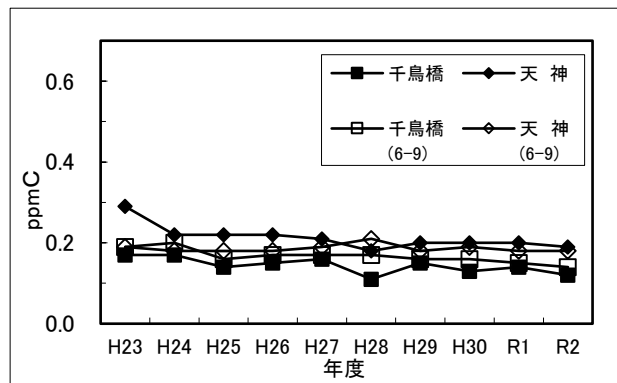
大気中の炭化水素のうち、光化学オキシダントの生成に関係する成分を非メタン炭化水素として、メタンと区別して測定しています。非メタン炭化水素は、一般局・自排局ともに、近年ではほぼ横ばいの濃度で推移していますが、長期的には減少傾向にあります。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値はありませんが、大気汚染に係る指針において、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下が適当とされており、この指針を超過した日数の割合は、香椎局で2.8%、祖原局で6.0%、千鳥橋局で3.6%、天神局で6.1%でした。

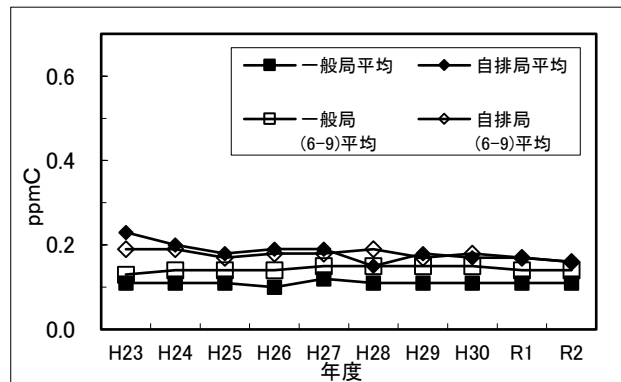
●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（自排局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局、自排局）



(参考) 大気環境に関する詳細データ

(1) 二酸化硫黄

① 二酸化硫黄の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
吉塚	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006	0.004
市役所	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007	0.003
祖原	0.005	0.006	0.005	0.005	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005	0.003

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
天神	0.008	0.006	0.004	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.003

② 二酸化硫黄の年平均値

(単位: ppm)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
吉塚	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
市役所	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001
祖原	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
平均	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
天神	0.005	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001

(2) 二酸化窒素

① 二酸化窒素の日平均値の年間98%値

(単位: ppm)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	0.025	0.025	0.017	0.021	0.022	0.021	0.021	0.019	0.020	0.019
東	0.032	0.033	0.034	0.031	0.032	0.031	0.033	0.026	0.027	0.027
吉塚	0.033	0.033	0.033	0.031	0.030	0.029	0.031	0.028	0.028	0.025
市役所	0.033	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.027	0.026	0.025	0.027
南	0.027	0.025	0.025	0.022	0.025	0.022	0.021	0.022	0.020	0.018
長尾	0.024	0.022	0.021	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.018	0.018
祖原	0.025	0.022	0.021	0.022	0.021	0.020	0.021	0.018	0.020	0.019
元岡	0.023	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015	0.016	0.015	0.014	0.014

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	0.036	0.037	0.038	0.037	0.035	0.033	0.034	0.030	0.029	0.031
比恵	0.033	0.036	0.039	0.036	0.033	0.032	0.032	0.032	0.029	0.029
天神	0.053	0.053	0.055	0.053	0.047	0.045	0.046	0.042	0.043	0.039
大橋	0.026	0.025	0.024	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021	0.019	0.018
別府橋	0.029	0.027	0.027	0.026	0.025	0.023	0.026	0.026	0.024	0.024
西新	0.029	0.030	(0.029)	0.027	0.027	0.025	0.027	0.025	0.023	0.022
石丸	0.021	0.020	0.021	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.016
今宿	0.020	0.017	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.016	0.017

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

②二酸化窒素の年平均値

(単位：ppm)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	0.011	0.010	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
東	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012	0.011
吉塚	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013	0.011
市役所	0.019	0.018	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015	0.013	0.012
南	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008
長尾	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
祖原	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
元岡	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
平均	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016	0.014
比恵	0.017	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016	0.014
天神	0.035	0.035	0.035	0.034	0.031	0.031	0.030	0.029	0.027	0.025
大橋	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008
別府橋	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011
西新	0.016	0.017	(0.017)	0.016	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012	0.010
石丸	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007
今宿	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
平均	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

(3) 一酸化炭素

①一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位：ppm)

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
天神	1.4	1.3	1.6	1.8	0.8	0.7	1.4	1.6	1.8	1.0

②一酸化炭素の年平均値

(単位：ppm)

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
天神	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.5	0.6	1.0	0.8	0.6

(4) 光化学オキシダント

①光化学オキシダントの昼間の1時間の最高値

(単位：ppm)

測定局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香 椎	0.101	0.111	0.102	0.107	0.092	0.125	0.106	0.096	0.132	0.096
東	0.091	0.095	0.089	0.104	0.089	0.115	0.101	0.094	0.123	0.088
吉 塚	0.091	0.111	0.099	0.100	0.089	0.114	0.089	0.095	0.122	0.093
市役所	0.082	0.096	0.088	0.099	0.087	0.118	0.090	0.091	0.115	0.092
南	0.089	0.092	0.088	0.102	0.093	0.124	0.099	0.093	0.122	0.096
長 尾	0.093	0.104	0.107	0.106	0.093	0.114	0.098	0.093	0.129	0.102
祖 原	0.095	0.121	0.104	0.108	0.087	0.105	0.101	0.100	0.117	0.103
元 岡	0.096	0.126	0.110	0.105	0.097	0.117	0.104	0.094	0.129	0.104
石丸(自排局)	0.092	0.121	0.090	0.100	0.089	0.098	0.094	0.096	0.109	0.098

※昼間とは、5時～20時までをいう。

②光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(上段)と日数(下段)

測定局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香 椎	482	543	542	666	528	648	713	504	576	485
	81	95	80	103	84	111	106	90	96	80
東	209	175	287	365	446	404	566	324	329	259
	47	43	49	69	83	72	93	65	65	50
吉 塚	281	313	407	418	346	322	476	335	289	314
	52	63	72	73	66	66	83	64	59	58
市役所	105	161	318	301	242	341	365	194	302	224
	26	29	57	56	56	68	70	47	59	42
南	257	211	291	384	389	639	603	403	428	346
	51	41	55	75	78	107	95	75	74	59
長 尾	384	375	561	521	451	510	742	539	521	455
	67	70	89	89	78	92	108	94	86	73
祖 原	460	430	599	495	294	427	613	462	453	373
	79	74	94	75	60	77	91	86	74	63
元 岡	451	521	601	635	517	577	694	497	520	448
	75	94	96	98	87	99	100	84	83	69
石丸(自排局)	203	238	261	415	280	163	197	382	181	285
	44	46	52	65	57	36	38	70	37	54
計	2832	2967	3867	4200	3493	4031	4969	3640	3599	3189
	522	555	644	703	649	728	784	675	633	548

③光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

(単位：ppm)

測定局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香 椎	0.035	0.037	0.035	0.039	0.038	0.039	0.039	0.038	0.038	0.038
東	0.030	0.031	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034
吉 塚	0.030	0.033	0.033	0.035	0.032	0.033	0.034	0.034	0.033	0.034
市役所	0.026	0.029	0.032	0.032	0.032	0.034	0.033	0.032	0.034	0.033
南	0.030	0.031	0.031	0.035	0.034	0.037	0.037	0.036	0.035	0.036
長 尾	0.030	0.034	0.035	0.037	0.034	0.036	0.039	0.037	0.036	0.037
祖 原	0.034	0.036	0.037	0.034	0.033	0.036	0.037	0.037	0.035	0.036
元 岡	0.035	0.039	0.038	0.039	0.038	0.039	0.040	0.038	0.038	0.038
石丸(自排局)	0.030	0.032	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029	0.035	0.032	0.035
平均	0.031	0.034	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.036	0.035	0.036

(5) 浮遊粒子状物質

①浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m³)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	0.053	0.058	0.062	0.057	0.051	0.046	0.049	0.046	0.038	0.057
東	0.053	0.050	0.056	0.040	0.046	0.042	0.044	0.045	0.044	0.073
吉塚	0.057	0.067	0.071	0.057	0.050	0.043	0.046	0.043	0.038	0.059
市役所	0.064	0.059	0.064	0.063	0.052	0.053	0.049	0.048	0.044	0.055
南	0.045	0.050	0.047	0.045	0.042	0.040	0.041	0.041	0.042	0.063
長尾	0.056	0.050	0.052	0.048	0.046	0.043	0.042	0.043	0.040	0.067
祖原	0.052	0.051	0.055	0.049	0.045	0.046	0.041	0.042	0.038	0.052
元岡	0.057	0.065	0.062	0.059	0.054	0.055	0.056	0.045	0.042	0.063

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	0.058	0.056	0.061	0.057	0.049	0.050	0.049	0.046	0.042	0.061
比恵	0.058	0.058	0.067	0.061	0.050	0.052	0.055	0.049	0.042	0.051
天神	0.059	0.060	0.058	0.054	0.046	0.044	0.046	0.042	0.037	0.047
大橋	0.045	0.045	0.045	0.042	0.038	0.031	0.046	0.046	0.040	0.054
別府橋	0.049	0.045	0.040	0.028	0.044	0.045	0.052	0.045	0.046	0.074
西新	0.054	0.054	(0.055)	0.048	0.048	0.039	0.044	0.046	0.041	0.062
石丸	0.051	0.047	0.053	0.052	0.045	0.045	0.046	0.042	0.039	0.054
今宿	0.076	0.079	0.063	0.056	0.048	0.045	0.052	0.048	0.047	0.053

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

②浮遊粒子状物質の年平均値

(単位: mg/m³)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	0.024	0.025	0.026	0.025	0.023	0.023	0.023	0.022	0.018	0.018
東	0.021	0.020	0.021	0.019	0.020	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019
吉塚	0.025	0.030	0.027	0.023	0.021	0.020	0.020	0.017	0.016	0.016
市役所	0.029	0.024	0.025	0.027	0.024	0.025	0.024	0.022	0.021	0.018
南	0.016	0.016	0.017	0.016	0.018	0.018	0.018	0.016	0.018	0.017
長尾	0.028	0.022	0.023	0.021	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.018
祖原	0.023	0.019	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	0.017	0.017
元岡	0.022	0.022	0.024	0.023	0.023	0.025	0.022	0.019	0.018	0.018
平均	0.024	0.022	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018	0.018

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	0.024	0.022	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020	0.018	0.018
比恵	0.028	0.024	0.027	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023	0.02	0.017
天神	0.027	0.027	0.027	0.027	0.023	0.023	0.022	0.020	0.018	0.017
大橋	0.017	0.016	0.017	0.016	0.015	0.014	0.022	0.021	0.019	0.018
別府橋	0.022	0.020	0.015	0.011	0.019	0.022	0.022	0.021	0.019	0.019
西新	0.024	0.023	(0.024)	0.021	0.021	0.020	0.022	0.021	0.019	0.019
石丸	0.020	0.019	0.021	0.021	0.021	0.022	0.021	0.019	0.018	0.017
今宿	0.035	0.029	0.025	0.025	0.022	0.022	0.024	0.022	0.020	0.017
平均	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021	0.021	0.023	0.021	0.019	0.018

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

①微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の年間 98%値

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

一般局	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
香 椎	44.6	44.5	49.8	44.1	35.6	32.1	31.9	29.0	27.6	31.7
吉 塚	(42.5)	43.1	45.8	41.1	37.5	31.0	31.6	30.9	28.7	33.3
市役所	(42.3)	47.0	47.4	42.2	35.3	32.3	31.8	31.3	29.1	31.5
長 尾	—	(41.0)	43.2	40.2	35.7	30.0	30.9	29.5	26.3	32.8
元 岡	47.8	52.6	53.0	42.0	39.2	33.7	34.2	35.4	32.6	35.0

自排局	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
千鳥橋	—	(47.6)	48.1	43.6	36.0	31.2	33.5	30.7	28.0	31.5
大 橋	48.9	44.3	46.6	43.6	35.1	32.1	30.3	32.7	29.3	34.0
西 新	—	—	(34.8)	40.1	32.9	29.4	31.4	30.2	26.5	30.8
石 丸	(38.8)	43.0	46.0	42.2	36.2	31.5	29.4	28.6	28.6	29.2

※**太字**は、日平均値の年間 98%値において環境基準非達成年度

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

②微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

一般局	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
香 椎	17.7	18.1	19.4	17.8	15.8	14.8	13.7	12.4	11.6	11.5
吉 塚	(19.2)	16.9	17.3	17.8	16.7	15.4	13.9	13.1	13.1	12.6
市役所	(20.8)	18.9	19.4	18.4	17.0	16.6	14.6	13.9	12.2	11.7
長 尾	—	(21.7)	17.5	17.4	16.0	14.7	13.7	12.3	11.6	11.6
元 岡	20.7	20.9	19.1	17.5	17.4	15.3	13.2	15.0	13.7	15.3
平 均	19.2	18.7	18.5	17.8	16.6	15.4	13.8	13.3	12.4	12.5

自排局	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)
千鳥橋	—	(25.1)	19.0	18.6	17.2	15.8	15.3	13.3	12.3	12.6
大 橋	20.0	18.9	18.5	19.2	16.5	15.9	13.6	14.2	13	12.2
西 新	—	—	(18.2)	16.2	14.8	14.0	13.0	11.9	10.9	10.9
石 丸	(19.4)	16.5	17.8	17.1	15.4	14.5	12.6	12.0	12.5	11.6
平 均	20.0	17.7	18.4	17.8	16.0	15.1	13.6	12.9	12.2	11.8

※**太字**は、年平均値において環境基準非達成年度

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

③微小粒子状物質（PM2.5）の成分割合（市内平均）

有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
20%	5%	26%	7%	12%	3%	7%	20%

④微小粒子状物質（PM2.5）の成分濃度（市内平均）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定季節		有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
春	H28	3.2	1.1	3.9	0.71	1.6	0.31	1.2	5.3
	H29	3.9	1.1	5.9	0.83	2.6	0.30	1.8	3.8
	H30	3.2	0.85	4.2	0.43	1.6	0.39	1.2	2.9
	R1	4.2	0.82	4.7	0.88	2.0	0.35	1.0	4.0
	R2	2.4	0.47	2.4	0.60	1.2	0.24	0.70	2.1
夏	H28	3.3	0.90	6.4	0.096	2.4	0.17	0.34	3.7
	H29	4.7	1.1	6.0	0.13	2.3	0.43	0.81	3.6
	H30	4.0	0.74	5.3	0.089	1.8	0.30	0.64	2.6
	R1	3.2	0.65	1.9	0.073	0.7	0.16	0.25	1.7
	R2	2.1	0.31	5.8	0.064	1.9	0.15	0.73	3.2
秋	H28	2.5	0.98	2.5	0.49	1.0	0.37	0.64	3.5
	H29	3.4	1.0	1.8	0.43	0.86	0.52	0.86	5.0
	H30	3.1	0.95	2.5	0.65	1.2	0.39	1.2	3.2
	R1	3.5	0.64	2.2	0.78	1.1	0.37	0.9	1.5
	R2	2.9	0.72	2.1	0.82	1.1	0.36	0.93	2.6
冬	H28	3.0	1.2	4.0	2.4	2.2	0.62	0.76	3.6
	H29	2.8	1.3	3.6	3.1	2.5	0.43	1.1	3.8
	H30	3.7	1.2	2.8	3.4	2.2	0.61	1.1	3.0
	R1	2.7	0.6	2.6	2.2	1.7	0.50	0.6	1.8
	R2	2.3	0.73	2.5	1.7	1.5	0.53	1.2	2.3

(7) 炭化水素

①全炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	1.94	1.96	1.97	1.98	2.00	2.00	2.02	2.01	2.03	2.03
祖原	1.99	2.01	2.02	2.04	2.06	2.05	2.08	2.07	2.08	2.09

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	2.04	2.05	2.04	2.06	2.07	2.09	2.10	2.08	2.11	2.10
天神	2.21	2.15	2.16	2.17	2.19	2.19	2.17	2.17	2.19	2.18

②非メタン炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	0.09	0.08	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08
祖原	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13
平均	0.11	0.11	0.11	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	0.17	0.17	0.14	0.15	0.16	0.15	0.15	0.13	0.14	0.12
天神	0.29	0.22	0.22	0.22	0.21	0.22	0.20	0.20	0.20	0.19
平均	0.23	0.20	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17	0.16

③非メタン炭化水素の6～9時における年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	0.10	0.10	0.10	0.09	0.11	0.11	0.12	0.11	0.12	0.10
祖原	0.16	0.18	0.17	0.18	0.19	0.18	0.18	0.18	0.16	0.17
平均	0.13	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	0.19	0.20	0.16	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.15	0.14
天神	0.19	0.18	0.18	0.18	0.19	0.21	0.18	0.19	0.18	0.18
平均	0.19	0.19	0.17	0.18	0.18	0.19	0.17	0.18	0.17	0.16

④非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合

(単位：%)

一般局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
香椎	1.7	0.6	1.7	1.4	2.0	3.7	3.9	0.6	3.4	2.8
祖原	5.8	10.0	8.9	10.2	12.6	8.6	10.2	8.0	3.7	6.0

自排局	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
千鳥橋	5.3	6.8	2.2	4.4	4.4	4.5	3.9	5.5	3.3	3.6
天神	4.8	3.1	3.8	5.2	8.3	7.7	5.8	5.8	6.8	6.1

(8) 降下ばいじん量の経年変化

(単位: t/km²/月)

測定点	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
吉塚小学校	2.5	2.8	2.8	2.5	2.6	2.1	2.5	2.2	2.4	2.0

(9) 風向の年間測定結果表

(単位: %)

測定局	風 向 頻 度																
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
香 椎	5.7	5.4	5.0	3.0	2.0	2.9	13.7	17.5	4.1	2.6	1.8	2.6	4.9	7.8	11.5	7.0	2.4
東	5.2	6.3	2.5	3.0	5.8	12.7	11.3	10.8	4.3	1.5	1.4	2.3	5.4	6.1	8.2	11.5	1.7
吉 塚	5.5	6.4	2.7	2.1	4.5	12.5	15.6	4.4	3.3	1.5	1.1	3.5	2.8	2.2	17.4	9.4	5.4
市役所	2.6	1.5	3.6	4.2	4.4	4.7	10.1	8.2	3.4	2.1	1.9	5.6	4.8	3.8	8.3	11.2	19.7
南	9.9	8.8	3.9	1.5	0.9	1.0	2.4	13.2	22.1	4.5	1.7	1.1	2.4	6.5	6.5	8.9	4.6
長 尾	8.0	4.3	2.4	2.3	2.4	4.6	18.7	7.5	3.3	2.7	2.3	4.5	8.1	6.7	9.2	7.8	5.3
祖 原	6.3	15.6	4.2	1.9	2.8	9.2	7.1	5.2	6.2	5.9	4.6	5.6	4.5	4.7	4.5	7.1	4.6
元 岡	3.4	3.1	13.7	11.1	4.6	3.8	3.5	1.8	1.3	1.7	6.9	10.3	11.0	8.2	6.5	4.3	5.0
石 丸	9.7	4.4	2.0	1.8	2.6	6.2	11.4	16.8	2.2	0.7	0.8	3.8	9.1	4.8	3.8	8.7	11.2

(10) 風速の年間測定結果表

(単位: m/s)

測定局	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 最低値
香 椎	2.9	12.8	9.7	1.2
東	2.5	13.3	7.7	1.0
吉 塚	2.0	9.8	5.5	0.7
市役所	1.3	11.5	5.8	0.3
南	2.3	13.2	6.5	0.9
長 尾	2.4	13.3	7.8	0.9
祖 原	1.9	10.8	5.8	0.6
元 岡	3.1	13.5	10.2	1.0
石 丸	1.2	8.8	4.1	0.5

2 水環境

福岡市内には 24 水系、132 の河川があり、全てが二級河川以下の中小河川で、脊振山系、三郡山系を源に大部分が博多湾に流入しています。

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。博多湾沿岸及び湾流入河川の流域には、大規模な工場・事業場は少なく、汚濁物質の主要発生源は生活系排水と考えられます。

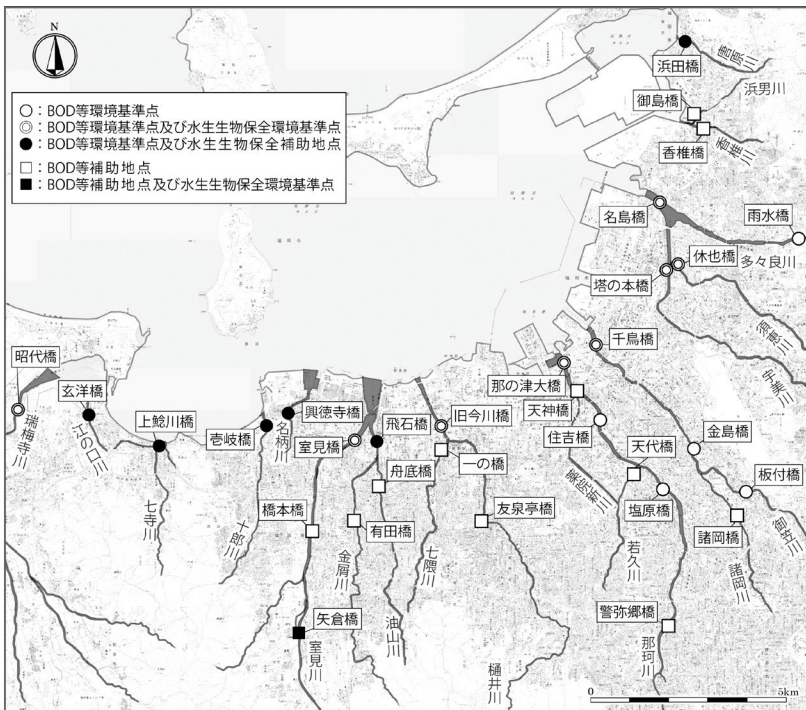
河川・博多湾には、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

福岡市では、定期的に調査を行い水質の状態を監視しています。

※環境基準値：環境基本法第 16 条

(1) 河川

●水質及び底質調査地点図



●市内主要河川の諸元

資料：福岡市地域防災計画（資料編）令和 2 年 6 月

河川名	起点	終点	延長 (m)	流域面積 (km ²)
多々良川	糟屋郡篠栗町大字篠栗字黒木原 456 番 1 地先	博多湾	17,352	167.9
宇美川	糟屋郡宇美町大字宇美字内野 1229 番地先の内野橋下流端	多々良川への合流点	16,777	71.6
須恵川	糟屋郡宇美町大字宇美ツムリ谷 18 番地先の砂防堰堤	宇美川への合流点	14,932	23.5
御笠川	太宰府市大字北谷字ソイラ 707 番地先	博多湾	24,150	94.0
那珂川	福岡市早良区板屋字伊津浦 207 番地先の砂防堰堤	博多湾	35,130	124.0
樋井川	福岡市南区大字柏原字山田 715 番の 1 地先の砂防堰堤	博多湾	12,875	29.2
室見川	福岡市早良区大字曲淵字山除 77 番地先の曲淵水源堰	博多湾	16,330	99.1
金屑川	福岡市早良区重留五丁目 803 番地先の重留橋	室見川への合流点	9,555	12.8
瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺字ブジ 366 番地先の喜徳橋	今津湾	12,841	52.6

14 河川 19 水域の利水状況に応じた環境基準の類型が指定され、主な河川には生活環境の保全に関する環境基準値が適用されています。

※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

BOD、pH 等の項目に加え、亜鉛等（水生生物保全項目）について基準値が定められています。

※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。

ひ素、水銀等の基準値が定められています。

※生物化学的酸素要求量 (BOD)：

微生物が一定時間内（通常は、20℃で 5 日間）に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するときに消費する酸素の量を mg/l で表した数値です。数字が大きいうことは、消費される酸素量が多いということになり、水中の有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。普通、河川に魚がすむことができるのは BOD 5mg/l 程度以下といわれています。

※河川 BOD75%値：

年間を通じて環境基準に適合していたかどうかを判断する場合に用いられる数値です。年間を通じた日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準に適合しているものと判断します。

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ (n は日間平均値のデータ数) 番目のデータ値のことをいい、具体的には年間 12 回の測定であれば ($0.75 \times 12 = 9$) となり、下から 9 番目のデータを指します。

※平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型が次の地点で改訂され、基準が強化されました。

- ・御笠川 (千鳥橋)
- ・那珂川 (那の津大橋、住吉橋)
- ・樋井川 (旧今川橋)

※七寺川及び江の口川は、平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型指定が行われました。

環境基準の達成状況を把握するためにBOD等の環境基準点19か所で月1回、補助地点12か所で年4回、水質等の調査をしています。調査の結果、長期的に見ると、下水道整備が進んだことにより水質は改善されてきました。

生活環境の保全に関する環境基準のうち生物化学的酸素要求量（BOD）については、令和2年度は環境基準点19地点中全ての地点で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準のうちふっ素、ほう素は、河口付近の調査地点で海水の影響を受けて環境基準値を超過した地点もありましたが、その他の項目は、全調査地点で環境基準を達成しました。

●河川BOD75%値の環境基準達成状況

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	類型	達成期間	環境基準値 (mg/L)	BOD75%値										令和2年度 達成状況
						H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
唐の原川	唐の原川	浜田橋	C	ロ	5以下	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2	0.9	1.1	1.6	1.3	1.1	○
多々良川	多々良川	名島橋	C	イ	5以下	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	1.1	○
		雨水橋	A	ロ	2以下	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	1.0	○
	須恵川	休也橋	C	イ	5以下	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	1.8	○
	宇美川	塔の本橋	C	ロ	5以下	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	1.4	○
御笠川	御笠川	千島橋	D	イ	8以下	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	1.0	○
		金島橋	D	ハ	8以下	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	1.4	○
		板付橋	B	イ	3以下	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	1.2	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	C	イ	5以下	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	1.7	1.1	0.9	○
		住吉橋	B	イ	3以下	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	0.6	○
		塩原橋	A	イ	2以下	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	0.7	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	B	イ	3以下	1.1	0.9	1.1	0.8	0.9	0.7	1.1	1.1	1.2	0.7	○
室見川	金屑川	飛石橋	C	イ	5以下	1.1	0.6	1.0	0.7	1.1	0.7	0.7	1.1	0.8	0.6	○
	室見川	室見橋	A	イ	2以下	1.3	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	1.0	0.7	0.6	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	C	イ	5以下	1.1	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	1.1	0.7	0.6	○
十郎川	十郎川	壱岐橋	C	イ	5以下	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	0.7	0.9	1.0	0.9	0.9	○
七寺川	七寺川	上鯉川橋	C	イ	5以下	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7	0.7	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	C	ロ	5以下	1.4	1.7	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	A	イ	2以下	1.6	1.4	1.5	1.6	1.6	1.2	2.0	3.1	1.5	1.8	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

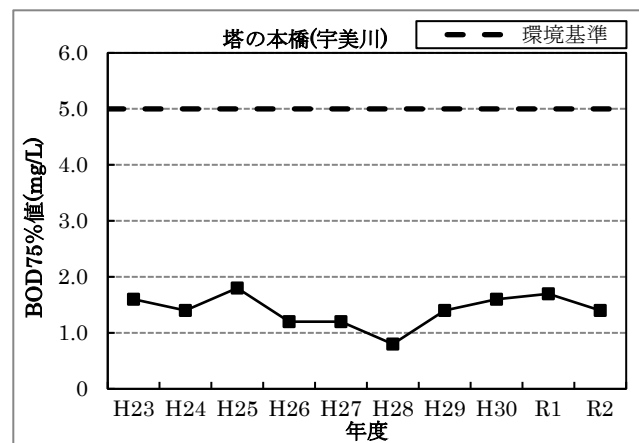
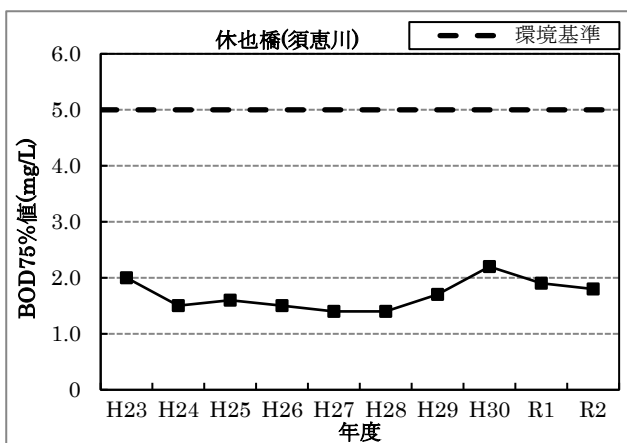
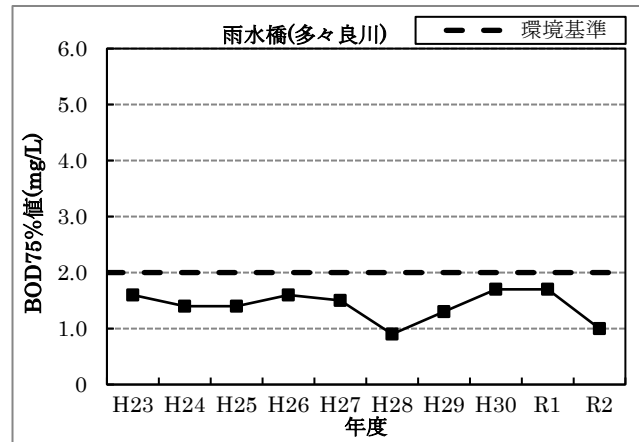
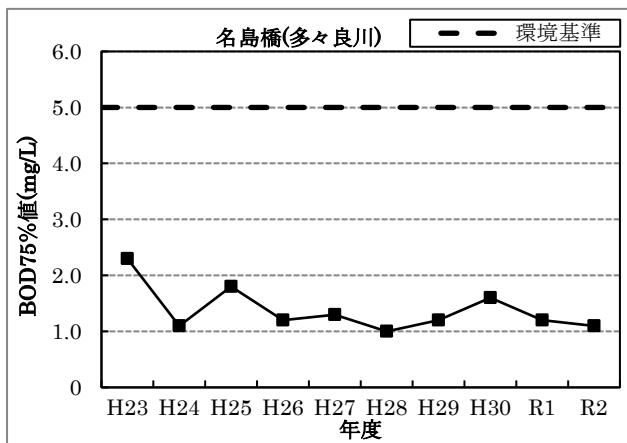
①多々良川水系

多々良川水系は、三郡山系に源を発し、東区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入します。上・中流は水道水源になっており、下流域には多々良川浄化センター、東部水処理センターの2下水処理場の放流水が流入しています。

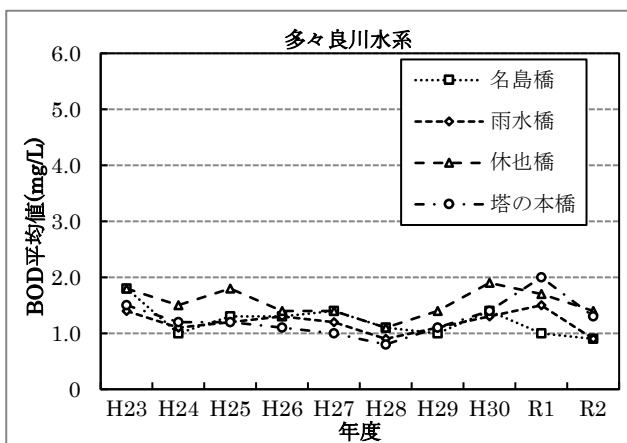
多々良川水系では、環境基準点である名島橋・雨水橋（以上多々良川）・休也橋（以上須恵川）及び塔の本橋（宇美川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は全環境基準点（名島橋、雨水橋、休也橋、塔の本橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（多々良川水系）



●BOD年平均值の推移（多々良川水系）



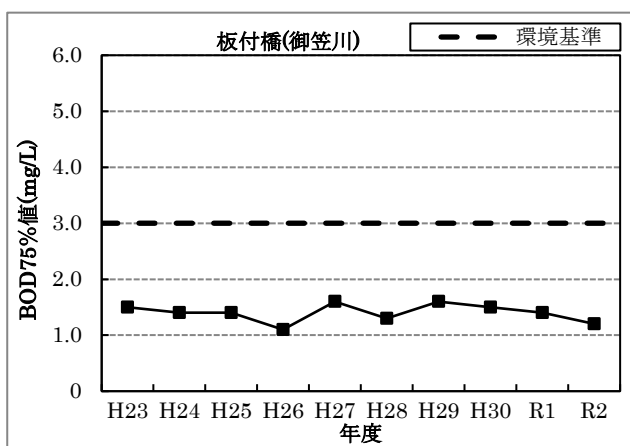
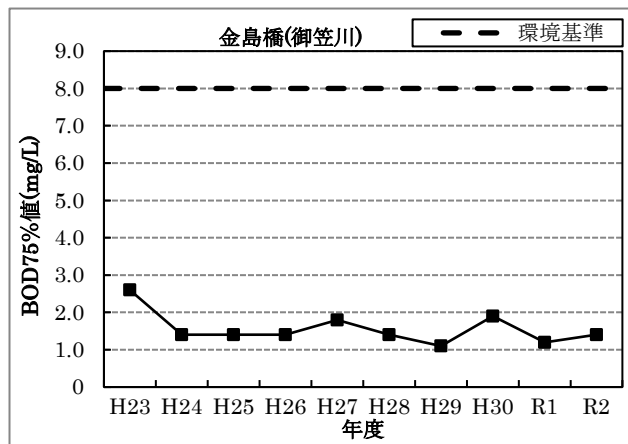
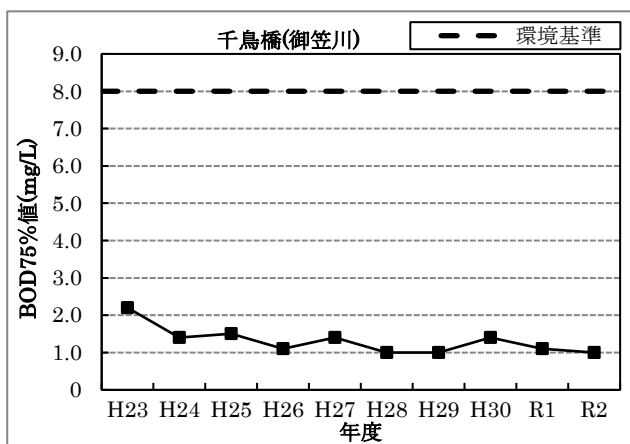
②御笠川水系

御笠川水系は、三郡山系の宝満山に源を發し、博多区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入しています。中流域は工業用水の水源になっており、中流域には御笠川浄化センター（下水処理場）の放流水が流入しています。

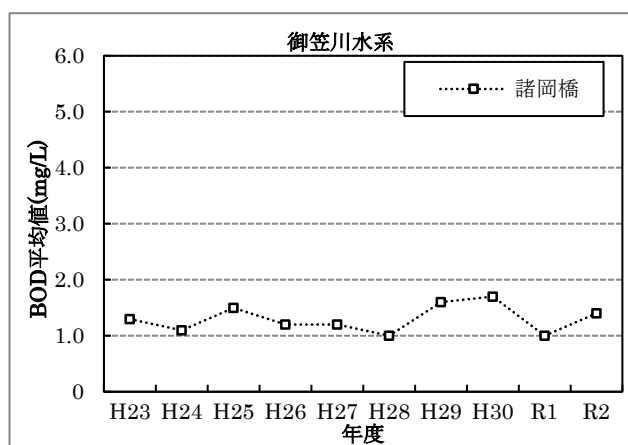
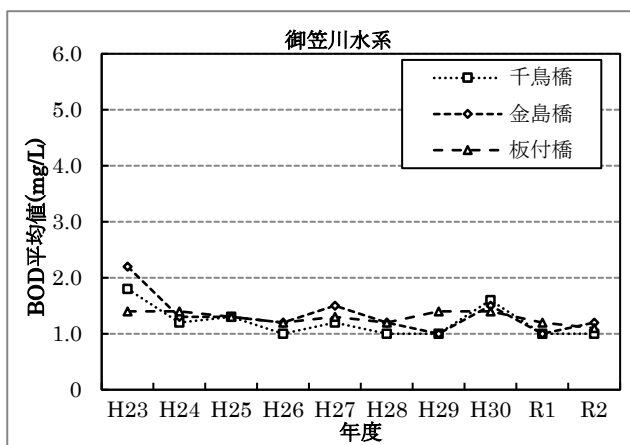
御笠川水系では、環境基準点である千鳥橋・金島橋・板付橋（以上御笠川）及び補助地点である諸岡橋（諸岡川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は全環境基準点（千鳥橋、金島橋、板付橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（御笠川水系）



●BOD年平均値の推移（御笠川水系）



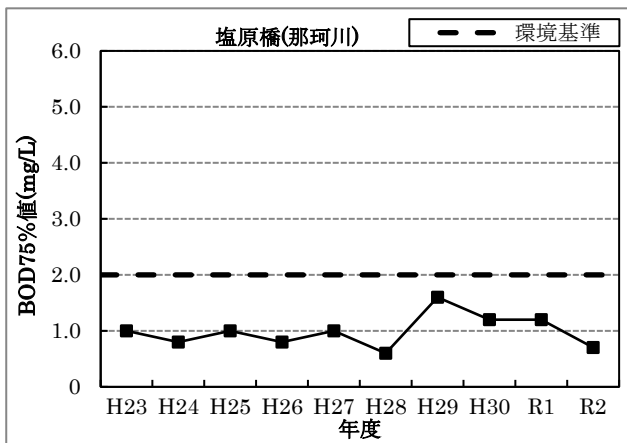
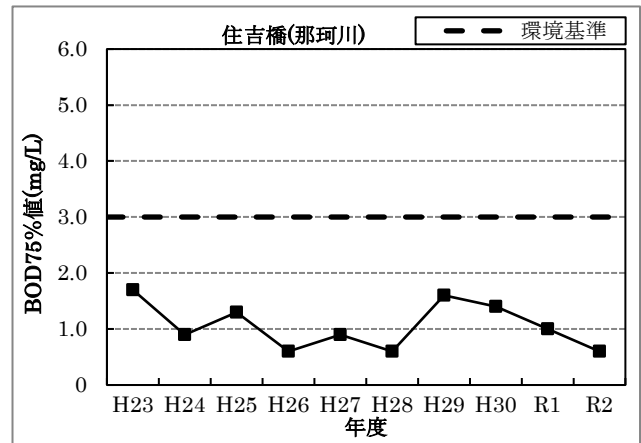
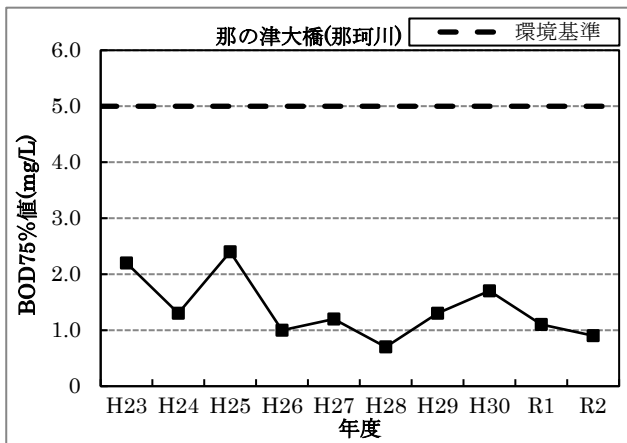
③那珂川水系

那珂川水系は、脊振山系に源を発し、那珂川町、南区の市街地を流れ、博多区と中央区の境界を流れ、博多湾東部海域に流入しています。上・中流域は水道水源として利用され、脊振ダム、南畑ダムや番托・塩原取水場があります。

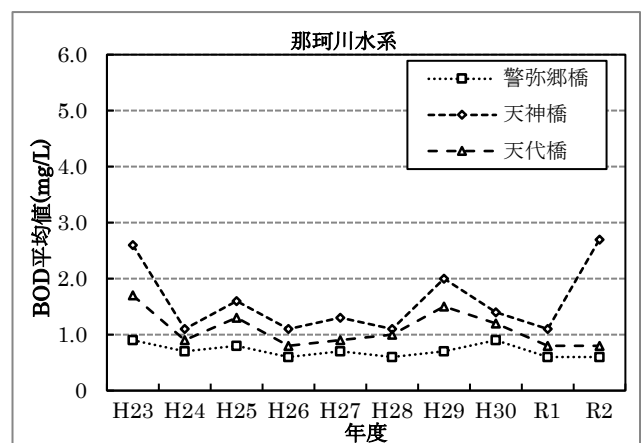
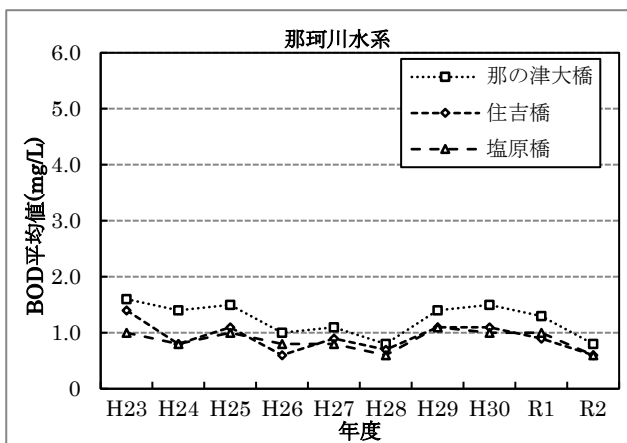
那珂川水系では、環境基準点である那の津大橋・住吉橋・塩原橋及び補助地点である警弥郷橋（以上那珂川）、天神橋（薬院新川）、天代橋（若久川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は全環境基準点（那の津大橋、住吉橋、塩原橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（那珂川水系）



●BOD年平均値の推移（那珂川水系）



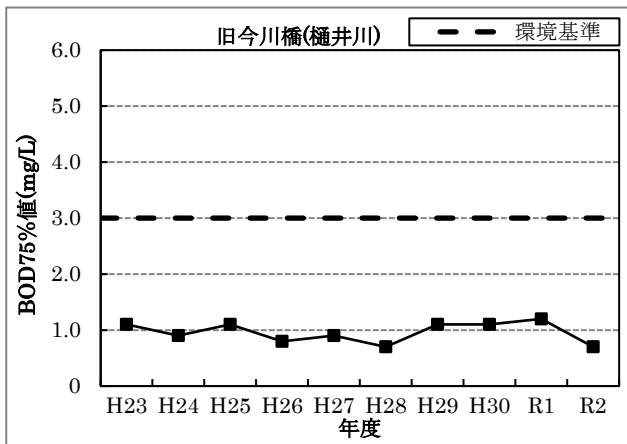
④樋井川水系

樋井川水系は油山に源を発し、本市の南区から城南区の市街地を流れ、下流域で七隈川が合流し、中央区と早良区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。流域はほとんど下水道処理区域です。

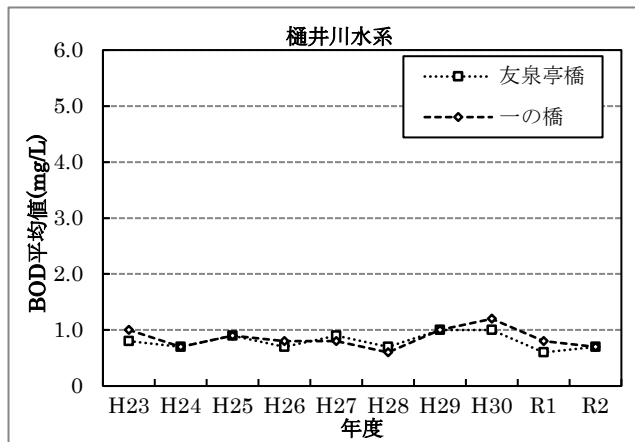
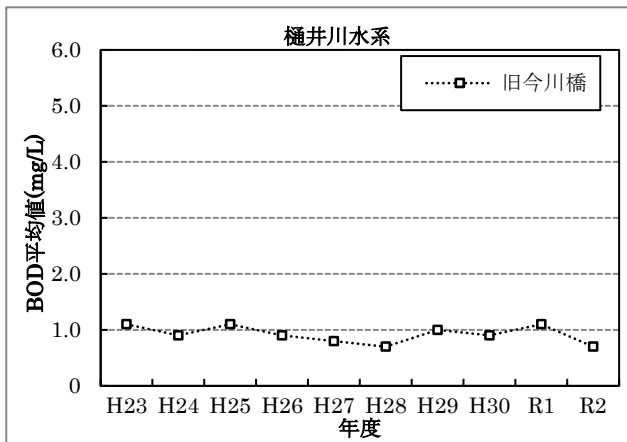
樋井川水系では、環境基準点である旧今川橋及び補助地点である友泉亭橋（以上樋井川）、一の橋（七隈川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は旧今川橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（樋井川水系）



●BOD年平均值の推移（樋井川水系）



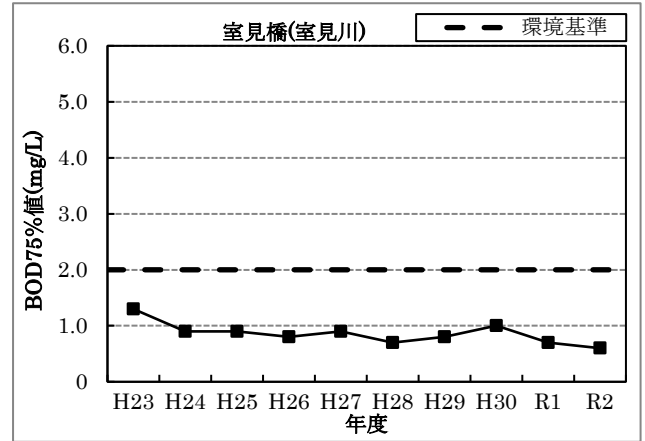
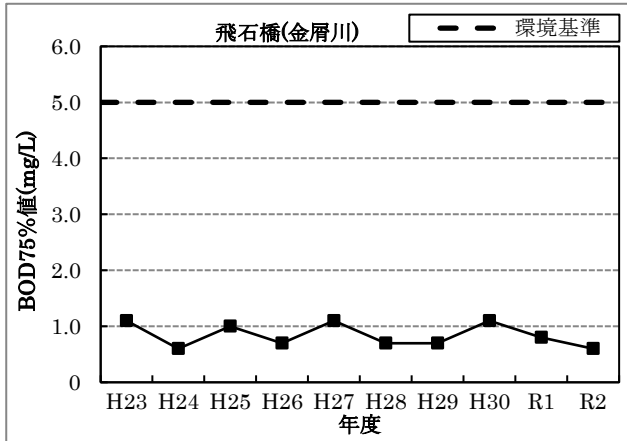
⑤室見川水系

室見川水系は、脊振山系に源を發し、早良区の田園地帯を経て早良区と西区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。水道水源として利用されており、上流域には曲渚ダム、下流域には室見取水場があります。

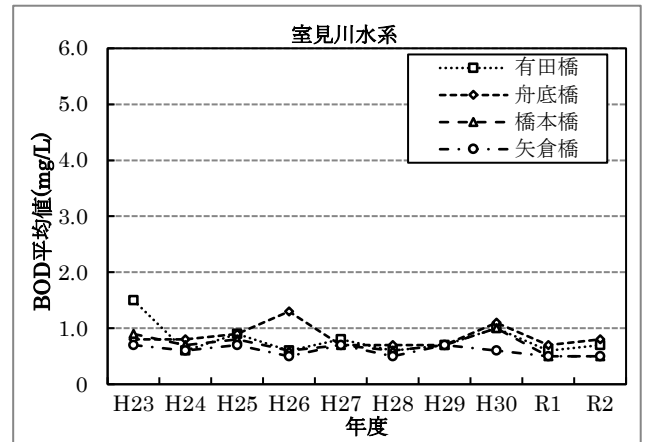
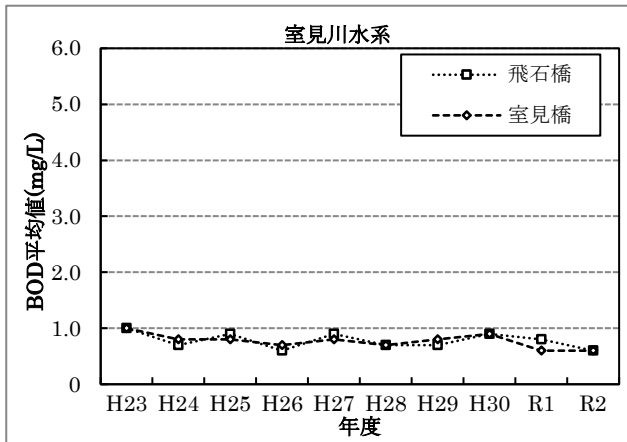
室見川水系では、環境基準点である飛石橋（金屑川）、室見橋（室見川）及び補助地点である橋本橋・矢倉橋（室見川）、有田橋（金屑川）、舟底橋（油山川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は飛石橋、室見橋の両地点で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（室見川水系）



●BOD年平均値の推移（室見川水系）



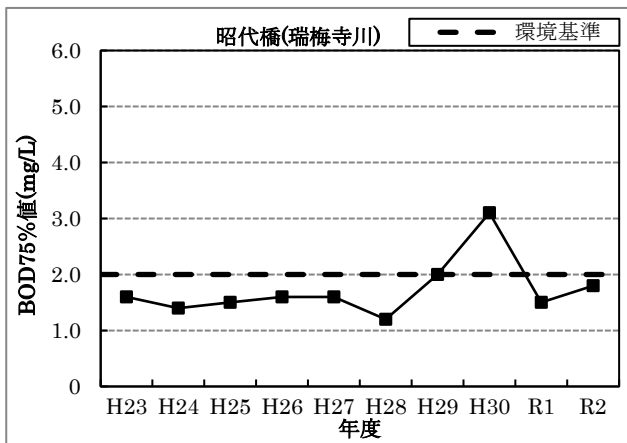
⑥瑞梅寺川水系

瑞梅寺川水系は、脊振山系の井原山に源を發し、糸島市の田園地帯、本市西区の西端を経て博多湾西部海域に流入しています。上流域は水道水源になっており、瑞梅寺ダムがあります。下流域には新西部水処理センターの放流水が流入しています。

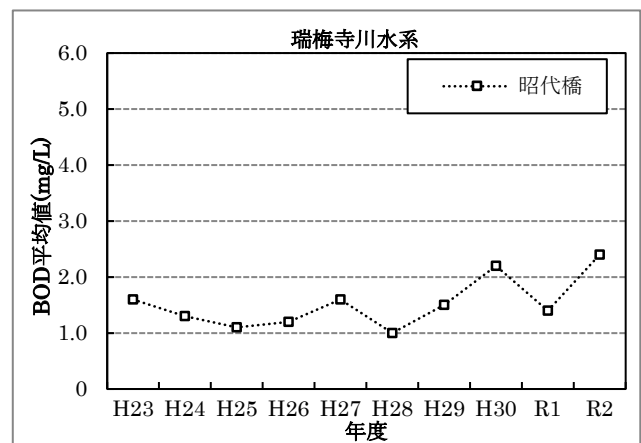
瑞梅寺川水系では、環境基準点である昭代橋（瑞梅寺川）で調査を行っています。

BODについては、令和2年度は昭代橋で環境基準を達成しました。

●BOD75%値の推移（瑞梅寺川水系）



●BOD年平均値の推移（瑞梅寺川水系）



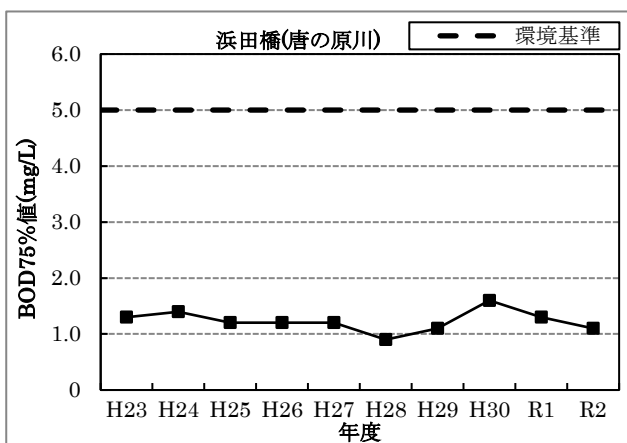
⑦東部小河川

唐の原川は三日月山に、浜男川、香椎川は香椎丘陵に源を發し、博多湾の東部海域に流入しています。流域面積は小さく、人口密度が高い住宅地区を流れています。

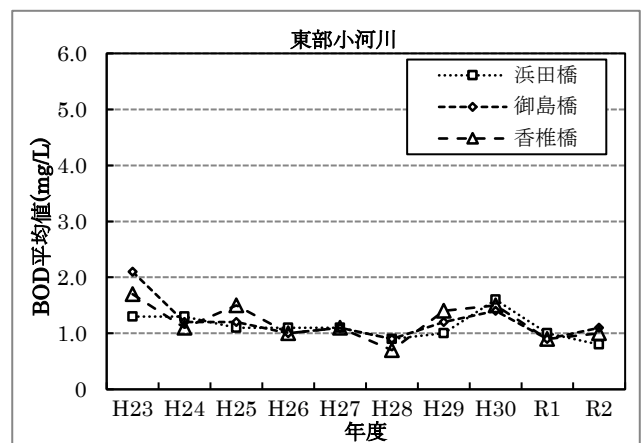
環境基準点である浜田橋（唐の原川）及び補助地点である御島橋（浜男川）、香椎橋（香椎川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は浜田橋で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（東部小河川）



●BOD年平均値の推移（東部小河川）



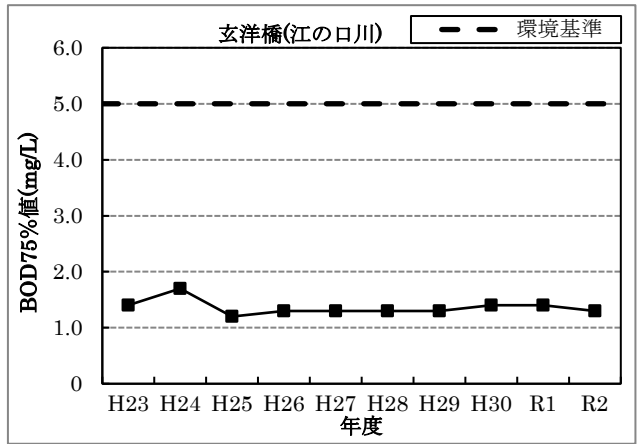
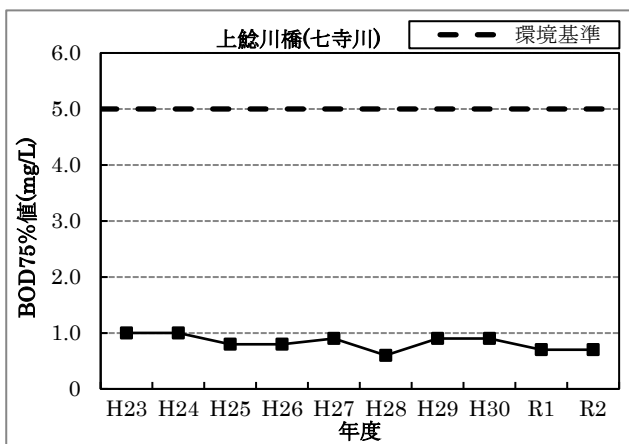
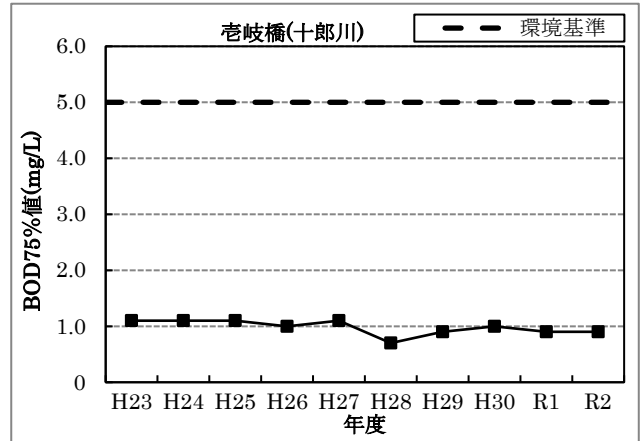
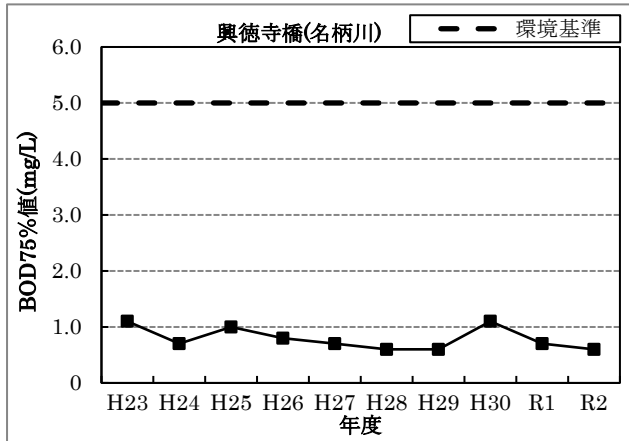
⑧西部小河川

名柄川、十郎川、七寺川及び江の口川は、本市西部の住宅地域を経て博多湾西部海域に流入しています。

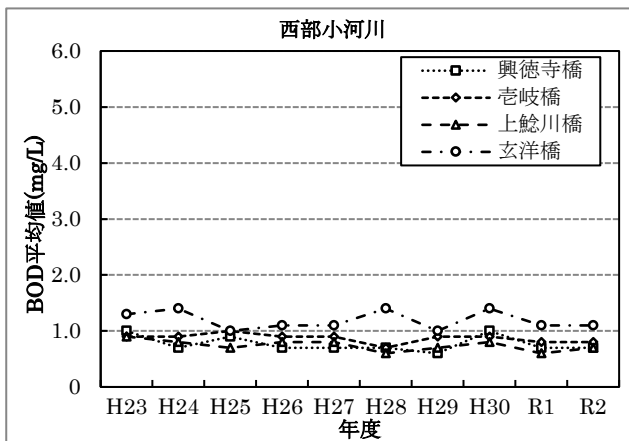
環境基準点である興徳寺橋（名柄川）、老岐橋（十郎川）、上鯨川橋（七寺川）及び玄洋橋（江の口川）で調査しています。

BODについては、令和2年度は全ての地点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（西部小河川）



●BOD年平均值の推移（西部小河川）



(参考) 河川水環境に関する詳細データ

①BOD平均値の経年変化(環境基準点)

(単位: mg/L)

水系	河川名	調査地点	平均値									
			H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	R 2 年度
唐の原川	唐の原川	浜田橋	1.3	1.3	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.4	1.0	0.8
多々良川	多々良川	名島橋	1.8	1.0	1.3	1.3	1.4	1.1	1.0	1.4	1.0	0.9
		雨水橋	1.4	1.1	1.2	1.3	1.2	0.9	1.1	1.3	1.5	0.9
	須恵川	休也橋	1.8	1.5	1.8	1.4	1.4	1.1	1.4	1.9	1.7	1.4
	宇美川	塔の本橋	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	0.8	1.1	1.4	2.0	1.3
御笠川	御笠川	千鳥橋	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.0	1.0	1.6	1.0	1.0
		金島橋	2.2	1.3	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0	1.5	1.0	1.2
		板付橋	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2	1.1
那珂川	那珂川	那の津大橋	1.6	1.4	1.5	1.0	1.1	0.8	1.4	1.5	1.3	0.8
		住吉橋	1.4	0.8	1.1	0.6	0.9	0.7	1.1	1.1	0.9	0.6
		塩原橋	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	0.6	1.1	1.0	1.0	0.6
樋井川	樋井川	旧今川橋	1.1	0.9	1.1	0.9	0.8	0.7	1.0	0.9	1.1	0.7
室見川	金屑川	飛石橋	1.0	0.7	0.9	0.6	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8	0.6
	室見川	室見橋	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	0.6	0.6
名柄川	名柄川	興徳寺橋	1.0	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	0.7	0.7
十郎川	十郎川	壺岐橋	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8
七寺川	七寺川	上鯰川橋	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7
江の口川	江の口川	玄洋橋	1.3	1.4	1.0	1.1	1.1	1.4	1.0	1.4	1.1	1.1
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	1.6	1.3	1.1	1.2	1.6	1.0	1.5	2.2	1.5	2.4

②BOD75%値の経年変化（補助地点）

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	BOD75%値									
			H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	R 2 年度
香椎川	浜男川	御島橋	2.2	1.3	1.2	0.9	1.2	0.8	0.8	1.4	1.0	1.1
	香椎川	香椎橋	1.3	1.2	1.7	1.0	0.9	0.8	1.0	1.5	1.0	1.0
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.2	1.1	1.6	1.2	1.2	0.9	2.0	1.7	1.0	1.2
那珂川	那珂川	警弥郷橋	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.5	0.8	0.9	0.5	0.6
	薬院新川	天神橋	2.5	1.1	1.7	1.2	1.3	1.6	2.9	1.4	1.2	1.7
	若久川	天代橋	1.8	0.9	1.3	0.8	0.9	1.1	1.8	1.2	0.9	0.8
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.7	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.6	0.8
	七隈川	一の橋	1.1	0.7	0.9	0.7	0.8	0.6	0.8	1.2	0.8	0.7
室見川	金屑川	有田橋	1.2	0.5	1.0	0.6	0.8	0.6	0.5	1.0	0.6	0.8
	油山川	舟底橋	0.7	0.8	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	1.1	0.7	0.9
	室見川	橋本橋	0.9	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	0.5	0.5
		矢倉橋	0.7	0.6	0.8	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5

③BOD平均値の経年変化（補助地点）

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	BOD平均値									
			H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	R 2 年度
香椎川	浜男川	御島橋	2.1	1.2	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2	2.3	0.9	1.1
	香椎川	香椎橋	1.7	1.1	1.5	1.0	1.1	0.7	1.4	1.8	0.9	1.0
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.3	1.1	1.5	1.2	1.2	1.0	1.6	1.4	1.0	1.4
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6
	薬院新川	天神橋	2.6	1.1	1.6	1.1	1.3	1.1	2.0	1.1	1.1	2.7
	若久川	天代橋	1.7	0.9	1.3	0.8	0.9	1.0	1.5	1.0	0.8	0.8
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6	0.7
	七隈川	一の橋	1.0	0.7	0.9	0.8	0.8	0.6	1.0	0.9	0.8	0.7
室見川	金屑川	有田橋	1.5	0.6	0.9	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7
	油山川	舟底橋	0.8	0.8	0.9	1.3	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8
	室見川	橋本橋	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.5	0.5
		矢倉橋	0.7	0.6	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5

④人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和2年度）その1

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.24	0.87	0.31	0.26	0.52	3.4	4.8	0.26	0.36	0.40
ふっ素	0.8以下	0.20	0.80	<0.08	0.55	0.39	0.28	0.09	<0.08	0.25	0.19
ほう素	1以下	0.50	2.5	0.02	1.5	1.1	0.77	0.09	0.02	0.76	0.51
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その2

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
カドミウム	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.36	0.45	0.21	0.40	0.29	0.17	0.45	0.31	0.95
ふっ素	0.8以下	-	0.27	<0.08	<0.08	<0.08	0.51	<0.08	0.33	<0.08
ほう素	1以下	<0.01	0.78	0.10	0.07	0.13	1.9	0.01	0.96	0.02
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

その3

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	浜男川	香椎川	諸岡川	那珂川	薬院新川	若久川	樋井川	七隈川
		御島橋	香椎橋	諸岡橋	警弥郷橋	天神橋	天代橋	友泉亭橋	一の橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.17	0.56	0.33	0.30	0.15	0.71	0.48	0.32
ふっ素	0.8以下	0.98	0.92	<0.08	-	0.58	<0.08	-	0.39
ほう素	1以下	3.5	2.7	0.02	<0.01	1.5	0.02	0.01	1.1
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-

その4

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	金屑川	油山川	室見川	室見川
		有田橋	舟底橋	橋本橋	矢倉橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.30	0.28	0.44	0.40
ふっ素	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1以下	0.01	0.01	0.01	0.01
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

⑤人の健康の保護に関する要監視項目検査結果（令和2年度） その1

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
クロロホルム	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EPN	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロルニトロフェン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	0.6以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	0.4以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	0.07以下	0.008	0.008	-	0.007	0.008	0.011	0.008	0.013	-	<0.007
アンチモン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロヒドリン	0.0004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全マンガン	0.2以下	0.034	0.030	0.019	0.043	0.045	0.052	0.029	0.037	0.022	0.025
ウラン	0.002以下	0.0002	0.0013	-	0.0008	0.0006	0.0004	<0.0002	-	0.0004	0.0002
クロロホルム *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-t-オクチルフェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*は水生生物の保全にかかる要監視項目

その2

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川	室見川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	壱岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋	矢倉橋
クロロホルム	0.06以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
イソキサチオン	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
ダイアジノン	0.005以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
オキシ銅	0.04以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
クロロタロニル	0.05以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
プロピザミド	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
EPN	0.006以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
ジクロロボス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
イプロベンホス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
クロルニトロフェン	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
トルエン	0.6以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
キシレン	0.4以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	-
ニッケル	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
モリブデン	0.07以下	-	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	-
アンチモン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
エピクロヒドリン	0.0004以下	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	-
全マンガン	0.2以下	0.015	0.017	0.016	0.009	0.14	0.042	0.012	0.046	0.023	-
ウラン	0.002以下	-	0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0011	<0.0002	0.0007	<0.0002	-
クロロホルム *	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
フェノール *	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド *	-	-	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
4-t-オクチルフェノール *	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
アニリン *	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑥水生生物保全に係る環境基準項目検査結果（令和2年度・平均値）

（単位：mg/L）

水系	多々良川			御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
河川名	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
調査地点	名島橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	那の津大橋	旧今川橋	室見橋	矢倉橋	昭代橋
型類	生物B							生物A	生物B
間期成達	イ								
全亜鉛	0.010	0.012	0.016	0.020	0.006	0.008	0.003	0.002	0.008
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
LAS	0.0013	0.0017	0.0020	0.0017	0.0009	0.0018	0.0006	0.0007	0.0008
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※環境基準値：全亜鉛 0.05mg/L 以下、ノニルフェノール 0.03mg/L 以下、LAS 0.002mg/L 以下

⑦底質調査結果（令和2年度）

調査項目	河川名	唐の原川	多々良川		須恵川	宇美川	御笠川			那珂川			樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
	地点名	浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋	塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	杵岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
pH		7.2	7.6	7.3	7.3	7.5	7.7	7.2	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.5	7.2	7.0	7.7	7.2	7.5	7.1
COD (mg/g)		3.0	1.3	0.7	0.6	1.2	4.0	<0.5	<0.5	3.2	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	4.7	1.4	<0.5	3.1	1.6
乾燥減量 (%)		20	18	17	19	20	24	20	17	29	24	19	20	18	16	25	22	19	23	17
強熱減量 (%)		1.7	1.0	1.1	0.61	1.4	1.9	0.40	0.35	2.8	1.1	0.46	0.69	0.53	0.57	2.2	1.0	0.56	1.7	1.0
硫化物 (mg/kg)		15	9	7	1	12	270	1	3	480	6	3	12	7	4	720	170	5	60	51
有機炭素 (mg/g)		2.7	1.4	1.2	0.5	2.2	2.8	0.5	0.2	3.1	0.5	0.2	0.3	0.9	0.4	3.6	2.1	0.5	4.1	1.8
全窒素 (mg/kg)		430	340	200	140	240	480	150	130	500	140	100	100	160	150	620	260	120	620	270
全りん (mg/kg)		400	270	250	90	150	210	100	60	320	160	90	80	110	100	180	160	60	190	220
カドミウム (mg/kg)		<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.06	<0.05
シアン (mg/kg)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
有機りん (mg/kg)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛 (mg/kg)		7.9	3.1	3.3	2.2	5.5	7.3	2.0	1.9	10	4.4	1.5	2.0	2.3	1.7	8.3	3.2	1.4	4.3	2.8
総クロム (mg/kg)		55	26	44	10	12	12	2	2	14	7	5	5	5	5	15	10	4	22	21
六価クロム (mg/kg)		<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2
ひ素 (mg/kg)		5.4	4.0	3.2	1.6	2.8	3.7	1.5	0.7	5.7	2.9	1.0	1.3	2.0	1.0	5.1	2.3	0.7	3.4	2.5
総水銀 (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.02	<0.01	<0.01	0.01	0.01
アルキル水銀 (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノニルフェノール (μg/kg)		<10	<10	-	<10	17	<10	-	-	<10	-	-	<10	<10	<10	34	<10	<10	<10	<10
4-tert-オクチルフェノール (μg/kg)		<1.0	<1.0	-	<1.0	<1.0	<1.0	-	-	<1.0	-	-	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

※pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当りの濃度

(2) 博多湾

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。

福岡市では、環境基準点 8 地点において、毎月 1 回調査しています。

令和 2 年度は、生活環境の保全に関する環境基準のうち化学的酸素要求量 (COD) については、西部海域の 3 地点と東部海域の 1 地点で環境基準を達成しました。

全窒素、全りんについては、全海域で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準については、全項目・全調査地点において基準値以下でした。

※海域の区分：

東部海域、中部海域、西部海域の 3 海域に区分の上環境基準の類型が指定されており、環境基準点は、東部海域に 2 地点、中部海域及び西部海域に各 3 地点の合計 8 地点設定されています。

※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。COD、pH等の基準値が定められています。全窒素及び全りんに関する環境基準値は、平成 8 年 6 月 14 日付け福岡県告示で類型指定されました。

※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。ひ素、水銀等の基準値が定められています。

※化学的酸素要求量

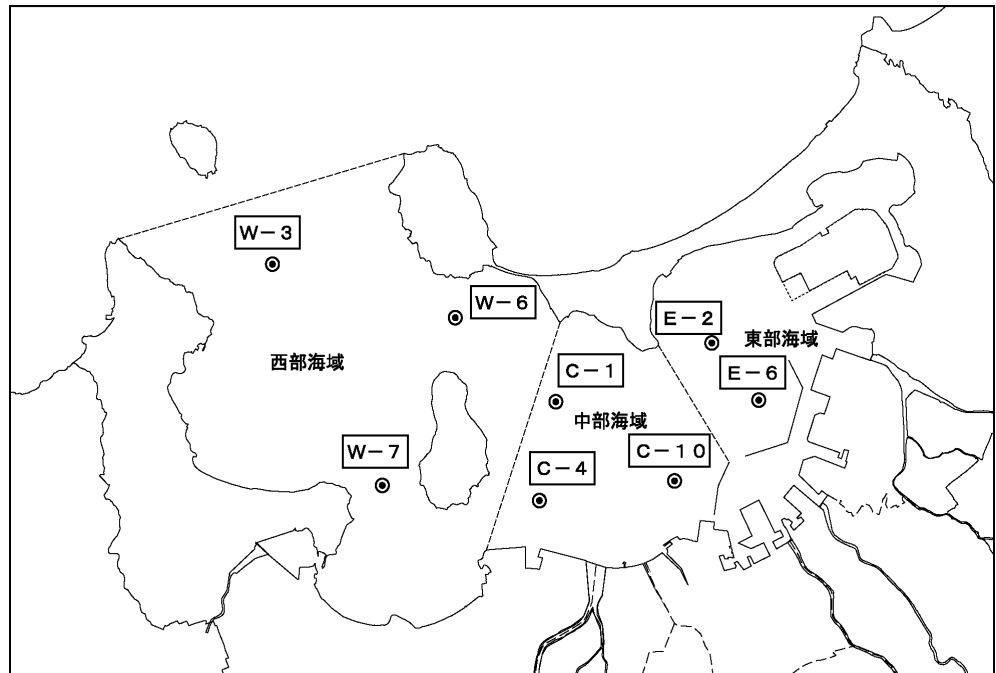
(COD)：

水中の有機物等が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。数字が大きいのことは、消費された酸化剤が多いということになり、水中の有機物等が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。CODは海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

●博多湾の諸元 (平成 24 年度)

海表面積	海水容量	平均水深	干満の差	流域面積
133.3 km ²	1.4 km ³	10.8 m	2.20 m	690 km ²
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

●水質及び底質調査地点図



・東部海域

福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤(以下「西防波堤」という。)北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域

・中部海域

福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

・西部海域

福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域および中部海域に係る部分を除いたもの

●博多湾COD75%値*の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

水域名	類型, 達成期間	環境 基準値	地点名	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R2年度 環境基準 達成状況
東部海域	B, ロ	3 以下	E-2	4.5	2.6	3.2	2.8	3.1	2.5	2.7	3.1	3.0	3.0	○
			E-6	4.8	2.7	3.0	2.9	3.2	3.0	2.7	3.2	3.2	3.2	×
中部海域	A, ロ	2 以下	C-1	4.0	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.3	2.6	2.5	2.4	×
			C-4	3.7	2.6	2.4	2.8	2.7	2.7	2.3	2.4	2.7	2.5	×
			C-10	3.5	2.3	2.5	2.6	2.5	2.7	2.5	2.9	2.7	2.6	×
西部海域	A, イ	2 以下	W-3	1.5	1.3	1.2	1.5	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	1.4	○
			W-6	2.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	2.2	2.0	○
			W-7	3.1	2.1	1.9	2.0	1.8	2.0	1.7	2.0	2.4	1.9	○

*各月の全層平均値を値が小さい順に並べ替えた12個のデータの9番目のデータ

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

●博多湾全窒素の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

水域名	類型, 達成期間	環境 基準値	地点名	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R2年度 環境基準 達成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.6 以下	E-2	0.57	0.55	0.50	0.49	0.50	0.47	0.57	0.53	0.53	0.55	
			E-6	0.55	0.54	0.51	0.41	0.48	0.48	0.60	0.60	0.59	0.56	
			海域平均	0.56	0.55	0.51	0.45	0.49	0.48	0.59	0.57	0.56	0.56	
中部海域	Ⅲ, イ	0.6 以下	C-1	0.42	0.35	0.36	0.33	0.31	0.32	0.38	0.35	0.36	0.32	
			C-4	0.51	0.43	0.47	0.33	0.39	0.37	0.45	0.38	0.42	0.38	
			C-10	0.53	0.44	0.41	0.38	0.41	0.44	0.43	0.43	0.42	0.49	
			海域平均	0.49	0.41	0.41	0.35	0.37	0.38	0.42	0.39	0.40	0.40	
西部海域	Ⅱ, イ	0.3 以下	W-3	0.20	0.14	0.15	0.14	0.16	0.18	0.14	0.15	0.15	0.14	
			W-6	0.32	0.28	0.27	0.25	0.27	0.27	0.29	0.26	0.29	0.27	
			W-7	0.37	0.30	0.28	0.28	0.28	0.29	0.26	0.28	0.32	0.27	
			海域平均	0.30	0.24	0.23	0.22	0.24	0.25	0.23	0.23	0.25	0.23	

●博多湾全りんの環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

水域名	類型, 達成期間	環境 基準値	地点名	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R2年度 環境基準 達成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.05 以下	E-2	0.040	0.030	0.037	0.033	0.034	0.040	0.039	0.032	0.037	0.034	
			E-6	0.042	0.027	0.033	0.028	0.032	0.039	0.037	0.038	0.039	0.035	
			海域平均	0.041	0.029	0.035	0.031	0.033	0.040	0.038	0.035	0.038	0.035	
中部海域	Ⅲ, イ	0.05 以下	C-1	0.028	0.019	0.023	0.023	0.023	0.027	0.027	0.023	0.024	0.019	
			C-4	0.033	0.021	0.028	0.024	0.027	0.029	0.028	0.026	0.029	0.025	
			C-10	0.034	0.025	0.027	0.026	0.029	0.037	0.032	0.027	0.029	0.028	
			海域平均	0.032	0.022	0.026	0.024	0.026	0.031	0.029	0.025	0.027	0.024	
西部海域	Ⅱ, イ	0.03 以下	W-3	0.015	0.011	0.013	0.015	0.015	0.016	0.013	0.012	0.011	0.012	
			W-6	0.024	0.015	0.018	0.018	0.020	0.023	0.021	0.019	0.022	0.019	
			W-7	0.028	0.019	0.021	0.022	0.023	0.028	0.021	0.020	0.024	0.022	
			海域平均	0.022	0.015	0.017	0.018	0.019	0.022	0.018	0.017	0.019	0.018	

※全窒素及び全リンに係る環境基準への適合性の評価については、各海域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該海域内のすべての基準点について平均した値により行う。

※平成8年6月14日付け福岡県告示第1140号にて、博多湾における窒素及びリンに係る環境基準の類型が指定された。

※全窒素及び全リンに係る環境基準の達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成。「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

① 東部海域

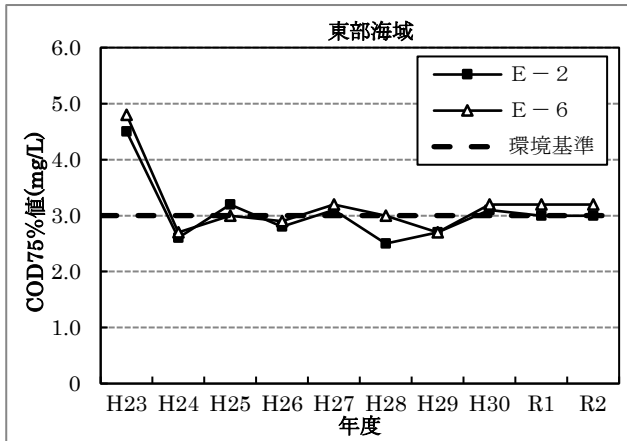
主な流入河川に多々良川、御笠川、那珂川があり、また、東部水処理センターほか5つの下水処理場の放流水※が流入しています。

本海域は博多湾の最奥部に位置しているため外海水との交換が最も悪く、また、博多湾の流入負荷量（COD、全窒素、全りん）の多くが流入していること等から、博多湾3海域の中では、水質各項目の濃度は最高値を示しています。

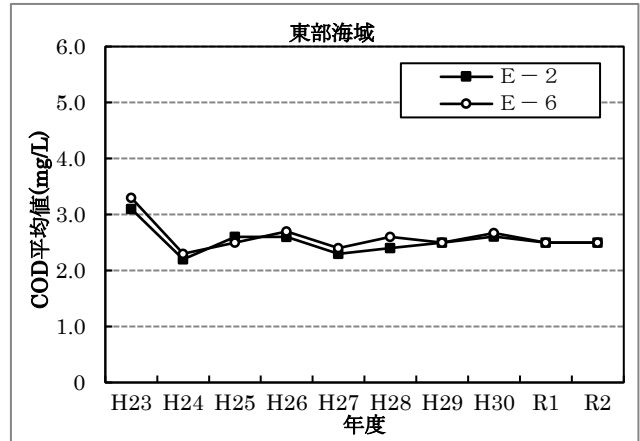
令和2年度は、CODについては2地点のうち1地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

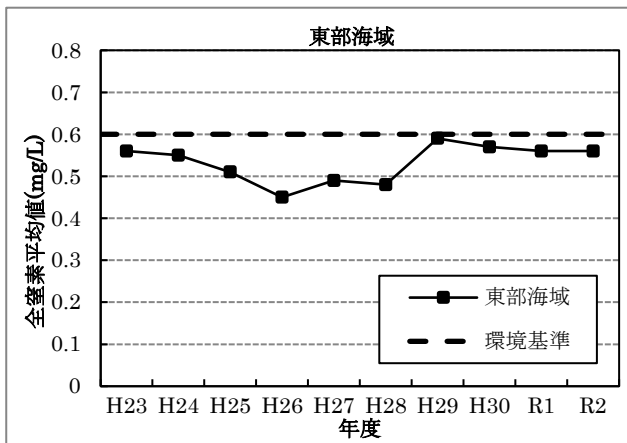
● COD75%値の推移（東部海域）



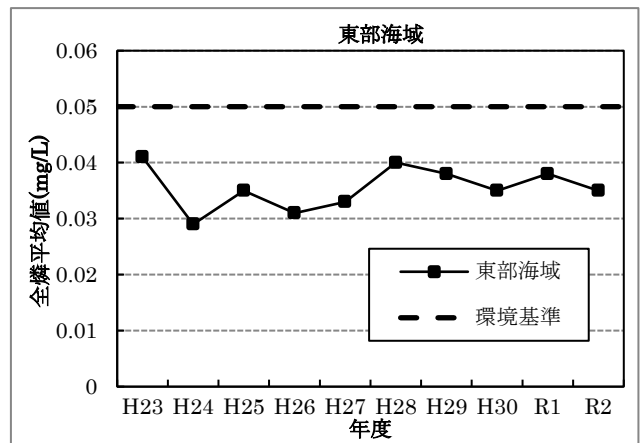
● COD年平均値の推移（東部海域）



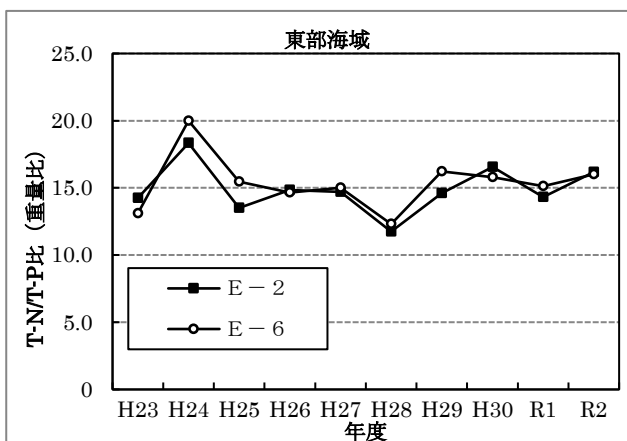
● 全窒素濃度の推移（表層）



● 全りん濃度の推移（表層）



● 全窒素／全りん比（重量比）



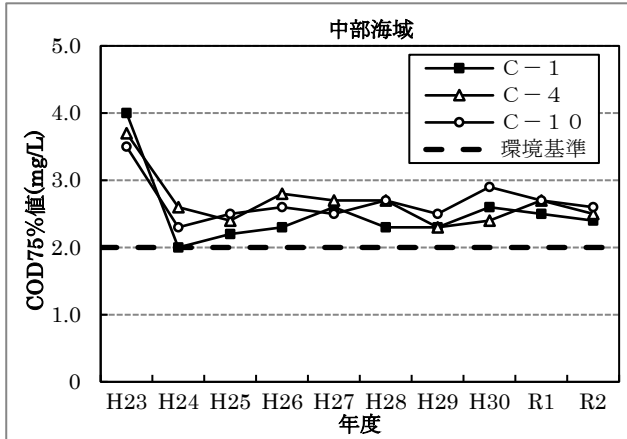
※放流水流入
 西戸崎水処理センター
 和白水処理センター
 東部水処理センター
 多々良川浄化センター
 御笠川浄化センター
 中部水処理センター

②中部海域

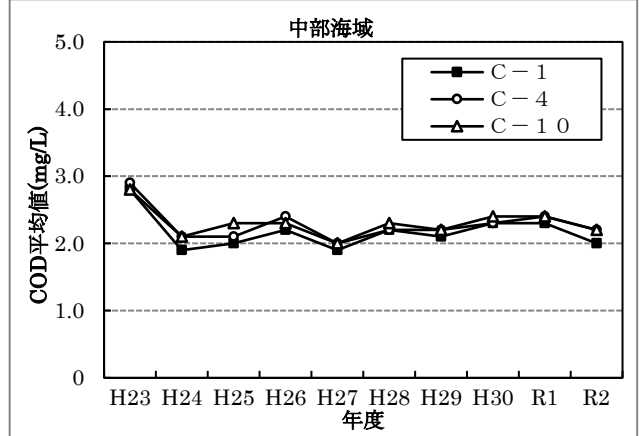
主な流入河川に樋井川、室見川、名柄川があり、西部水処理センターの放流水が流入しています。令和2年度は、CODについては3地点とも環境基準を達成しませんでした。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

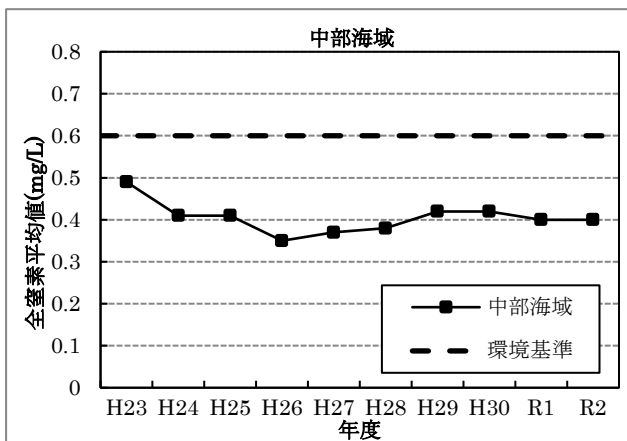
●COD75%値の推移（中部海域）



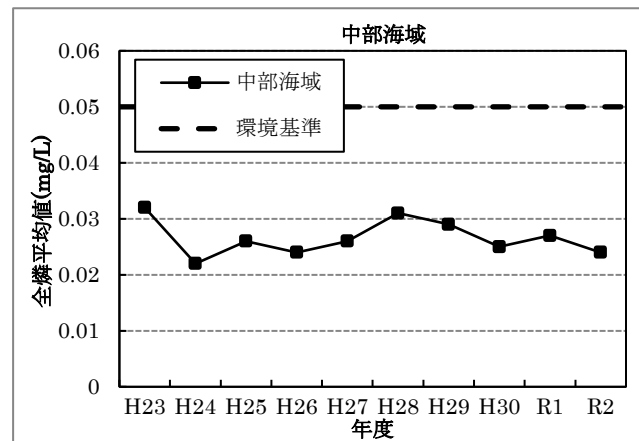
●COD年平均値の推移（中部海域）



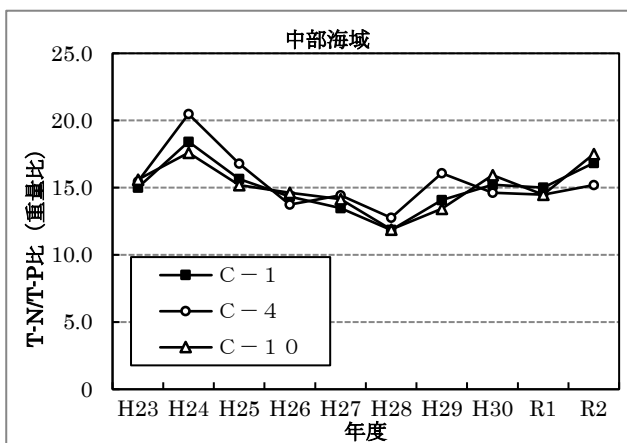
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



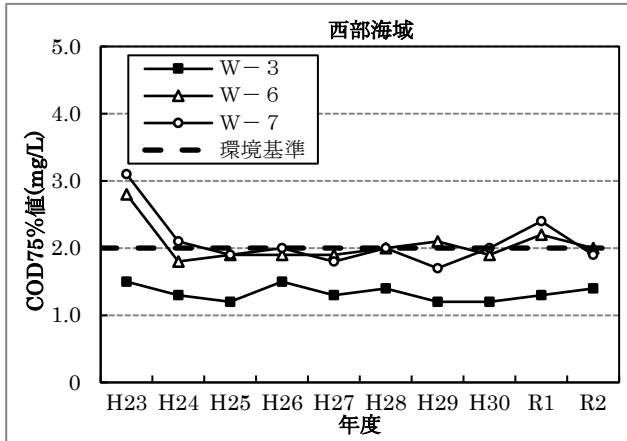
③西部海域

主な流入河川に十郎川、瑞梅寺川があり、新西部水処理センターの放流水が流入しています。本海域は湾口部に位置し、外海水との交換も比較的良好です。

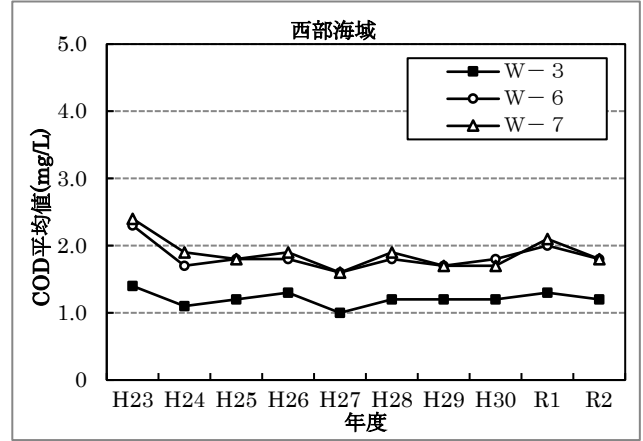
令和元年度は、CODについては3地点とも環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、全地点で環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

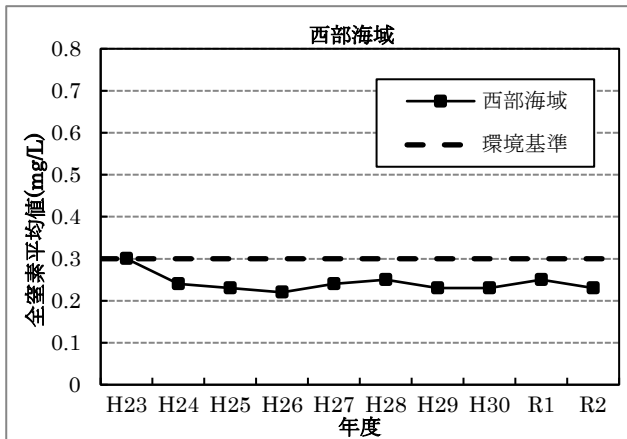
●COD75%値の推移（西部海域）



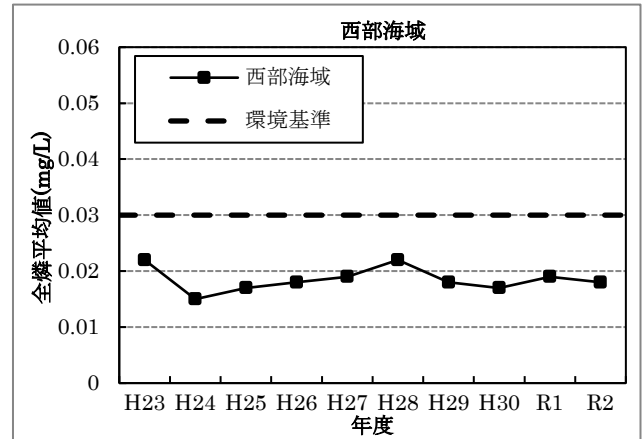
●COD年平均値の推移（西部海域）



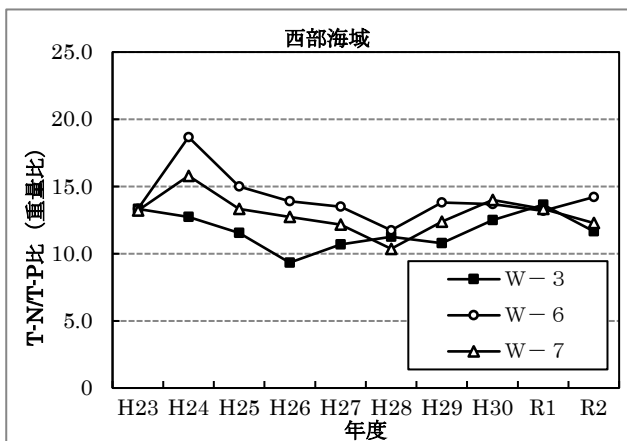
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



(参考) 博多湾水環境に関する詳細データ

① 博多湾COD平均値*の経年変化

(単位: mg/L)

水域名	地点名	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
東部海域	E-2	3.1	2.2	2.6	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.5
	E-6	3.3	2.3	2.5	2.7	2.4	2.6	2.5	2.7	2.5	2.5
中部海域	C-1	2.8	1.9	2.0	2.2	1.9	2.2	2.1	2.3	2.3	2.0
	C-4	2.9	2.1	2.1	2.4	2.0	2.2	2.2	2.3	2.4	2.2
	C-10	2.8	2.1	2.3	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.4	2.2
西部海域	W-3	1.4	1.1	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2
	W-6	2.3	1.7	1.8	1.8	1.6	1.8	1.7	1.8	2.0	1.8
	W-7	2.4	1.9	1.8	1.9	1.6	1.9	1.7	1.7	2.1	1.8

*各月の全層平均値を平均したもの

② 博多湾全窒素/全りん比*の経年変化

水域名	地点名	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
東部海域	E-2	14.25	18.33	13.51	14.85	14.71	11.75	14.62	16.56	14.32	16.18
	E-6	13.10	20.00	15.45	14.64	15.00	12.31	16.22	15.79	15.13	16.00
中部海域	C-1	15.00	18.42	15.65	14.35	13.48	11.85	14.07	15.22	15.00	16.84
	C-4	15.45	20.48	16.79	13.75	14.44	12.76	16.07	14.62	14.48	15.20
	C-10	15.59	17.60	15.19	14.62	14.14	11.89	13.44	15.93	14.48	17.50
西部海域	W-3	13.33	12.73	11.54	9.33	10.67	11.25	10.77	12.50	13.64	11.67
	W-6	13.33	18.67	15.00	13.89	13.50	11.74	13.81	13.68	13.18	14.21
	W-7	13.21	15.79	13.33	12.73	12.17	10.36	12.38	14.00	13.33	12.27

③ 人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果 (令和2年度)

(単位: mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.17	0.16	0.073	0.083	0.11	0.021	0.057	0.053
ふっ素	(0.8以下)	-	-	-	-	-	1.0	0.96	0.94
ほう素	(1以下)	-	-	-	-	-	4.3	4.1	4.1
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005

※海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。

④ 人の健康の保護に関する要監視項目測定結果（令和2年度）

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
クロロホルム	0.06以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
イソキサチオン	0.008以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
オキシ銅	0.04以下	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004
クロタロニル	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ジクロルボス	0.008以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
クロルニトロフェン	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下	-	-	-	-	-	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	-	-	-	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	-	-	-	-	-	-	0.002	0.002	0.002
モリブデン	0.07以下	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
アンチモン	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下	-	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	0.009	0.008	-	0.006	-	<0.005	0.006	0.008
ウラン	0.002以下	0.0027	0.0027	0.0028	0.0028	0.0027	0.0028	0.0028	0.0027
クロロホルム *	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
フェノール *	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド *	-	-	-	-	-	-	<0.008	<0.008	<0.008
4-tert-オクチルフェノール *	-	-	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004
アニリン *	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003

*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑤ 水生生物の保全に係る環境基準項目検査結果（令和2年度・平均値）

（単位：mg/L）

環境基準項目	東部海域	中部海域	西部海域
	E-2	C-4	W-3
全亜鉛	0.002	0.001	0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	<0.0006	<0.0006	<0.0006

※数値はすべて年平均値

水生生物の保全に係る環境基準項目は博多湾においては類型指定が無い

⑥ 底質調査結果（令和2年度）

項目	単位	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
pH	(-)	7.9	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0
COD	(mg/g)	21	21	14	17	11	0.9	8.4	11
乾燥減量	(%)	64	64	51	57	49	20	45	48
強熱減量	(%)	11	10	8.2	9.8	6.5	1.4	6.3	7.5
硫化物	(mg/kg)	140	120	150	75	81	13	52	94
有機炭素	(mg/g)	16	17	12	15	8.1	1.0	7.8	11
全窒素	(mg/kg)	1900	1900	1300	1700	990	140	890	1000
全りん	(mg/kg)	580	560	560	610	470	210	620	650
カドミウム	(mg/kg)	0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	22	21	16	18	11	3.4	11	14
総クロム	(mg/kg)	100	100	95	90	80	14	71	110
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ひ素	(mg/kg)	8	9	7	7	7	6	6	8
総水銀	(mg/kg)	0.23	0.36	0.20	0.24	0.12	<0.02	0.08	0.13
アルキル水銀化合物	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
PCB	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノニルフェノール	(μ g/kg)	34	-	-	13	-	<10	-	-
4-t-オクチルフェノール	(μ g/kg)	1.2	-	-	<1.0	-	<1.0	-	-

※pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥試料当りの濃度

⑦ 博多湾の赤潮発生状況

年 度	月 別												発生 件数	延べ 発生 件数	延 日数	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
平成 23	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)						9	(9)	60
平成 24			1 (1)	2 (2)	2 (3)	1 (1)	1 (1)							6	(8)	104
平成 25		1 (1)	2 (2)	4 (5)	1 (1)	1 (1)								9	(10)	60
平成 26		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)							1 (1)	6	(6)	55
平成 27	1 (1)	3 (3)	1 (2)	1 (1)				1 (1)						5	(8)	72
平成 28		1 (1)	2 (2)	1 (1)	5 (5)				1 (1)					10	(10)	66
平成 29		1 (1)						1 (1)						2	(2)	8
平成 30			1 (1)	1 (1)										2	(2)	25
令和 元		1 (1)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						5	(8)	74
令和 2			1 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)						3	(5)	72

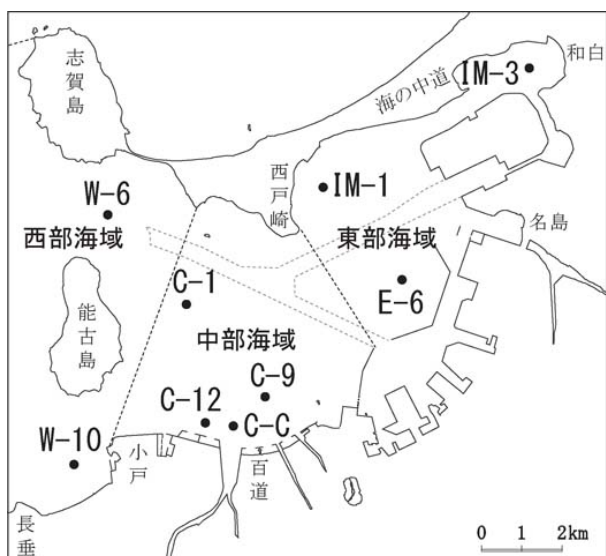
※各欄上段は、月別発生件数。上段の（ ）内は、延べ発生件数

下段の数値は赤潮発生日の合計件数

※水産庁九州漁業調整事務所及び福岡県水産海洋技術センターの調査結果（暦年）を年度別にまとめ直した

③令和2年度博多湾貧酸素発生状況調査結果

(調査地点)



※W-6、E-6、C-1 は環境基準点

海底上 0.1m の DO の観測結果と気象状況 (令和2年度)

調査項目	調査地点		調査日								平均値	最大値	最小値	
			5/11	5/25	6/19	7/26	8/21	9/15	9/29	10/13				10/28
底層 DO の測定結果 [mg/L]	西部海域	W-6	7.2	7.1	5.0	5.8	5.2	5.2	5.5	5.6	6.7	5.9	7.2	5.0
		W-10	5.8	6.1	1.4	3.6	1.8	1.1	3.7	4.6	4.6	3.6	6.1	1.1
	中部海域	C-1	6.6	6.8	6.0	5.3	4.6	4.2	5.5	5.1	6.5	5.6	6.8	4.2
		C-9	5.9	4.8	3.7	3.6	2.6	2.7	4.8	4.7	5.4	4.2	5.9	2.6
		C-12	5.5	5.3	1.7	2.6	0.1	1.9	4.4	3.2	4.1	3.2	5.5	0.1
		C-C	6.0	4.4	1.8	3.3	3.2	1.9	5.4	3.1	4.1	3.7	6.0	1.8
	東部海域	E-6	7.2	2.4	3.2	1.6	0.4	2.7	4.5	4.9	4.4	3.5	7.2	0.4
		IM-1	6.9	6.5	2.4	1.2	2.4	3.4	6.3	5.3	3.9	4.3	6.9	1.2
		IM-3	6.9	7.2	3.6	0.8	3.2	4.6	5.9	8.2	6.7	5.2	8.2	0.8
	各平均値			6.4	5.6	3.2	3.1	2.6	3.1	5.1	5.0	5.2	4.4	6.4
気象状況	月平均気温 [°C]	2年度	20.4	24.9	25.5	30.2	24.5	19.4	24.2					
		平年値	19.4	23.0	27.2	28.1	24.4	19.2	23.6					
	月降水量※ [mm]	2年度	147.5	374.5	740.0	49.0	310.5	64.5	1686.0					
		平年値	142.5	254.8	277.9	172.0	178.4	73.7	1099.3					
	月平均全天日射量 [MJ/m ² ・日]	2年度	19.6	18.3	12.0	20.1	14.5	14.6	16.5					
		平年値	17.9	16.2	16.9	17.6	14.4	12.5	15.9					
	最大風速 10m/s以上の出現日数	2年度	1	0	0	0	3	1						
		平年値	0.7	0.4	0.6	1.1	1.6	1.2						

注1) 表中の■は 3.6mg/L 以下 (貧酸素) を表す。
 注2) 平年値は、1981年～2010年の平均値である。
 ※：平均値の欄は5～10月の合計値を表す。

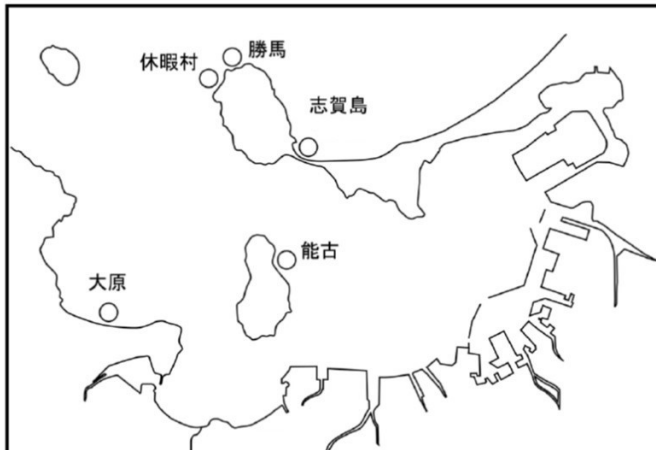
海底の正常な底生生物の分布が危うくなる底層 DO 3.6mg/L (2.5mL/L より換算) 以下を貧酸素とした。
 出典：「シンポジウム「貧酸素水塊」のまとめ」, 柳哲雄, 沿岸海洋研究ノート (1989)

(3) 海水浴場

市内の主要な5海水浴場については、毎年、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を実施し、水浴利用の適否を判定しています。

令和2年度の調査結果について、勝馬、志賀島及び大原では期間前及び期間中ともに適、休暇村及び能古では期間前が適で期間中は可であり、全ての海水浴場が水浴場として利用可能な状況でした。腸管出血性大腸菌O157も検出されておられません。

● 海水浴場調査地点図



● 海水浴場の水質判定基準

区	分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満~50cm
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満~50cm
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

● 海水浴場水質調査結果(令和2年度)

海水浴場名	期間	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	油膜の有無	COD(mg/L)	透明度	判定	(参考)O157
休暇村	遊泳期間前	<2	なし	1.3	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	<2	なし	2.5	1m以上	可・水質B	不検出
勝馬	遊泳期間前	<2	なし	1.7	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	2	なし	1.9	1m以上	適・水質A	不検出
志賀島	遊泳期間前	<2	なし	1.4	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	6	なし	1.4	1m以上	適・水質A	不検出
大原	遊泳期間前	13	なし	1.9	1m以上	適・水質A	不検出
	遊泳期間中	<2	なし	1.6	1m以上	適・水質AA	不検出
能古	遊泳期間前	<2	なし	1.8	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	86	なし	3.3	1m以上	可・水質B	不検出

(4) 地下水

福岡市では、環境基準に定められている重金属及び揮発性有機化合物など 28 項目について地下水調査を実施し、水質を監視しています。

調査の種類は、全体的な福岡市の状況を把握するための概況調査、概況調査で環境基準を超過した項目があった場合に周辺の汚染の広がりや原因を把握するための汚染井戸周辺地区調査、地域的な汚染を継続的に監視する継続監視調査、及び必要に応じて行うその他の調査があり、全体及び詳細を把握するよう努めています。

① 概況調査

地下水の水質の状況を全体的に把握するため、基準地域メッシュ（1辺約 1 km）を利用した調査区画について、各区画 1 井戸の概況調査をしています。令和 2 年度は第四次概況調査（平成 29～令和 3 年度）の 4 年目にあたり、16 井戸で調査を行いました。その結果、1 井戸で環境基準を超過していました。

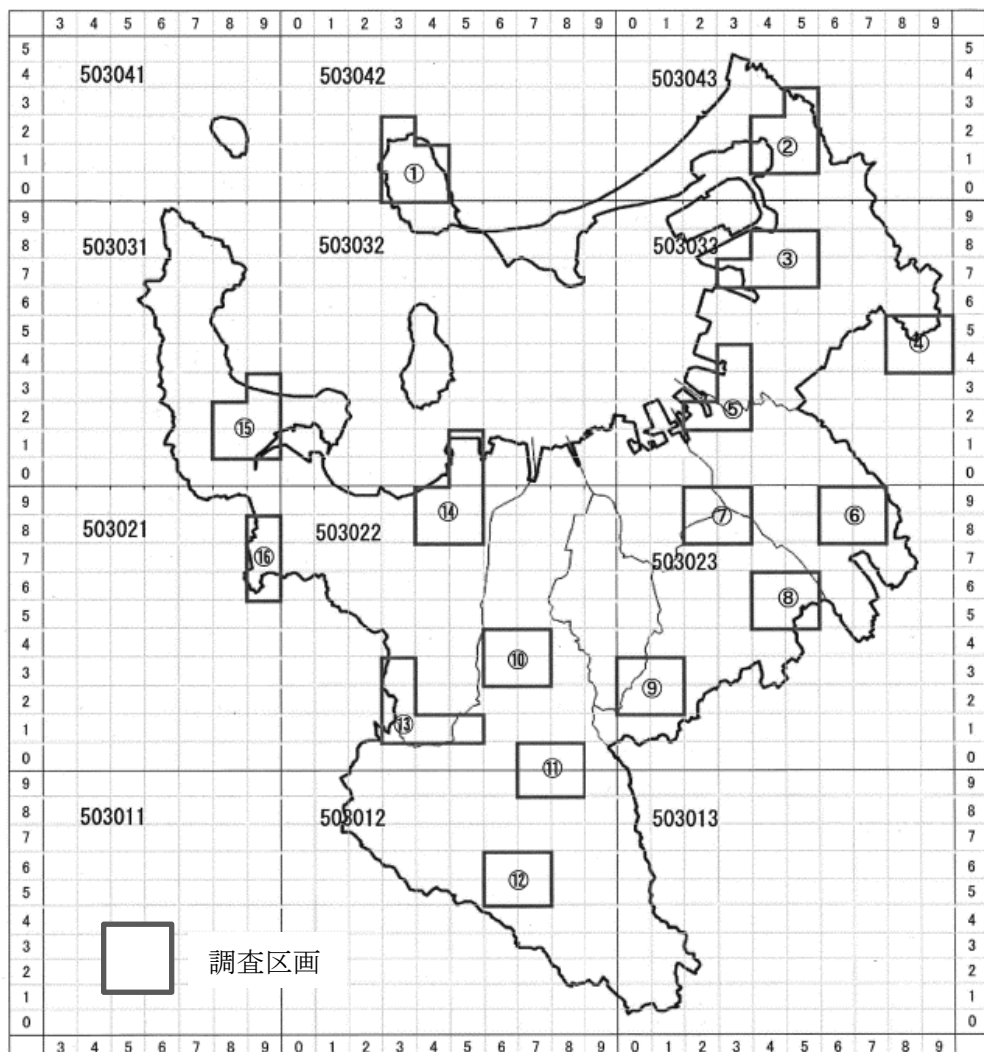
② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で汚染が判明した井戸及びその周辺の井戸（合計 6 井戸）で調査を行いました。その結果、概況調査で基準超過が確認された井戸のみ環境基準を超過し、周辺井戸では基準超過はありませんでした。

③ 継続監視調査

令和 2 年度は 25 井戸で継続監視調査を行いました。その結果、8 井戸で環境基準を超過していました。

令和 2 年度概況調査実施地域図



●地下水質調査結果総括表（令和2年度）

調査区分	調査井戸数	基準超過井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
			重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	16	1	1	0	0
汚染井戸周辺地区調査	6	1	1	0	0
継続監視調査	25	8	1	7	0
その他の調査	3	0	0	0	0
合計	50	10	3	7	0

※重金属等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素、ほう素

※揮発性有機化合物：ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1, 3-ジクロロプロペン及び1, 4-ジオキサン

※その他：PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

●概況調査結果（令和2年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	環境基準 (mg/L)
カドミウム	16	0	0.003
全シアン	16	0	検出されないこと
鉛	16	0	0.01
六価クロム	16	0	0.05
砒素	16	0	0.01
総水銀	16	0	0.0005
アルキル水銀	16	0	検出されないこと
P C B	16	0	検出されないこと
ジクロロメタン	16	0	0.02
四塩化炭素	16	0	0.002
クロロエチレン	16	0	0.002
1, 2-ジクロロエタン	16	0	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	16	0	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	16	0	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	16	0	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	16	0	0.006
トリクロロエチレン	16	0	0.01
テトラクロロエチレン	16	0	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	16	0	0.002
チウラム	16	0	0.006
シマジン	16	0	0.003
チオベンカルブ	16	0	0.02
ベンゼン	16	0	0.01
セレン	16	0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	0	10
ふっ素	16	1	0.8
ほう素	16	0	1
1, 4-ジオキサン	16	0	0.05

●汚染井戸周辺地区調査結果（令和2年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
ふっ素	6	1

●継続監視調査内訳（令和2年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
四塩化炭素	5	1
クロロエチレン	22	2
1, 1-ジクロロエチレン	22	0
1, 2-ジクロロエチレン	22	3
1, 1, 1-トリクロロエタン	19	0
トリクロロエチレン	22	4
テトラクロロエチレン	22	6
六価クロム	3	1

●継続監視調査結果（令和2年度）

(mg/L)

No.	地点名	六価クロム	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	香椎駅前①	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.0009	<0.0005	<0.001	<0.0005
2	香椎駅前②	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
3	香椎駅前③	-	0.0031	0.0057	0.010	1.3	<0.0005	34	3.3
4	土井	-	-	0.0008	<0.0001	0.0088	<0.0005	0.001	0.0017
5	原田	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
6	井尻	-	-	<0.0002	0.0001	0.0087	<0.0005	0.010	0.029
7	中尾	-	-	<0.0002	0.0002	0.0025	<0.0005	0.004	0.0009
8	花畑①	-	-	0.22	0.0067	0.82	<0.0005	0.083	0.21
9	花畑②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0014	<0.0005	<0.001	0.0010
10	皿山	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0065	<0.0005	<0.001	0.0084
11	桧原	-	0.0015	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
12	田島①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	0.0010
13	田島②	-	-	<0.0002	0.0001	0.092	<0.0005	0.030	6.7
14	茶山①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
15	茶山②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
16	南庄	-	<0.0002	<0.0002	0.0015	0.0005	0.0025	0.002	0.16
17	今宿駅前	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0072	<0.0005	0.012	<0.0005
18	今宿東	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0040	<0.0005	0.002	<0.0005
19	周船寺	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
20	博多駅南①	0.32	-	-	-	-	-	-	-
21	博多駅南②	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
22	博多駅南③	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
23	那の川	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.011
24	下山門①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0044
25	下山門②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0042
環境基準値		0.05	0.002	0.002	0.1	0.04	1	0.01	0.01
定量下限値		0.005	0.0002	0.0002	0.0001	0.0002	0.0005	0.001	0.0005

※数値はすべて平均値(測定は年2回、ただしNo.1、No.3、No.20は年1回)

※網掛けは環境基準超過

3 土壌環境（土壌汚染対策法関連）

平成15年2月15日に土壌汚染対策法が施行され、一定の機会を捉えて土地の所有者等が土壌汚染状況調査を行うこととなりました。本市では、提出された土壌汚染状況調査結果報告書により判明した土壌汚染について、土壌汚染対策の指導などを実施しています。

●令和2年度土壌汚染対策法の施行状況

手続き種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法第3条第1項 ^{※1} 調査報告件数	3件	1件	2件
法第3条第1項ただし書きの確認 ^{※2} 通知件数	11件	4件	8件
法第3条第7項 ^{※3} ・第4条第1項届出 ^{※4} 件数	74件	82件	95件
法第3条第8項 ^{※5} ・第4条第3項調査命令 ^{※6} 件数	1件	13件	12件
法第5条調査命令 ^{※7} 件数	0件	0件	0件
要措置区域等指定 ^{※8} 件数（追加指定は含まない）	7件	4件	4件
要措置区域等解除 ^{※9} 件数（全部解除のみ）	2件	3件	7件
法第14条指定の申請 ^{※10} 件数	8件	4件	2件

※1 有害物質使用特定施設の廃止時に行う土地の土壌調査の報告

※2 法第3条に基づく土壌調査報告が一時的に免除する通知

※3 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質変更時に行う届出（平成31年4月1日以降）

※4 3,000㎡以上の土地の形質変更時に行う届出

※5 法第3条第7項届出をした場合の土地の土壌調査命令（平成31年4月1日以降）

※6 法第4条第1項届出をした土地に土壌汚染のおそれがある場合の土壌調査命令

※7 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土壌調査命令

※8 土壌調査の結果、特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合の区域の指定

※9 指定区域において、汚染の除去等の措置により区域の全部又は一部についてその事由がなくなつたと認められる場合の区域の解除

※10 自主調査に基づく指定の申請

●要措置区域等指定の状況（令和2年度末現在）

区分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
件数	6	3	2	2	1	1	1

※件数は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の合計

4 音環境

騒音・振動は身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関などからの騒音や振動、移動販売車及び飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭における生活から発生する騒音など多岐にわたり、苦情相談も数多くあります。

福岡市では、自動車、航空機、新幹線鉄道、在来鉄道の騒音や、道路交通、新幹線鉄道及び在来鉄道の振動について定期的に測定しています。

◆「環境基準」について◆

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準については、下記のとおり地域の類型に応じてそれぞれ基準値が定められています。

- 1 騒音に係る環境基準（自動車騒音を含む）
- 2 航空機騒音に係る環境基準
- 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

なお、振動に係る環境基準は設定されていません。

(1) 自動車騒音・道路交通振動

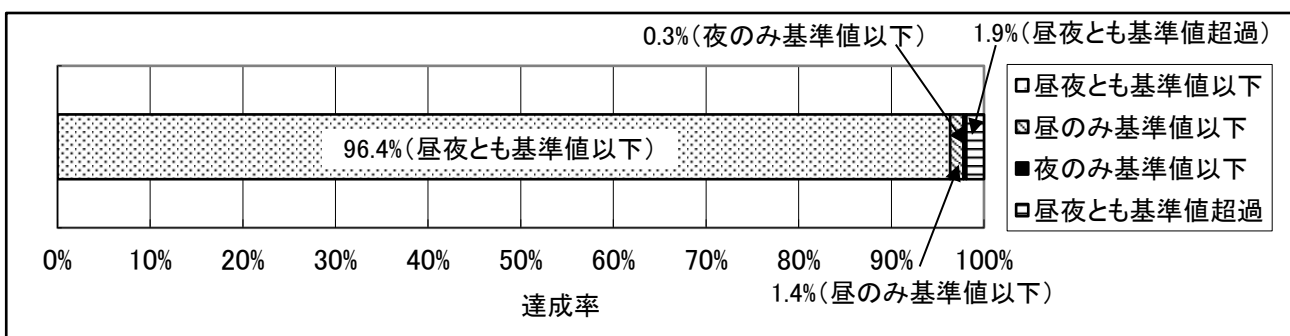
福岡市では、平成29年度からの5年間で521区間（405.8km）について自動車騒音の常時監視を行う5か年計画を策定しており、令和2年度は、計画の4年目にあたります。

令和2年度は、幹線道路の道路端での騒音測定等を51地点で実施するとともに、521区間で道路から50mの範囲にある住居等の約23万2千戸について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を評価しました。その結果、沿道住居等の96.4%で昼夜とも環境基準を達成しました。

道路交通振動については、11地点で振動レベルを測定しましたが、要請限度を超える地点はありませんでした。

●令和2年度 道路に面する地域における環境基準の達成状況（昼夜別）

	環境基準達成状況（総戸数 231,947 戸）			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
戸数	223,489 戸	3,327 戸	713 戸	4,418 戸
達成率	96.4%	1.4%	0.3%	1.9%



◆「道路に面する地域における環境基準の評価」について◆

道路に面する地域の環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することとされています。また、評価手法は、等価騒音レベル(L_{Aeq})によることとされています。

●令和2年度 自動車騒音測定結果（継続測定路線）

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L _{Aeq})		(参考)環境基準		(参考)要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	75	70	70	65	75	70
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	70	64	70	65	75	70
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	72	69	70	65	75	70
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂2丁目4	68	66	70	65	75	70
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	71	66	70	65	75	70
6	一般国道202号	10410-1	西区周船寺3丁目19	72	68	70	65	75	70
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	68	64	70	65	75	70
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮1丁目5	69	65	70	65	75	70
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目4	69	63	70	65	75	70
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	68	63	65	60	75	70
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	66	63	70	65	75	70

●令和2年度 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L ₁₀)		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	41	35	65	60
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	43	40	70	65
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	43	41	70	65
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂2丁目4	41	36	70	65
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	43	37	65	60
6	一般国道202号	10410-1	西区周船寺3丁目19	43	39	70	65
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	33	28	65	60
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮1丁目5	45	41	70	65
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目4	45	38	65	60
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	38	31	65	60
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	37	34	70	65

◆自動車騒音及び道路交通振動の環境省令で定める限度（要請限度）について ◆

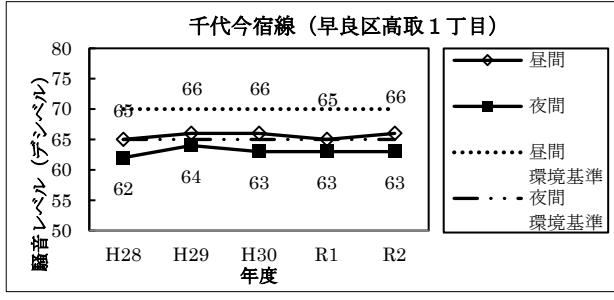
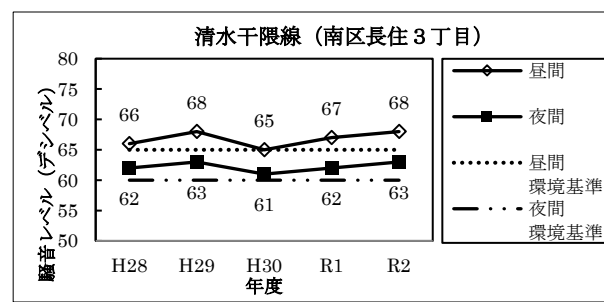
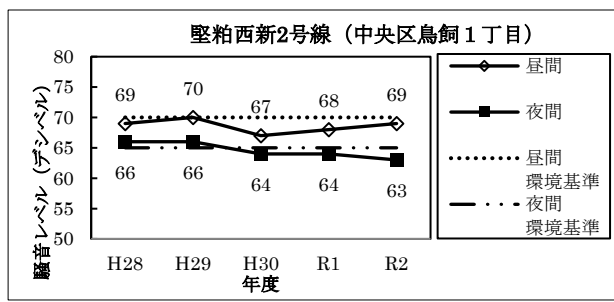
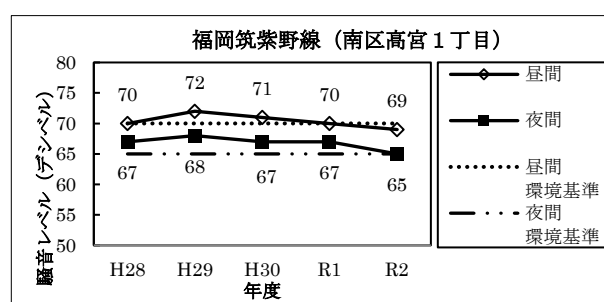
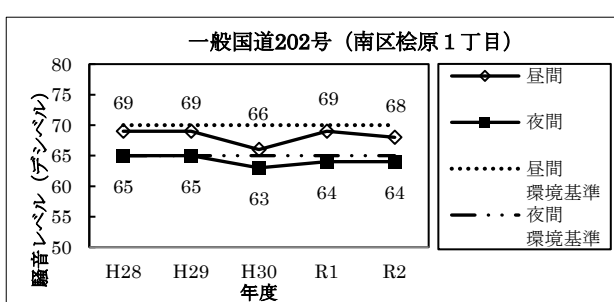
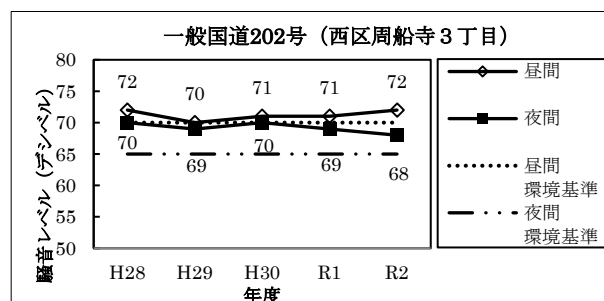
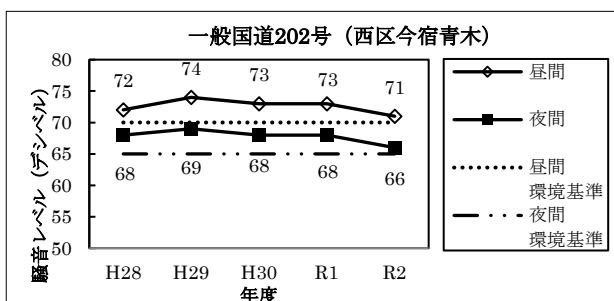
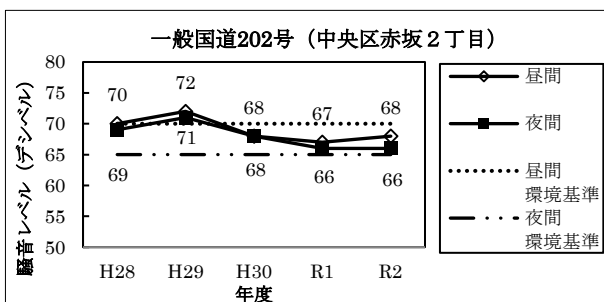
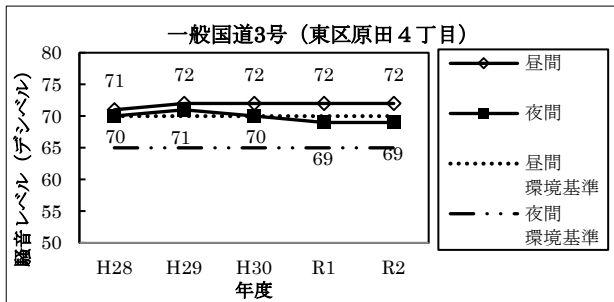
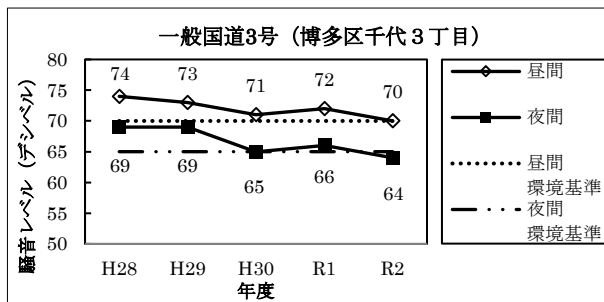
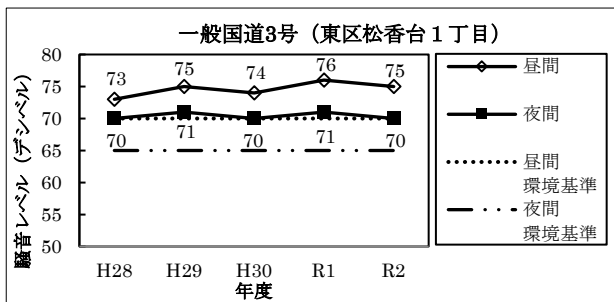
●自動車騒音の要請限度

騒音規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請できる環境省令で定める限度です。

●道路交通振動の要請限度

振動規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、道路管理者に対して道路交通振動の防止のための措置や公安委員会に対して道路交通法の規定による措置等を要請できる環境省令で定める限度です。

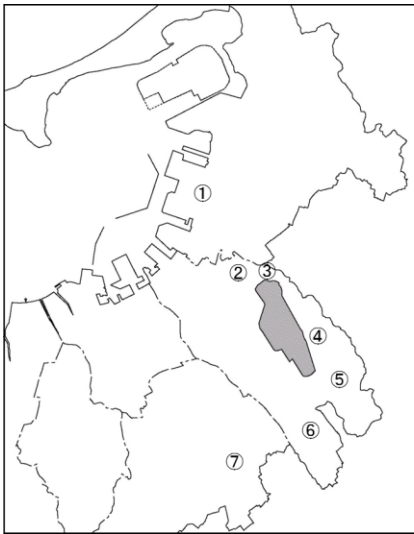
●自動車騒音の経年変化（継続測定路線）



(2) 航空機騒音

航空機騒音について、令和2年度は空港周辺の7地点について年2回の測定を実施しました。その結果、全地点で環境基準を達成しました。

●航空機騒音測定地点



地点番号	測定地点	測定場所
①	東箱崎小学校	東区箱崎5丁目11-20
②	東吉塚公民館	博多区吉塚6丁目6-10
③	大井集会所	博多区大井2丁目10-15
④	席田会館	博多区東平尾2丁目20-1
⑤	月隈公民館	博多区月隈3丁目27-3
⑥	板付公民館	博多区麦野1丁目29-12
⑦	野多目小学校	南区野多目2丁目6-1

●令和2年度航空機騒音測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	測定地点	測定期間	地域類型	測定結果(L _{den})	環境基準
①	東箱崎小学校	R2.5.9~5.15 R2.10.21~10.27	Ⅱ	59	62
②	東吉塚公民館	R2.6.18~6.24 R2.12.14~12.17,12.19~12.21	Ⅱ	56	62
③	大井集会所	R2.7.15~7.17,7.19~7.22 R3.1.27,1.29~2.3	Ⅱ	57	62
④	席田会館	R2.6.3~6.9 R2.11.27~12.3	Ⅱ	60	62
⑤	月隈公民館	R2.6.17~6.23 R2.11.28~12.4	Ⅱ	62	62
⑥	板付公民館	R2.7.2~7.8 R3.1.14~1.16,1.18~1.21	Ⅰ	55	57
⑦	野多目小学校	R2.9.26~9.27,9.29,10.1~10.4 R3.1.15~1.21	Ⅰ	48	57

※太数字 は環境基準を超えるもの

※測定結果は測定期間全日のエネルギー平均値

②R2.12.18 東吉塚公民館：工事音の影響のため欠測。

③R2.7.18 大井集会所：作業音の影響のため欠測。

R3.1.28 大井集会所：風の影響のため欠測。

⑥R3.1.17 板付公民館：風の影響のため欠測。

⑦R2.9.28 野多目小学校：人の声の影響のため欠測。

R2.9.30 野多目小学校：人の声の影響のため欠測。

◆「航空機騒音に係る環境基準」について◆

航空機騒音に係る環境基準は、L_{den}で評価します。L_{den}とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。

環境基準値は、東区・博多区・中央区・南区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の地域をⅠ類型に、その他の地域をⅡ類型に当てはめ、各地域の類型毎に定められています。

(3) 鉄道騒音・振動

①新幹線鉄道

令和2年度は、山陽新幹線4地域7地点、九州新幹線2地域4地点の計6地域11地点で騒音・振動を測定しました。

その結果、騒音については軌道中心から12.5m地点の3地点、25m地点の3地点で環境基準を超過し、残り5地点では環境基準を達成しました。

振動については、全地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の指針値(70デシベル以下)以下でした。

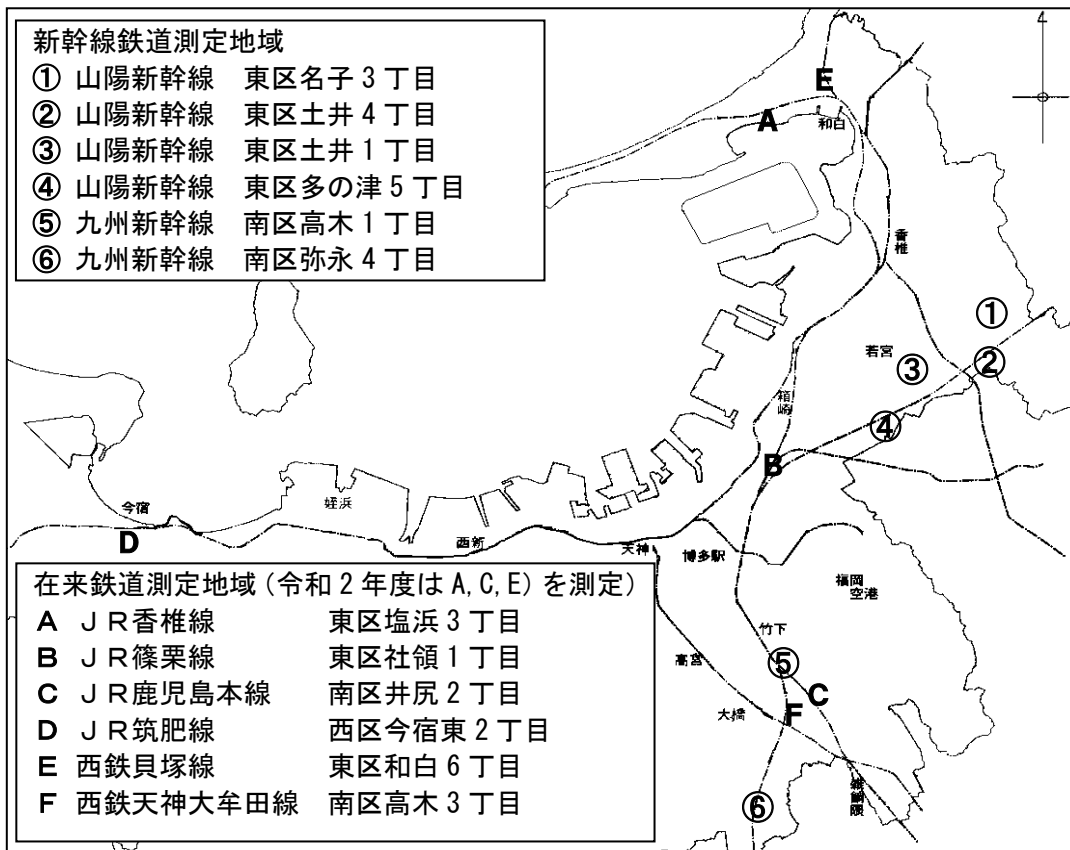
②在来鉄道

市内の在来鉄道は、九州旅客鉄道株式会社の鹿児島本線・篠栗線・筑肥線・香椎線、西日本鉄道株式会社の天神大牟田線・貝塚線及び福岡市営地下鉄の空港線・箱崎線・七隈線の計9路線で運行されています。

令和2年度は、鹿児島本線、篠栗線、筑肥線、香椎線、天神大牟田線、貝塚線の沿線6地域のうち、3地域(鹿児島本線、香椎線、貝塚線の沿線)で騒音・振動を測定しました。

なお、在来鉄道の騒音・振動に係る環境基準は定められていませんが、「在来鉄道騒音測定マニュアル」が示されていることから、福岡市では、このマニュアルに基づき騒音を測定するとともに、振動については新幹線鉄道振動の測定方法に準じて測定を実施し、現状の把握に努めています。

●鉄道騒音・振動の測定地点



●令和2年度 新幹線鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	路線名	測定場所	測定年月日	地域類型	騒音レベル(L _{A,Sm})			振動レベル 25 m	軌道構造
					12.5 m	25 m	50 m		
①	山陽新幹線	東区名子3丁目	R2.10.2	I	72	71	/	50	バラスト高架
②		東区土井4丁目	R2.10.6	I	/	73	/	48	バラスト切取り
③		東区土井1丁目	R2.10.20	I	74	74	/	47	スラブ高架
④		東区多の津5丁目	R2.10.27	II	73	72	/	49	スラブ高架
⑤	九州新幹線	南区高木1丁目	R2.5.28	II	70	69	/	41	スラブ高架
⑥		南区弥永4丁目	R2.11.10(騒音) R2.11.5(振動)	I	(71)	67	/	(46)	スラブ高架

※太数字は環境基準を超えるもの

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準値は、I 類型：70デシベル以下、II 類型：75デシベル以下

※新幹線鉄道振動に係る指針値は、70デシベル以下

※⑥南区弥永4丁目の騒音レベル(12.5m)及び振動レベルについては自動車の影響により測定本数が少なかったため参考値とした。

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について◆

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、当該測定点における最大騒音レベル(L_{A,Sm})の平均値で評価します。
 環境基準値は、主として住居の用に供される地域をI 類型に、商工業の用に供される地域等I 類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域をII 類型に当てはめています。
 なお、新幹線鉄道振動については環境基準は定められていませんが、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により指針値が定められています。

●令和2年度 在来鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点記号	路線名	測定場所	測定年月日	時間帯別等価騒音レベル				振動レベル 12.5 m
				12.5 m		25 m		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
A	JR香椎線	東区塩浜3丁目	R2.10.15	58	53	54	49	56
C	JR鹿児島本線	南区井尻2丁目	R2.12.3	65	60	60	55	55
E	西鉄貝塚線	東区和白6丁目	R2.11.17	60	55	55	50	44

◆「在来鉄道の 신설または大規模改良に際しての騒音対策の指針」について◆

●新線

等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7~22時)は60デシベル以下、夜間(22時~翌日7時)は55デシベル以下とする。
 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。

●大規模改良線

騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

振動については指針等ありませんが、本市では「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に準じた測定を実施しています。

5 化学物質・フロン等

(1) 有害大気汚染物質

令和2年度は、市内4測定局（香椎局、千鳥橋局、大橋局、西新局）において、毎月1回、有害大気汚染物質の調査を行いました。環境基準が設定されている4つの有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、全地点で環境基準を達成していました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルについても、全地点で指針値を下回っていました。

※ダイオキシン類については、「(3) ダイオキシン類」に掲載。

※有害大気汚染物質：

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

※有害大気汚染物質に関する環境基準：

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質については平成9年2月、ジクロロメタンについては平成13年4月に環境基準が設定された。

●令和2年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その1）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.58	1.0	0.24	環境基準値 3
	千鳥橋局	0.78	1.2	0.33	
	大橋局	0.60	0.96	0.25	
	西新局	0.78	1.5	0.29	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.061	0.21	0.0045 *	環境基準値 130
	千鳥橋局	0.037	0.12	0.0071	
	大橋局	0.021	0.068	0.0057	
	西新局	0.020	0.073	0.0017 *	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.16	0.88	0.016	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.090	0.22	0.026	
	大橋局	0.038	0.062	0.014	
	西新局	0.044	0.074	0.024	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.71	1.1	0.35	環境基準値 150
	千鳥橋局	0.76	1.3	0.29	
	大橋局	0.79	1.2	0.37	
	西新局	0.73	1.1	0.26	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.017	0.031	0.0090	指針値 2
	千鳥橋局	0.018	0.035	0.0096	
	大橋局	0.037	0.067	0.015	
	西新局	0.016	0.038	0.0091	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.016	0.051	<0.0017	指針値 10
	千鳥橋局	0.020	0.048	<0.0017	
	大橋局	0.017	0.044	<0.0017	
	西新局	0.016	0.049	0.0019 *	

●令和2年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その2）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.14	0.28	0.060	指針値 18
	千鳥橋局	0.15	0.26	0.075	
	大橋局	0.14	0.28	0.065	
	西新局	0.15	0.23	0.081	
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.18	0.43	0.028	指針値 1.6
	千鳥橋局	0.18	0.39	0.031	
	大橋局	0.19	0.50	0.028	
	西新局	0.19	0.35	0.061	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	1.6	2.3	1.2	指針値 40
	千鳥橋局	1.7	2.1	1.4	
	大橋局	1.6	2.1	1.1	
	西新局	1.6	2.4	1.2	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	香椎局	0.79	2.4	0.12	指針値 25
	千鳥橋局	1.1	2.9	0.27	
	大橋局	0.97	1.8	0.20	
	西新局	0.80	2.5	0.12	
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	0.66	3.6	0.032	指針値 6
	千鳥橋局	0.83	3.1	0.031	
	大橋局	0.71	2.8	0.023	
	西新局	0.89	4.5	0.032	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.029	0.067	0.011 *	指針値 2.5
	千鳥橋局	0.082	0.16	0.040	
	大橋局	0.045	0.072	0.023	
	西新局	0.074	0.17	0.025	
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	4.7	18	0.38	指針値 140
	千鳥橋局	8.3	23	0.62	
	大橋局	11	25	0.50	
	西新局	6.4	24	0.41	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	1.4	2.5	0.84	指針値 120
	千鳥橋局	2.6	11	0.89	
	大橋局	1.5	1.9	0.26	
	西新局	1.9	3.1	0.92	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	1.4	1.6	1.2	指針値 94
	千鳥橋局	1.4	1.6	1.2	
	大橋局	1.4	1.6	1.2	
	西新局	1.4	1.5	1.2	
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	0.95	2.4	0.13	
	千鳥橋局	1.8	4.0	0.20	
	大橋局	1.8	5.1	0.15	
	西新局	1.2	2.9	0.20	

●令和2年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その3）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
六価クロム化合物 (ng/m ³)	香椎局	0.086	0.17	0.028	EPA10 ⁻⁵ 0.8
	千鳥橋局	0.12	0.19	0.055	
	大橋局	0.091	0.19	0.049	
	西新局	0.091	0.18	0.029	
酸化エチレン (μg/m ³)	香椎局	0.055	0.081	0.023	
	千鳥橋局	0.079	0.15	0.019	
	大橋局	0.066	0.11	0.026	
	西新局	0.071	0.11	0.024	
トルエン (μg/m ³)	香椎局	2.1	3.8	0.67	
	千鳥橋局	3.8	8.7	1.4	
	大橋局	3.0	6.5	0.85	
	西新局	3.3	7.9	1.2	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	香椎局	0.0062	0.032	<0.0008	EPA10 ⁻⁵ 4
	千鳥橋局	0.011	0.044	<0.0008	
	大橋局	0.015	0.035	<0.0008	
	西新局	0.0092	0.046	<0.0008	
ベンゾ [a] ピレン (ng/m ³)	香椎局	0.060	0.20	0.0014	WHO欧州 0.11
	千鳥橋局	0.055	0.12	0.0066	
	大橋局	0.045	0.10	0.0021	
	西新局	0.037	0.093	0.0035	
ホルムアルデヒド (μg/m ³)	香椎局	2.0	2.9	0.69	EPA10 ⁻⁵ 0.8
	千鳥橋局	3.0	6.4	1.2	
	大橋局	2.3	3.9	0.46	
	西新局	2.9	4.9	1.2	

※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの基準値は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準値。

※アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルの指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（第8次答申）（第9次答申）（第10次答申）（第12次答申）」）

※上記以外の基準値等について、「EPA10⁻⁵」は米国環境保護庁（EPA）が設定したユニットリスクに基づく10⁻⁵リスクレベル換算値、「WHO欧州」はWHO欧州地域事務局のガイドライン値

※測定値は、原則として有効数字2桁とし、最小表示は定量下限値の桁まで記載。但し、測定値が検出下限値以上定量下限値未満の値は「*」を付し定量下限値の桁まで記載。測定値が検出下限値未満の値は、<検出下限値を記載。

※年平均値の算出については測定値を算術平均して求めた。但し、測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の2分の1の値を年平均の算出に用いた。

(2) アスベスト

アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じん指定され、人体に対する健康被害として肺がんや悪性中皮腫などが知られています。耐熱（不燃性）・耐薬品等にすぐれ、建材など様々な製品に使用されてきたため、建築物の解体などにより一般環境への排出が問題視されています。

令和2年度は、市内5地域（各2地点）において一般環境の調査を行いました。各調査地点の測定結果は総繊維数濃度0.33～0.86本／リットルの範囲でした。

大気中のアスベストに係わる環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法に定める石綿製品製造施設の敷地境界線におけるアスベスト繊維数濃度の基準値（10本／リットル）の1/10未満であり、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53(1986)と比べても低い値でした。

※世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53（1986）

『石綿及びその他の天然鉱物繊維』が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価しとりまとめたもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

●令和2年度 一般環境大気中アスベスト調査結果

地域分類	地域	総繊維数濃度 (本/リットル)	
		測定地点1	測定地点2
住宅地域	早良区祖原	0.49	0.39
	南区塩原	0.33	0.41
商業地域	中央区天神	0.69	0.75
準工業地域	博多区吉塚	0.69	0.86
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.69	0.65

※測定結果：各地域において2地点で測定を実施、3日間（4時間×3回）の総繊維数濃度の幾何平均値

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたりするとき自然に発生する有害な化学物質で、非常に微量ですが環境中に広く存在しています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類濃度調査を、市内4地点において開始し、令和2年度は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）に基づき、一般環境中の大気7地点、公共用水域（博多湾及び市内河川）の水質14地点・底質14地点、地下水4地点、土壌3地点について常時監視を行いました。

その調査結果は、大気、水質・底質、地下水及び土壌の全てにおいて環境基準を達成していました。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物焼却炉の規制強化などで排出量の削減が進んでおり、本市でも、一般環境中の大気濃度の推移では10年前に比べると約10分の1に低下しています。

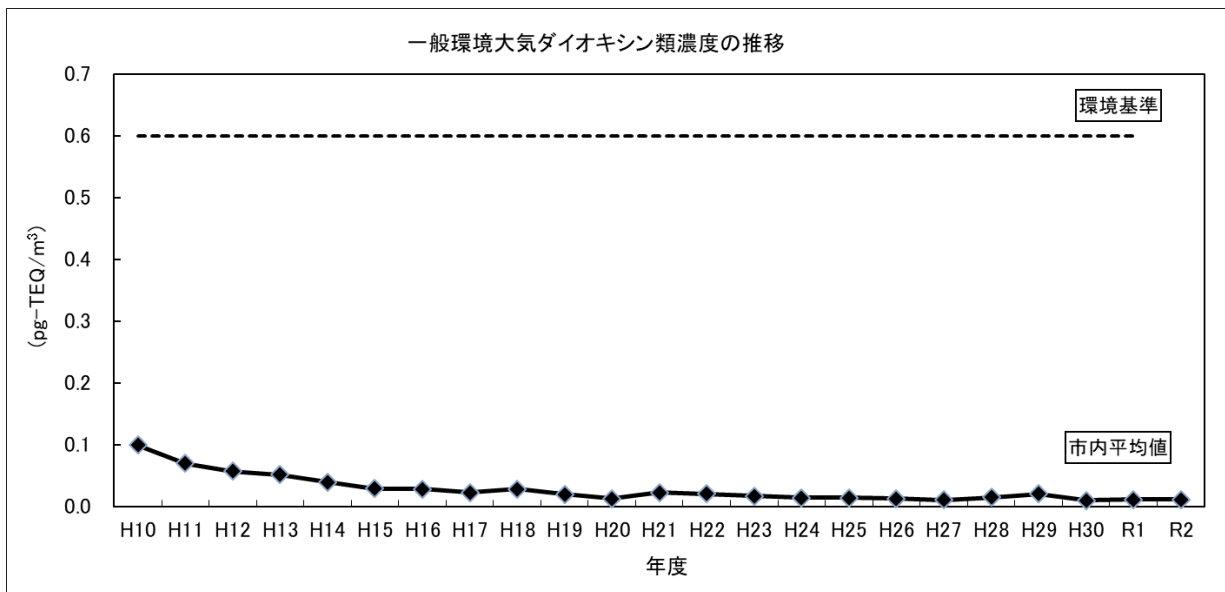
※ダイオキシン類対策特別措置法：ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康の保護を図ることを目的に平成11年7月12日に公布、平成12年1月15日から施行された。

※ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシンライクポリ塩化ビフェニル（DLPCB）

※単位：pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした他のダイオキシン類の毒性を換算し、その合計量で表した値。

●一般環境大気ダイオキシン類濃度経年変化



●ダイオキシン類測定結果（令和2年度）

○環境大気：環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³ 以下

(単位：pg-TEQ/m³)

測定地点	東区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 天神	南区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西区 田尻
測定結果	0.012	0.014	0.014	0.0091	0.0092	0.0099	0.013

○公共用水域水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
測定結果	0.13	0.20	0.070	0.10	0.082	0.25
測定地点	興徳寺橋 名柄川	老岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
測定結果	0.15	0.091	0.14	0.97	0.42	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
測定結果	0.046	0.043	0.041

○公共用水域底質：環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
測定結果	1.8	0.28	0.48	2.1	0.17	0.17
測定地点	興徳寺橋 名柄川	老岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
測定結果	3.3	0.41	0.15	0.98	0.61	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
測定結果	7.7	8.2	0.20

○地下水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下 (単位：pg-TEQ/L)

測定地点	博多区	南区	城南区	早良区
測定結果	0.042	0.042	0.041	0.041

○土壌：環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下 (単位：pg-TEQ/g)

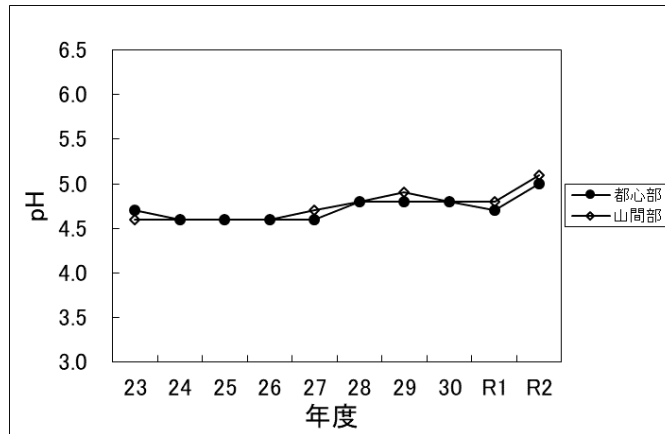
測定地点	中央区	南区	城南区
測定結果	0.0012	0.17	0.0011

(4) 酸性雨

福岡市では、都心部（城南区鳥飼）及び山間部（早良区曲渕）で、1週間単位での酸性雨調査を実施しています。

令和2年度の年間平均値（加重平均）は、都心部がpH5.0、山間部がpH5.1でした。

酸性雨の年間平均値の推移



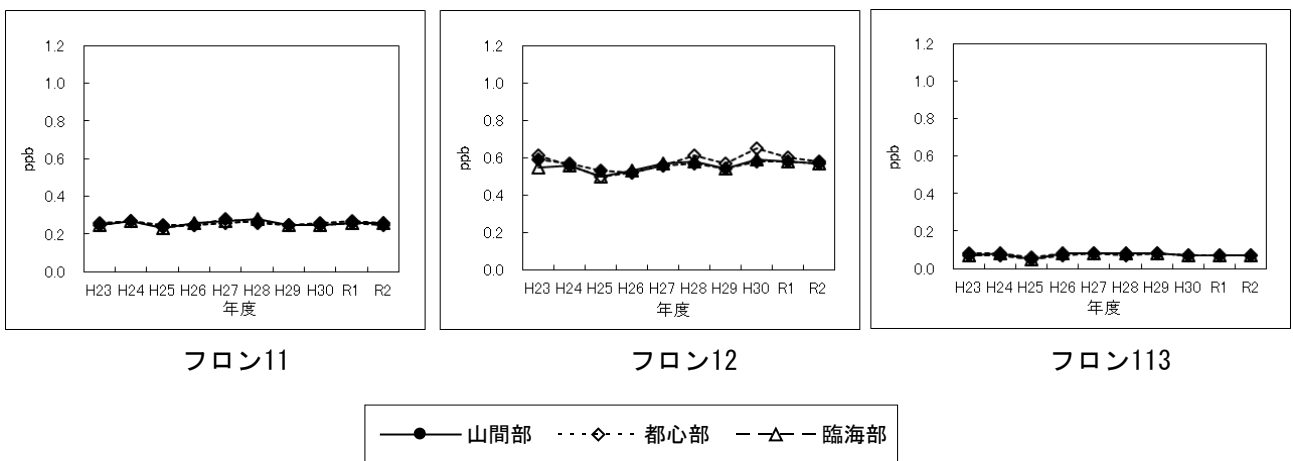
注) 酸性雨・・・pH5.6以下のもの

(5) フロン

人工的な化学物質であるCFC（クロロフルオロカーボン、いわゆるフロン的一种）、ハロン、HCFCなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質です。

福岡市では、市内3か所（山間部、都心部、臨海部）で大気中のCFC（フロン11、フロン12、フロン113）濃度を調査しています。経年的には、フロン11、フロン12及びフロン113は横ばい傾向にあります。

フロン濃度の推移



6 事業場届出等

(1) 大気汚染関係

①大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況（令和2年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	118	183	133	55	46	35	60	630	50	65	50	25	10	17	28	245
2	ガス発生炉	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	3
11	乾燥炉	5	3	0	0	0	0	4	12	3	1	0	0	0	1	5	
13	廃棄物焼却炉	9	2	0	0	0	0	5	16	4	1	0	0	0	2	7	
29	ガスタービン	34	69	59	15	5	28	13	223	12	33	32	6	2	15	8	108
30	ディーゼル機関	106	182	135	24	21	42	51	561	59	128	103	16	8	31	26	371
31	ガス機関	5	2	8	1	0	0	1	17	1	0	1	1	0	0	3	
	合計	278	441	336	95	72	105	135	1462	130	228	187	48	20	63	66	742

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

②大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設の届出状況（令和2年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
2	堆積場	10	6	0	0	0	2	11	29	9	5	0	0	0	2	8	24
3	コンベア	38	21	11	0	0	3	16	89	10	6	2	0	0	1	5	24
4	破砕機・摩砕機	5	5	0	0	0	0	5	15	3	1	0	0	0	2	6	
5	ふるい	9	3	0	0	0	0	4	16	4	2	0	0	0	3	9	
	合計	62	35	11	0	0	5	36	149	14	8	2	0	0	3	9	36

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

③大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業実施の届出状況（令和2年度）

項 番 号	作業の種類	施設数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	解体	15	17	10	10	3	5	9	69
2	解体(断熱材等の掻き落とし、切断、または破砕以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
3	解体(事前除去が著しく困難なもの)	0	0	0	0	0	0	0	0
4	改造・補修	14	14	8	7	4	8	10	65
	合計	29	31	18	17	7	13	19	134

④大気汚染防止法に係る水銀排出施設の届出状況（令和２年度末）

項番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
8	廃棄物焼却炉	9	2	0	0	0	0	5	16	4	2	0	0	0	0	2	8

⑤福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設の届出状況（令和２年度末）

項番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	74	121	118	27	13	28	38	419	50	95	87	24	11	21	25	313

(2) 水質汚濁関係

①水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の数（令和2年度末）

号番号	業種・施設名	日平均排水量 50 m ³ 以上の事業場 ^{注1}		日平均排水量 50 m ³ 未満の事業場		合計	第5条第3項有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場 ^{注4}
		うち有害物質使用事業場	有害物質使用事業場	うち日平均排水量 30 m ³ 以上 50 m ³ 未満の事業場 ^{注2}	有害物質使用事業場			
1の2	畜産農業			17		17		
2	畜産食料品製造業			2		2	1	
3	水産食料品製造業			6		6		
5	みそ・しょう油等の製造業			5		5		
7	砂糖製造業	1				1		
10	飲料製造業			2		2		
16	めん類製造業			4		4		
17	豆腐・煮豆製造業			5		5		
18の2	冷凍調理食品製造業			2		2		
19	紡績・繊維製品製造業			1		1		
22	木材薬品処理業						1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4		4	5	(3)
27	無機化学工業製品製造業			1		1		
33	合成樹脂製造業	1				1		
54	セメント製品製造業			6		6		
55	生コンクリート製造業			18		18		
60	砂利採取業			3		3		
63	金属製品・機械器具製造業	1	1	2		3		
64の2	水道施設	2				2		
65	酸・アルカリ表面処理施設			2		2	1	
66	電気メッキ施設	1	1			1	7	
66の3	旅館業	2		29		31		
66の6	飲食店	3		3		6		
67	洗たく業	1		33		34	9	
68	写真現像業						29	(3)
68の2	病院			4		4	5	
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			6		6		
71	自動式車両洗浄施設			56		56		
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場	1	1			1	56	(2)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設							
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設						1	
72	し尿処理施設	6				6		
73	下水道終末処理施設	7		1		8		
	有害物質貯蔵指定施設 ^{注3} のみ						5	(5)
合計		26	3	215	0	241	120	(13)

※1 日当たりの平均排水量 50 m³以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場に対し排水基準が適用される。

※2 日当たりの平均排水量 30 m³以上 50 m³未満の特定事業場は「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導対象となる。

※3 水質汚濁防止法の改正（平成24年8月1日施行）により新たに届出対象となった施設

※4 事業場数としては、左記の「第5条第3項有害物質使用特定事業場」を含む。

(3) 騒音・振動関係

①特定工場等の届出状況（令和2年度末現在）

騒音規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	339	69
空気圧縮機等	7,124	906
土石用破砕機等	55	18
織機	307	13
建設用資材製造機械	35	31
穀物用製粉機	182	7
木材加工機械	111	31
抄紙機	1	0
印刷機械	675	107
合成樹脂用射出成形機	13	3
鋳造型機	5	1
計	8,847	1,186

振動規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	319	58
圧縮機	495	163
土石用破砕機等	60	20
織機	265	14
コンクリートブロックマシン等	9	5
木材加工機械	0	0
印刷機械	408	70
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	10	3
鋳造型機	3	1
計	1,569	334

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	47	26
クーリングタワー	151	48
ドラム缶洗浄機	0	0
ロータリーキルン	3	2
重油バーナー	100	75
電気炉	0	0
計	301	151

②特定建設作業の届出状況（令和2年度）

騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	146
びょう打機	1
さく岩機	901
空気圧縮機	62
コンクリートプラント等	2
バックホウ	18
トラクターショベル	0
ブルドーザー	2
計	1,132

振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	152
鋼球	0
舗装版破砕機	5
ブレーカー	308
計	465

(4) ダイオキシン類関係 (ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設)

① 届出状況 (令和2年度末)

大気基準適用施設 (施行令 別表第一)

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
5	廃棄物焼却炉	10	2				1	6	19	5	2				1	3	11

水質基準適用施設 (施行令 別表第二)

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
15	灰の貯留施設	3						1	4	3						1	4
15イ	廃ガス洗浄施設	8	2					5	15	3	2					2	7
15ロ	湿式集じん施設		1						1		1						1
18	下水道終末処理施設	1	1					1	3	1	1					1	3
合計		12	4					7	23	7	4					4	15

※事業場・工場の数は施設の重複分を含まない

② 第28条の規定による自主測定結果報告まとめ (令和2年度分)

大気基準適用施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	ダイオキシン類測定値の範囲		
		排ガス	焼却灰	ばいじん
		(ng-TEQ/m3N)	(ng-TEQ/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
廃棄物焼却炉	11事業場(19施設)	0.0000010~1.7	0~0.054	0.000000096~1.5

※1施設は休止中のため、自主測定を行っていない。

水質基準対象施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	排出水ダイオキシン類測定値の範囲 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	3事業場(3施設)	0.00012~0.00055

(5) 公害防止管理者等届出状況（令和2年度末現在）

業種	特定工場数	公害防止統括者	公害防止管理者														
			合計	大気関係				水質関係				騒音関係	粉じん関係	振動関係			
				小計	第1種	第2種	第3種	第4種	小計	第1種	第2種				第3種	第4種	
製造業	食料品	1	1	1	0					1				1			
			1	1	0					1				1			
			1	1	0					1				1			
	飲料・たばこ・飼料	2	2	2	2			1	1	0							
			2	2	2			1	1	0							
			2	2	2			1	1	0							
	石油製品・石炭製品	4	4	8	4			1	3	0						4	
			4	8	4			1	3	0						4	
			4	8	4			1	3	0						4	
	窯業・土石製品	10	5	10	0					0						10	
			6	10	0					0						10	
			6	10	0					0						10	
	金属製品	6	4	9	0					1			1		3		5
			4	9	0					1			1		3		5
			4	9	0					1			1		3		5
	電気機械器具	4	3	5	0					3			3		1		1
			3	5	0					3			3		1		1
			3	3	0					3			3		0		0
輸送用機械器具	1	1	1	0					0							1	
		1	1	0					0							1	
		1	1	0					0							1	
その他	1	1	2	0					0					1		1	
		1	2	0					0					1		1	
		1	0	0					0					0		0	
小計	29	21	38	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	14	8	
		22	38	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	14	8	
		22	34	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	3	14	6	
エネルギー供給業	ガス業	0	0	0	0					0							
			0	0	0					0							
			0	0	0					0							
	熱供給業	5	5	5	5			1	4	0							
			5	5	5			1	4	0							
			5	5	5			1	4	0							
小計	5	5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	34	26	43	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	14	8	
		27	43	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	14	8	
		27	39	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	3	14	6	

※公害防止統括者欄：

〔上段〕統括者（統括者代理人）の選任が必要な工場数、〔中段〕統括者数、〔下段〕統括者代理者数

※公害防止管理者欄：

〔上段〕管理者（管理者代理人）の選任が必要な工場数、〔中段〕管理者数、〔下段〕管理者代理者数

(6) P R T R 関係 (令和元年度)

福岡市内の化学物質排出量・移動量

区分	数値	全国比
届出事業所数	201	0.60%
届出排出量	482 トン	0.34%
届出移動量	63 トン	0.03%

届出排出量・移動量の内訳

区分	排出移動先	量(トン)
排出量	大気	434
	公共用水域	48
	土壌	0
	埋立(事業所内)	0
移動量	廃棄物	63
	下水道	0.2

業種別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
製造業	28	311,571	23	0	0	311,594	167	34,007	34,174	345,768
燃料小売業	142	33,795	0	0	0	33,795	0	0	0	33,795
下水道業	7	30	47,458	0	0	47,488	0	0	0	47,488
石油卸売業	5	81,690	0	0	0	81,690	0	0	0	81,690
自動車整備業	5	3,370	0	0	0	3,370	0	0	0	3,370
一般廃棄物処理業 ※1	5	49	606	0	0	655	0	0	0	655
熱供給業	2	20	0	0	0	20	0	0	0	20
倉庫業	2	2,211	0	0	0	2,211	0	1,607	1,607	3,818
高等教育機関	3	1,361	0	0	0	1,361	1	23,800	23,801	25,162
洗濯業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気業	1	21	0	0	0	21	0	0	0	21
商品検査業	1	1	0	0	0	1	0	3,400	3,400	3,401
全業種合計 ※2	201	434,118	48,088	0	0	482,206	168	62,814	62,982	545,188

※1 ごみ処分業に限る。

※2 全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

物質別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
ノルマル-ヘキサン	148	200,314	0	0	0	200,314	0	6,648	6,648	206,962
トルエン	162	149,957	0	0	0	149,957	0	11,332	11,332	161,289
キシレン	168	42,672	0	0	0	42,672	87	12,214	12,301	54,973
エチルベンゼン	153	30,405	0	0	0	30,405	65	4,443	4,508	34,913
ほう素化合物	8	0	33,088	0	0	33,088	0	0	0	33,088
クロロホルム	2	422	0	0	0	422	1	8,700	8,701	9,123
マンガン及び その化合物	9	0	9,123	0	0	9,123	0	0	0	9,123
塩化メチレン	10	650	5	0	0	655	0	6,600	6,600	7,255
ベンゼン	151	6,562	2	0	0	6,564	0	0	0	6,564
ダイオキシン類 ※※	8	32	0	0	0	32	0	6,049	6,049	6,082
亜鉛の水溶性化合物	9	0	4,423	0	0	4,423	0	0	0	4,423
銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	11	0	249	0	0	249	0	3,635	3,635	3,884
無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩 を除く。)	11	0	23	0	0	23	0	2,888	2,888	2,911
1,2,4-トリメチル ベンゼン	157	1,338	0	0	0	1,338	0	1,387	1,387	2,725
アンチモン及び その化合物	1	0	0	0	0	0	0	1,600	1,600	1,600
N,N-ジメチルホルム アミド	2	0	0	0	0	0	0	1,500	1,500	1,500
ニッケル化合物	3	0	7	0	0	7	13	1,240	1,253	1,260
臭化メチル	1	1,100	0	0	0	1,100	0	0	0	1,100
その他	360	699	1,168	0	0	1,867	2	627	629	2,496
全物質合計 ※	1,374	434,118	48,088	0	0	482,206	168	62,814	62,982	545,188

※ 全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

※※ ダイオキシン類の排出量・移動量の単位は ng-TEQ である。

環境の状況

Ⅱ 自然・生物に関するデータ (自然環境調査等)

1 令和2年度鳥類調査

福岡市における自然環境の現状を把握するとともに、保全・創造施策の基礎資料等とするため、福岡市域における鳥類の分布状況及び生息状況を調査しています。

No.	目名	科名	種名	調査時期				行政区						調査区分				
				春季	夏季	秋季	冬季	東	博多	中央	南	城南	早良	西	①	②	③	
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ		●		●							●	●	●		
2	キジ目	キジ科	キジ				●							●		●		
3	カモ目	カモ科	ヒシクイ			●	●							●				●
	カモ目	カモ科	亜種オオヒシクイ				●	●										●
4	カモ目	カモ科	カリガネ				●							●				●
5	カモ目	カモ科	コハクチョウ			●								●				●
6	カモ目	カモ科	オオハクチョウ			●	●		●					●	●			●
7	カモ目	カモ科	ツクシガモ	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●
8	カモ目	カモ科	オシドリ		●	●	●	●	●					●	●	●		●
9	カモ目	カモ科	オカヨシガモ	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
10	カモ目	カモ科	ヨシガモ	●		●	●	●		●				●	●	●	●	●
11	カモ目	カモ科	ヒドリガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	カモ目	カモ科	アメリカヒドリ			●		●										●
13	カモ目	カモ科	マガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14	カモ目	カモ科	カルガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	カモ目	カモ科	オナガガモ	●	●	●	●	●		●				●	●	●	●	●
17	カモ目	カモ科	シマアジ	●		●		●	●					●	●	●	●	●
18	カモ目	カモ科	トモエガモ			●	●							●		●	●	●
19	カモ目	カモ科	コガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20	カモ目	カモ科	ホシハジロ	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
21	カモ目	カモ科	メジロガモ		●									●				●
22	カモ目	カモ科	キンクロハジロ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
23	カモ目	カモ科	スズガモ	●	●	●	●	●		●				●	●	●	●	●
24	カモ目	カモ科	シロガモ	●			●	●						●	●			
25	カモ目	カモ科	ビロードキンクロ			●	●	●										●
26	カモ目	カモ科	クロガモ			●	●	●								●	●	●
27	カモ目	カモ科	ホオジロガモ			●	●	●		●				●	●	●	●	●
28	カモ目	カモ科	ミコアイサ	●			●	●			●			●	●	●	●	●
29	カモ目	カモ科	ウミアイサ	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●
30	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
31	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	●		●	●	●		●				●	●	●	●	●
32	カイツブリ目	カイツブリ科	ミミカイツブリ				●	●										●
33	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ	●		●	●	●		●				●	●	●	●	●
34	ハト目	ハト科	カラスバト	●	●	●	●							●	●			
35	ハト目	ハト科	キジバト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
36	ハト目	ハト科	アオバト	●	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●	●
37	アビ目	アビ科	オオハム	●			●	●										●
38	アビ目	アビ科	シロエリオオハム	●			●							●				
39	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	●	●									●	●			
40	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ			●				●								●
41	カツオドリ目	カツオドリ科	カツオドリ		●		●							●	●			
42	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	●		●	●	●		●				●	●	●	●	●
43	カツオドリ目	ウ科	カワウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
44	カツオドリ目	ウ科	ウミウ	●	●	●	●	●		●				●	●	●	●	●
45	ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ			●												●
46	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●
47	ペリカン目	サギ科	ササゴイ	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●
48	ペリカン目	サギ科	アカガシラサギ			●				●								●
49	ペリカン目	サギ科	アマサギ	●	●			●			●			●	●	●	●	●
50	ペリカン目	サギ科	アオサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	ペリカン目	サギ科	ダイサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
52	ペリカン目	サギ科	チュウサギ	●	●	●		●										●
53	ペリカン目	サギ科	ムラサキサギ			●								●				
54	ペリカン目	サギ科	ヨサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
55	ペリカン目	サギ科	クロサギ	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●
56	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	●		●	●	●			●			●	●	●	●	●
57	ペリカン目	トキ科	クロツラヘラサギ	●	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●	●
58	ツル目	ツル科	ナベツル		●													●
59	ツル目	クイナ科	クイナ		●	●								●				●
60	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●

No.	目名	科名	種名	調査時期				行政区						調査区分				
				春季	夏季	秋季	冬季	東	博多	中央	南	城南	早良	西	①	②	③	
61	ツル目	クイナ科	ツルクイナ		●										●			●
62	ツル目	クイナ科	バン	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
63	ツル目	クイナ科	オオバン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
64	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	●	●								●		●			
65	カッコウ目	カッコウ科	ホトギス	●	●			●			●	●	●	●	●			●
66	カッコウ目	カッコウ科	セグロカッコウ		●								●		●			
67	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	●	●						●		●		●			
68	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	●	●						●		●	●	●			
69	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	●											●	●		
70	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	●	●			●			●		●	●	●	●		●
71	チドリ目	チドリ科	タゲリ			●	●		●						●	●	●	●
72	チドリ目	チドリ科	ケリ		●										●			●
73	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	●	●	●		●							●		●	●
74	チドリ目	チドリ科	ダイゼン	●	●	●	●	●							●		●	●
75	チドリ目	チドリ科	ハジロコチドリ			●	●	●										●
76	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ		●	●	●				●	●	●	●	●			●
77	チドリ目	チドリ科	コチドリ	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
78	チドリ目	チドリ科	シロチドリ	●	●	●	●	●							●	●	●	●
79	チドリ目	チドリ科	メダイチドリ	●	●	●	●	●							●		●	●
80	チドリ目	チドリ科	オオメダイチドリ	●				●										●
81	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	●	●	●	●	●							●	●	●	●
82	チドリ目	セイタカシギ科	セイタカシギ	●	●	●	●	●							●	●	●	●
83	チドリ目	セイタカシギ科	ソリハシセイタカシギ			●									●			●
84	チドリ目	シギ科	ヤマシギ			●		●									●	●
85	チドリ目	シギ科	オオジシギ			●									●		●	●
86	チドリ目	シギ科	タシギ	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
87	チドリ目	シギ科	オグロシギ	●	●										●			●
88	チドリ目	シギ科	オオソリハシシギ	●	●	●		●							●	●	●	●
89	チドリ目	シギ科	チュウシャクシギ	●	●	●		●					●		●	●	●	●
90	チドリ目	シギ科	ダイシャクシギ	●	●	●	●	●							●	●	●	●
91	チドリ目	シギ科	ホウロクシギ	●	●	●		●		●					●		●	●
92	チドリ目	シギ科	ツルシギ	●											●			●
93	チドリ目	シギ科	アカアシシギ	●		●		●										●
94	チドリ目	シギ科	コアオアシシギ		●	●									●		●	●
95	チドリ目	シギ科	アオアシシギ	●	●	●	●	●					●		●	●	●	●
96	チドリ目	シギ科	クサシギ			●	●				●				●	●	●	●
97	チドリ目	シギ科	タカバシギ		●	●									●		●	●
98	チドリ目	シギ科	キアシシギ	●	●	●		●					●		●	●	●	●
99	チドリ目	シギ科	ソリハシシギ	●	●	●	●	●							●	●	●	●
100	チドリ目	シギ科	イソシギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
101	チドリ目	シギ科	キョウジョシギ	●											●			●
102	チドリ目	シギ科	オバシギ	●	●			●							●		●	●
103	チドリ目	シギ科	コオバシギ			●		●										●
104	チドリ目	シギ科	ミュビシギ	●	●	●	●	●							●	●	●	●
105	チドリ目	シギ科	トウネン	●	●	●		●							●	●	●	●
106	チドリ目	シギ科	オジロトウネン			●									●			●
107	チドリ目	シギ科	ヒバリシギ		●										●			●
108	チドリ目	シギ科	ウズラシギ	●	●										●		●	●
109	チドリ目	シギ科	ハマシギ	●	●	●	●	●			●				●	●	●	●
110	チドリ目	シギ科	キリアイ	●		●		●							●		●	●
111	チドリ目	タマシギ科	タマシギ		●									●	●			●
112	チドリ目	ツバメチドリ科	ツバメチドリ		●										●			●
113	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	●	●	●	●	●		●				●	●	●	●	●
114	チドリ目	カモメ科	ズグロカモメ			●	●								●	●	●	●
115	チドリ目	カモメ科	ウミネコ	●	●	●	●	●		●				●	●	●	●	●
116	チドリ目	カモメ科	カモメ			●	●	●		●				●	●	●	●	●
117	チドリ目	カモメ科	セグロカモメ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
118	チドリ目	カモメ科	オオセグロカモメ	●		●	●	●		●				●	●	●	●	●
119	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	●	●			●									●	●
120	チドリ目	カモメ科	アジサシ		●			●							●		●	●
121	チドリ目	カモメ科	クロハラアジサシ		●	●									●			●
122	チドリ目	カモメ科	ハジロクロハラアジサシ	●		●									●			●
123	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
124	タカ目	タカ科	ハチクマ	●		●		●	●					●	●	●	●	●
125	タカ目	タカ科	トビ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

No.	目名	科名	種名	調査時期				行政区						調査区分				
				春季	夏季	秋季	冬季	東	博多	中央	南	城南	早良	西	①	②	③	
126	タカ目	タカ科	クロハゲワシ	●								●						●
127	タカ目	タカ科	チュウヒ			●									●			●
128	タカ目	タカ科	ハイロチュウヒ			●	●								●	●	●	●
129	タカ目	タカ科	ツミ	●		●						●			●			●
130	タカ目	タカ科	ハイタカ	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
131	タカ目	タカ科	オオタカ			●	●	●			●				●	●		●
132	タカ目	タカ科	サンバ	●	●	●		●						●	●	●		●
133	タカ目	タカ科	ノスリ	●		●	●	●	●			●			●	●	●	●
134	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	●										●				●
135	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	●	●	●	●	●			●			●	●	●		●
136	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク		●	●								●	●			●
137	フクロウ目	フクロウ科	コミミズク				●								●			●
138	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	●	●									●				●
139	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
140	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	●	●	●	●							●				●
141	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	●		●	●	●		●	●							●
142	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ			●									●	●		●
143	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
144	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		●
145	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
146	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チゴハヤブサ			●									●	●		●
147	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
148	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	●	●						●			●				●
149	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	●		●				●	●							●
149	スズメ目	サンショウクイ科	亜種リュウキュウサンショウクイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
150	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	●							●	●			●	●		●
151	スズメ目	モズ科	チゴモズ		●						●							●
152	スズメ目	モズ科	モズ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
153	スズメ目	カラス科	カケス	●	●	●	●				●			●	●			●
154	スズメ目	カラス科	カササギ	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
155	スズメ目	カラス科	ミヤマガラス			●	●	●							●	●		●
156	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
157	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
158	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ	●		●	●	●	●	●				●	●	●	●	●
159	スズメ目	ツリスガラ科	ツリスガラ	●		●	●	●							●	●	●	●
160	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
161	スズメ目	シジュウカラ科	キバラガラ			●				●								●
162	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
163	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
164	スズメ目	ツバメ科	ツバメ	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
165	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	●	●	●		●			●			●	●			●
166	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
167	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
168	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
169	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
170	スズメ目	エナガ科	エナガ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
171	スズメ目	ムシクイ科	キマコムシクイ	●							●							●
172	スズメ目	ムシクイ科	コムシクイ		●									●				●
173	スズメ目	ムシクイ科	オオムシクイ	●							●							●
174	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ	●	●	●		●	●	●					●	●	●	●
175	スズメ目	ムシクイ科	エゾムシクイ	●	●	●		●			●			●	●	●	●	●
176	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
177	スズメ目	メジロ科	メジロ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
178	スズメ目	センニュウ科	マキノセンニュウ	●				●										●
179	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ	●	●	●		●	●	●								●
180	スズメ目	ヨシキリ科	コヨシキリ			●									●			●
181	スズメ目	セッカ科	セッカ	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
182	スズメ目	レンジャク科	キレンジャク				●	●										●
183	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	●			●	●			●				●			●
184	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	●		●								●				●
185	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	●	●	●	●	●						●	●	●		●
186	スズメ目	ムクドリ科	ギンムクドリ		●			●										●
187	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
188	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ			●				●	●	●	●	●	●	●		●
189	スズメ目	ムクドリ科	ホシムクドリ	●		●	●								●	●	●	●
190	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	●	●	●	●							●				●

No.	目名	科名	種名	調査時期				行政区							調査区分			
				春季	夏季	秋季	冬季	東	博多	中央	南	城南	早良	西	①	②	③	
191	スズメ目	ヒタキ科	トラツグミ	●	●		●	●				●		●	●	●	●	●
192	スズメ目	ヒタキ科	カラアカハラ		●									●		●		●
193	スズメ目	ヒタキ科	クワツグミ	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
194	スズメ目	ヒタキ科	マミチャジナイ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
195	スズメ目	ヒタキ科	シロハラ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
196	スズメ目	ヒタキ科	アカハラ	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
197	スズメ目	ヒタキ科	ツグミ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
198	スズメ目	ヒタキ科	コマドリ	●						●	●		●	●	●		●	●
199	スズメ目	ヒタキ科	ノゴマ			●		●	●	●					●		●	●
200	スズメ目	ヒタキ科	コルリ	●	●								●		●			●
201	スズメ目	ヒタキ科	ルリビタキ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
202	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
203	スズメ目	ヒタキ科	ノビタキ	●		●		●						●	●		●	●
204	スズメ目	ヒタキ科	イソヨドリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
205	スズメ目	ヒタキ科	エンビタキ	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
206	スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ	●		●		●		●	●		●	●	●		●	●
207	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ	●		●		●	●	●	●	●		●	●		●	●
208	スズメ目	ヒタキ科	マミジロキビタキ	●		●		●										●
209	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
210	スズメ目	ヒタキ科	ムギマキ			●					●					●		
211	スズメ目	ヒタキ科	ニシオジロビタキ				●	●										●
212	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
213	スズメ目	スズメ科	スズメ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
214	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
215	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
215	スズメ目	セキレイ科	亜種ホオジロハクセキレイ			●									●			●
216	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●		●	●
217	スズメ目	セキレイ科	マミジロタヒバリ				●	●										●
218	スズメ目	セキレイ科	ピンズイ	●		●	●	●					●	●	●		●	●
219	スズメ目	セキレイ科	ムネアカタヒバリ			●								●				●
220	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ			●	●	●					●	●	●	●	●	●
221	スズメ目	アトリ科	アトリ	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
222	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
223	スズメ目	アトリ科	マヒワ			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
224	スズメ目	アトリ科	ベニヒワ			●		●										●
225	スズメ目	アトリ科	イスカ			●												●
226	スズメ目	アトリ科	ウソ				●						●		●			●
227	スズメ目	アトリ科	シメ	●			●			●	●				●		●	●
228	スズメ目	アトリ科	イカル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
229	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
230	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ	●		●	●	●				●	●	●	●	●	●	●
231	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	●		●	●	●				●	●	●	●	●	●	●
232	スズメ目	ホオジロ科	ミヤマホオジロ	●		●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●
233	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
234	スズメ目	ホオジロ科	クロジ	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
235	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	●		●	●	●						●			●	●
19目 57科 235種				167	130	178	133	160	75	88	99	71	128	190	177	127	200	
外来 種 鳥 類	キジ目	キジ科	コジュケイ	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	スズメ目	チメドリ科	ガビチョウ		●	●	●	●	●					●	●			●
	スズメ目	チメドリ科	ソウシチョウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3目 3科 4種				3	4	4	4	4	3	2	2	2	3	4	4	2	3	

●：確認されたことを示す。

※調査区分

- ① 令和2年度自然環境調査委託業務における現地調査で確認された種（令和2年4月～令和3年3月実施）
- ② 令和2年度アイランドシティはばたき公園湿地保全等業務委託 報告書（福岡市港湾空港局、令和3年）に記載された種のうち、令和2年4月～令和3年3月に確認された種
令和2年度博多湾鳥類調査等業務委託 報告書（福岡市港湾空港局、令和3年）に記載された種のうち、令和2年4月～令和3年3月に確認された種
- ③ 野鳥だより・ふくおか 486号～497号（（公財）日本野鳥の会 福岡支部、令和2年4月～令和3年3月）に記載された種のうち、令和2年4月～令和3年3月に福岡市内で確認された種

2 令和2年度外来生物調査結果一覧

特定外来生物に指定されているアライグマによる被害を防止するため、捕獲調査を実施しています。

調査地区	総数	雄	雌 (授乳痕)	幼獣
東区 蒲田	0			
博多区 金隈	0			
博多区 月隈	0			
南区 柏原	1	1		
城南区 南片江	0			
早良区 脇山	9	5	3 (0)	1
早良区 板屋	2	1		1
早良区 椎原	0			
早良区 曲淵	2	1	1 (1)	
早良区 入部	4	4		
早良区 石釜	2	1	1 (1)	
早良区 梅林	0			
西区 今宿	6	3	3 (1)	
西区 金武	9	2	3 (3)	4
西区 羽根戸	1		1 (1)	
西区 飯氏	2	2		
西区 吉武	0			
西区 女原	0			
合計	38	20	12 (7)	6

(単位：頭)

3 カブトガニの保全及び生息調査

標識調査

博多湾におけるカブトガニの生息数や生息域等を把握するため、毎年度6月から9月の4ヶ月間福岡市漁業協同組合の協力のもと、漁業中に捕獲されるカブトガニについて、捕獲数、捕獲場所の記録後、成体には標識を付け、海に再放流し、再度捕獲される数や捕獲場所等を調査しています。

年 度	種 別	雄	雌	計
平成 22 年度	標識個体数	98	41	139
	再捕獲個体数	25	7	32
平成 23 年度	標識個体数	77	53	130
	再捕獲個体数	53	13	66
平成 24 年度	標識個体数	16	16	32
	再捕獲個体数	7	0	7
平成 25 年度	標識個体数	22	19	41
	再捕獲個体数	2	0	2
平成 26 年度	標識個体数	9	3	12
	再捕獲個体数	8	3	11
平成 27 年度	標識個体数	37	14	51
	再捕獲個体数	3	0	3
平成 28 年度	標識個体数	49	17	66
	再捕獲個体数	12	0	12
平成 29 年度	標識個体数	15	14	29
	再捕獲個体数	12	1	13
平成 30 年度	標識個体数	38	22	60
	再捕獲個体数	10	6	16
令和 元 年度	標識個体数	197	58	255
	再捕獲個体数	70	13	83
令和 2 年度	標識個体数	98	66	164
	再捕獲個体数	42	8	50

※標識個体：新たに捕獲し標識を貼付した個体

再捕獲個体：捕獲時に既に標識が貼付されていた個体。2回以上再捕獲した個体を含む。

4 みどりの現状

平成21年5月に市民意見を反映して策定した「福岡市新・緑の基本計画」に基づき、みどり空間確保のための都市公園・街路樹の整備や、市の骨格を形成するみどりや良好なみどりを保全するための緑地保全地区・緑地保全林地区を指定しています。

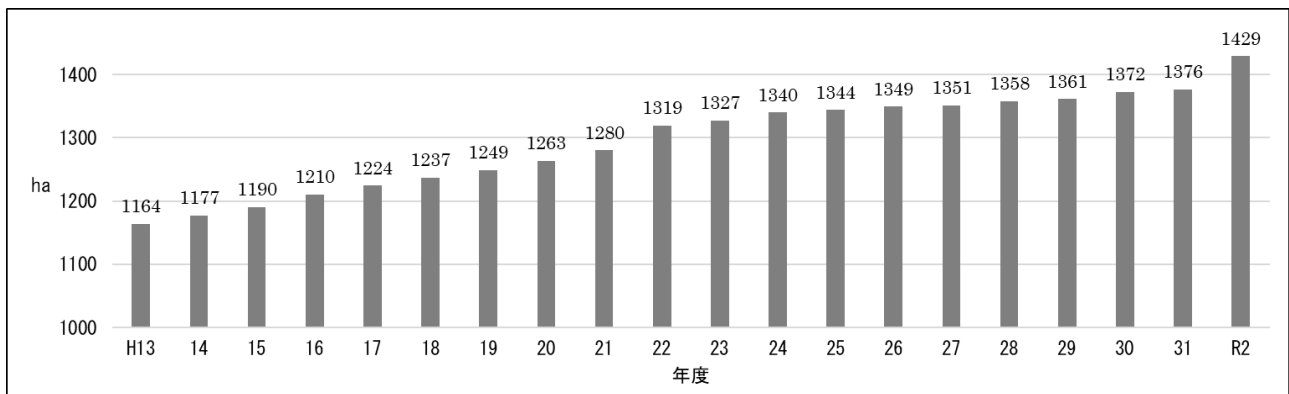
市街地においては、代表的なみどり空間として、大濠公園、舞鶴公園、南公園があり、都市公園の面積は年々増加しています。

●都市公園の状況

(令和2年3月31日現在)

区分	総計	住区基幹公園				都市基幹公園		特殊公園			大規模公園	都市緑地	緑道
		幼児	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	歴史等	墓園			
箇所	1,693	654	710	75	10	9	6	13	4	3	1	184	24
面積(ha)	1,429.2	218.9	158.2	123.1	51.8	263.6	101.2	98.8	17.7	60.0	415.9	94.7	22.3

●都市公園面積の推移



●風致地区・特別緑地保全地区・緑地保全林地区・市民緑地・保存樹・緑地協定区域

(令和3年3月31日現在)

区分	風致地区		特別緑地保全地区		緑地保全林地区		市民緑地		保存樹 (本)	緑地協定区域	
	地区	面積(ha)	地区	面積(ha)	地区	面積(ha)	地区	面積(ha)		地区	面積(ha)
全市	12	441.3	71	117.5	18	3.40	1	2.8	1,767	15	47.3
東区	3	49.2	14	30.6	2	0.52	1	2.8	140	10	36.3
博多区	2	10.5	8	14.9	2	0.36	-	-	255	0	0
中央区	5	266.5	15	25.3	3	0.47	-	-	203	1	1.9
南区	1	89.0	22	28.5	6	1.09	-	-	251	0	0
城南区	-	-	2	2.3	1	0.15	-	-	81	1	2.1
早良区	-	-	3	5.6	2	0.48	-	-	421	3	7.0
西区	1	26.1	7	10.3	2	0.33	-	-	416	0	0

5 水辺環境

市街地の沿岸部は、ベイサイドプレイス博多埠頭やシーサイドももち海浜公園等を整備し、親水空間として活用されています。

市街地中心部を流れる河川は都会のオアシスとしての水辺空間であり、室見川や那珂川河畔の公園は日常生活圏の市民の憩いの場として利用されています。

環境の状況

Ⅲ 廃棄物に関するデータ

1 ごみ処理事業

(1) 現況

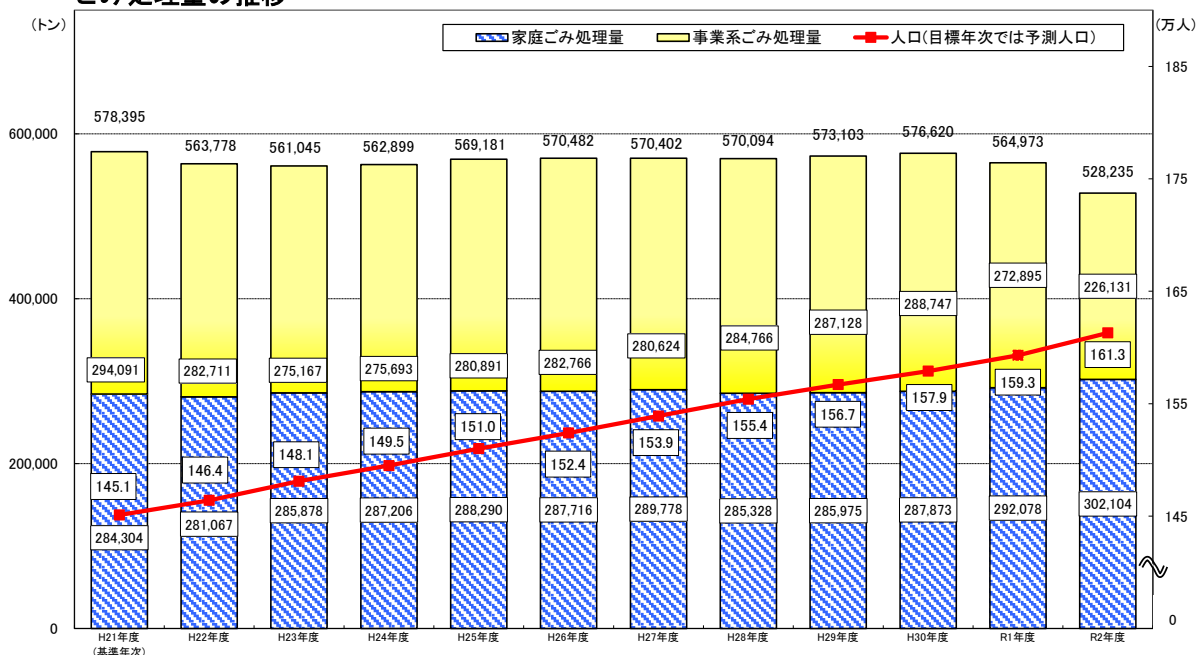
平成23年12月に策定した「新循環のまち・ふくおか基本計画～第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画～」において、令和7年度までに、ごみ処理量を47万トン、ごみのリサイクル率を38%以上とする目標を掲げており、目標の達成のために、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた市民の意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用した専用ホームページによる情報発信や、資源化技術の実証研究等の支援に加え、補助金を活用した民間による資源化施設の整備を積極的に進めているところである。

令和2年度のごみ処理量は、家庭ごみ約30万2千トン、事業系ごみ約22万6千トン、合計約52万8千トンとなり、前年度と比べて約3万7千トン減少した。また、ごみのリサイクル率については30.9%となり、近年は横ばいで推移している。

家庭ごみについては、人口の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛やテレワークによる在宅時間の増加、通販、テイクアウト等の利用拡大などにより、ごみ処理量は前年度と比べて約1万トン増加し、市民1人1日あたりのごみ処理量（家庭ごみ原単位）も増加した。今後は、新たな生活様式に対応するとともに、家庭での食品ロス削減や、マイボトルの利用促進、不要なものを断る「リフューズ」による発生抑制の取組みを強化していく必要がある。

事業系ごみについては、好調な経済状況の中、事業者への指導・啓発の取組み等により、処理量はほぼ横ばいで推移していたが、令和2年10月から開始した古紙の分別区分追加の効果に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛や時短営業、インバウンド・MICEの減少等により、ごみ処理量は前年度と比べて約4万7千トン減少した。国内外の人の交流が途絶えたことにより、一時的にごみ処理量が大きく減少しているが、長期的には影響は小さくなるものと考えられることから、今後も古紙分別の制度定着を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移



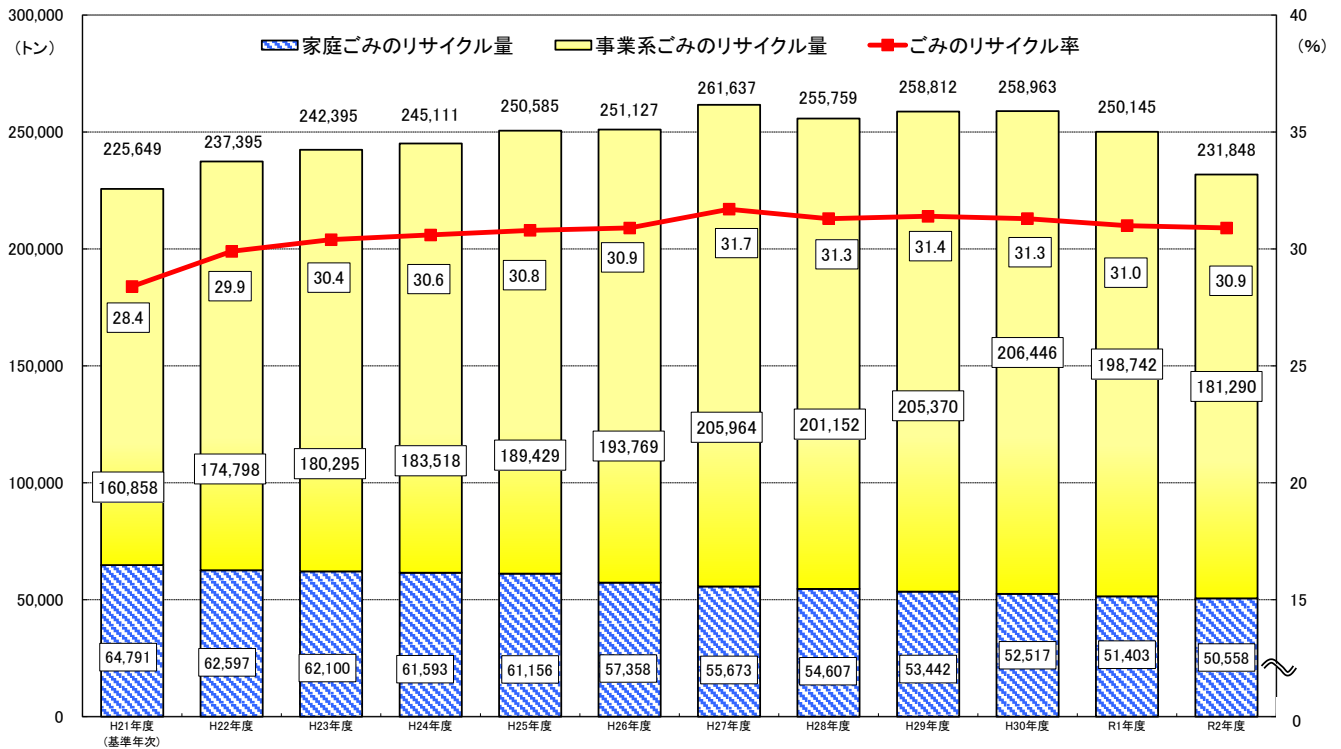
※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

※(参考) 市民1人1日あたりのごみ処理量(家庭ごみ原単位)

(g/人・日)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	513

ごみのリサイクル量と率の推移



※「ごみのリサイクル率」とは、「ごみのリサイクル量」を「ごみ処理量とごみのリサイクル量の合計（重複分を除外）」で除した割合

(2) ごみの収集・搬入

① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し収集を行っている。

また、可燃性ごみ、不燃性ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

ア 可燃性ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和3年4月現在計162台の委託収集車で夜間収集を行っている。

イ 不燃性ごみ

家庭から排出される缶などの不燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和3年4月現在計29台の委託収集車で夜間収集を行っている。

ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINE等で粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券（有料）（手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙）を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和3年4月現在計44台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス（有料）を実施している。

（平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。）

エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和3年4月現在計27台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

② 事業系ごみ

ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器（可燃用・不燃用・古紙用）により排出するよう努め、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車137台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

③ 公共系ごみ

ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路についてロードスィーパー1台により委託清掃を開始し、その後、道路清掃範囲の拡大に伴い車両を増車し、令和3年4月現在10台、対象路線370.4kmの清掃を実施している。

なお、ロードスィーパーによる清掃が困難な市街地及び工場周辺については、昭和47年からダンプ車等及び人力による清掃を委託により実施し、令和3年4月現在2台、対象路線は78.8kmとなっている。

イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和3年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に19日清掃を行っている。

ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

道路上等に不法投棄された投棄者不明のごみ並びに町内清掃及びボランティア清掃等で集められたごみについて、委託業者により処理している。

不法投棄対策として、職員、委託による夜間の監視パトロール実施、監視カメラの設置及び平成17年から「地域活動報奨制度」を発足させ、市民の協力による監視体制の強化を図るとともに、警察等関係機関と連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めている。

エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃性ごみ、昭和63年4月から不燃性ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃性ごみの処理受託

⑥ 参考図表

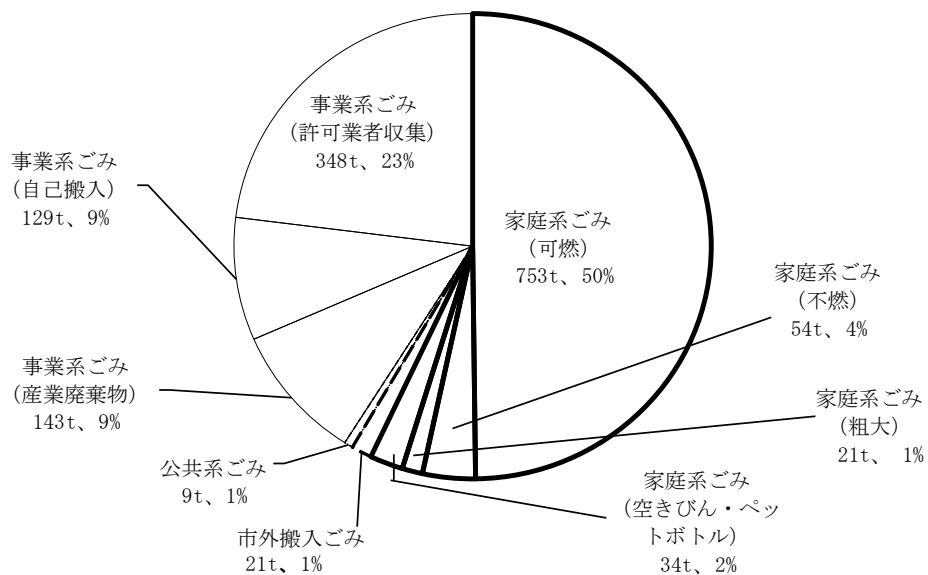
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 815,925世帯

区分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先	
家庭ごみ	可燃性ごみ	市(委託)	本市の域	週2回	戸別収集 (集合住宅等はステーション収集)	工場
	不燃性ごみ			月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル			月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ			申込の都度		工場又は資源化センター 又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃性ごみ	許可業者又は排出者	本市の域	随時	戸別収集又は自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	不燃性ごみ					許可業者、排出者又は収集運搬業者
	古紙					
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市(委託)	主要幹線道路等	週6回～月1回	工場又は埋立場 一部については資源化センター	
	街路清掃ごみ		那珂川博多川御笠川	月3回～月1回		
	河川清掃ごみ			月19日		
	不法投棄等の堆積ごみ	市(委託)	随時	焼却処理施設		
	犬猫等の死体	市(委託)及び許可業者	本市の域			随時

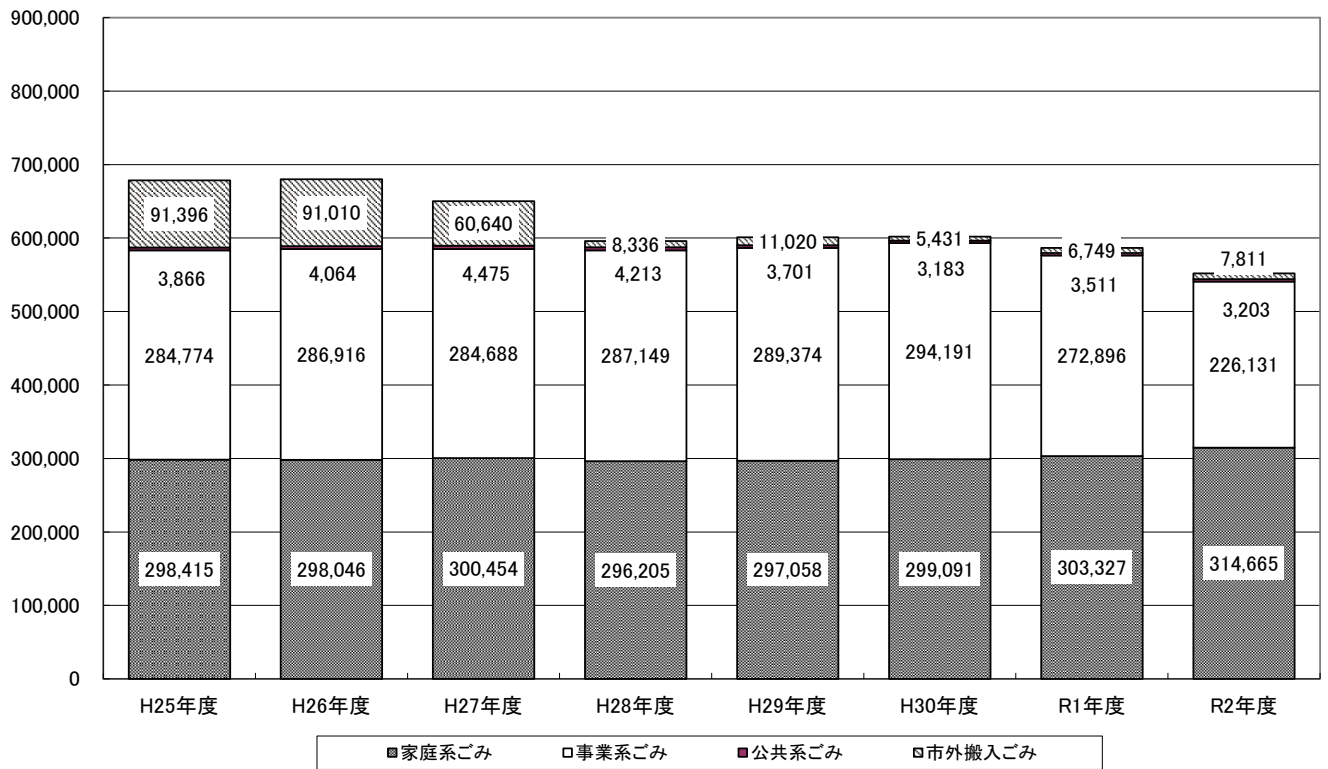
イ ごみ排出形態別収集搬入量比 (令和2年度実績)

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,512 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



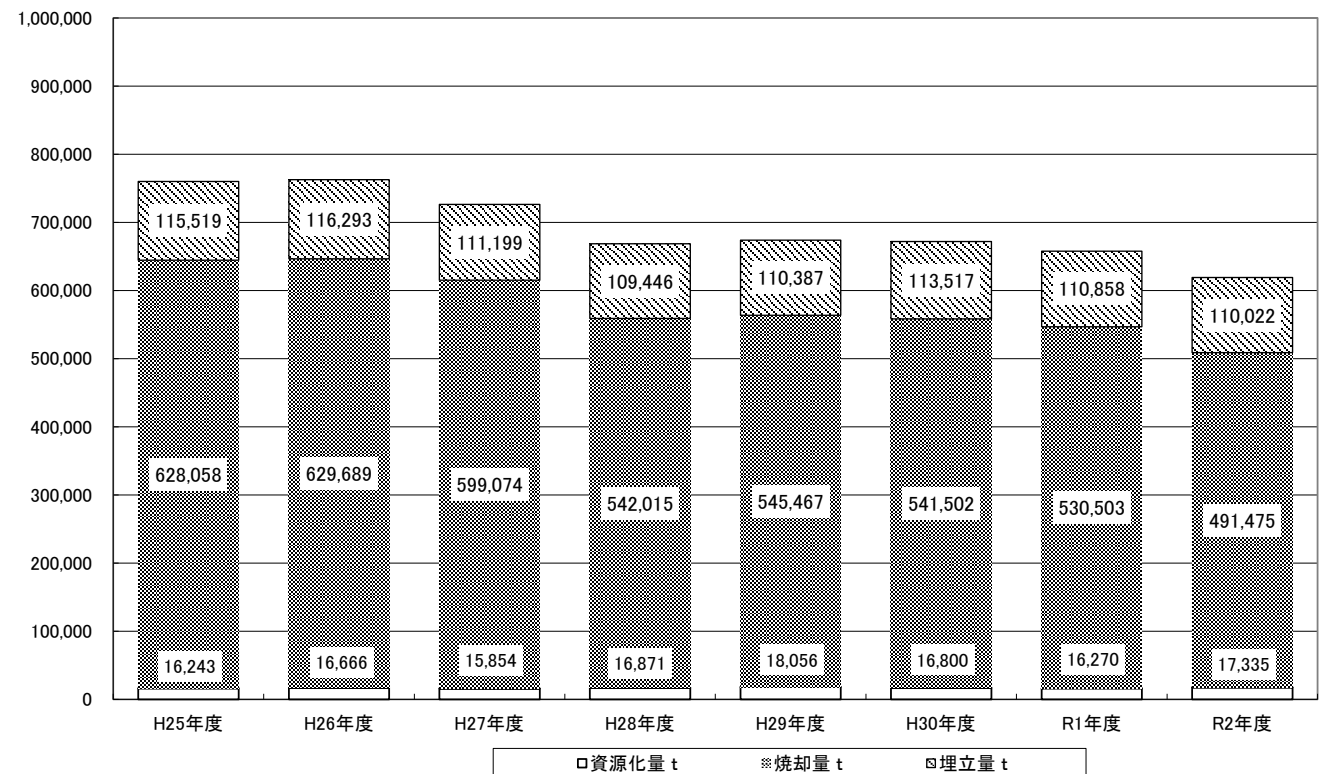
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



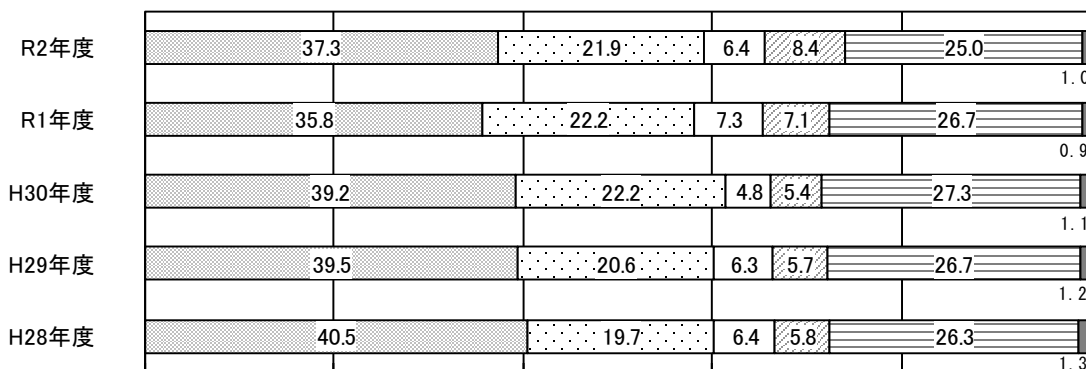
オ ごみの組成・発熱量

(ア) 可燃性ごみの組成及び発熱量 (家庭ごみ、事業系ごみ) (単位：%)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
紙類		44.3(40.5)	43.6(39.5)	44.1(39.2)	40.8(35.8)	40.8(37.3)
高分子類		26.2(19.7)	27.4(20.6)	29.4(22.2)	29.5(22.2)	28.3(21.9)
木片・わら類		5.6(6.4)	5.6(6.3)	4.0(4.8)	6.3(7.3)	5.6(6.4)
繊維類		7.4(5.8)	7.0(5.7)	6.8(5.4)	9.6(7.1)	11.0(8.4)
雑物		14.5(26.3)	14.6(26.7)	13.9(27.3)	12.3(26.7)	12.6(25.0)
不燃物		2.0(1.3)	1.8(1.2)	1.8(1.1)	1.5(0.9)	1.7(1.0)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		40.3	38.3	39.8	40.6	40.2
低位発熱量 (kJ/kg)		11,300	11,700	11,900	11,900	11,700
" (kcal/kg)		2,690	2,790	2,840	2,830	2,800

組成は乾組成%で、()内は、湿組成%である。

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。



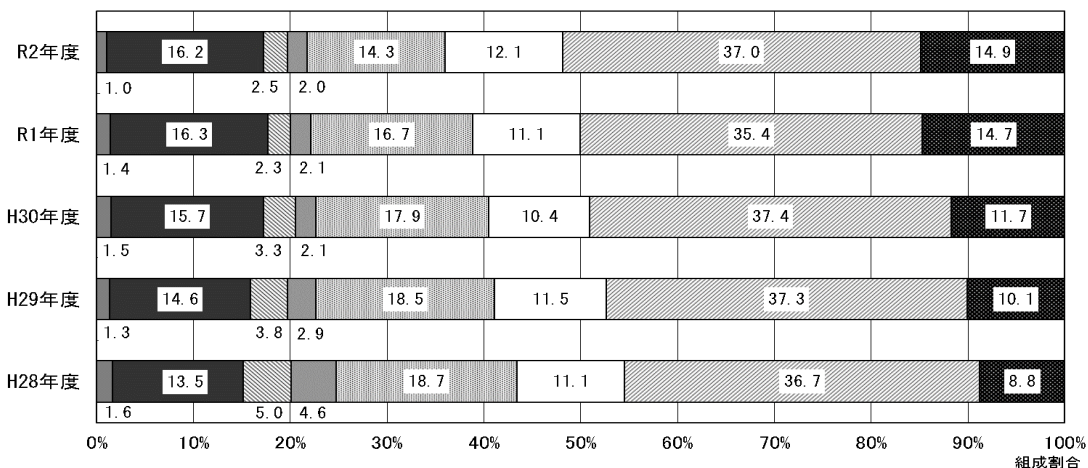
□紙類(湿組成) □高分子類(湿組成) □木片・わら類(湿組成) □繊維類(湿組成) □雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

(イ) 不燃性ごみの組成 (家庭ごみ、事業系ごみ) (単位：%)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
紙類		1.6	1.3	1.5	1.4	1.0
高分子類		13.5	14.6	15.7	16.3	16.2
草・木		5.0	3.8	3.3	2.3	2.5
その他の可燃物		4.6	2.9	2.1	2.1	2.0
ガラス類		18.7	18.5	17.9	16.7	14.3
土砂・ガレキ類		11.1	11.5	10.4	11.1	12.1
金属類		36.7	37.3	37.4	35.4	37.0
家電製品類		8.8	10.1	11.7	14.7	14.9
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成%である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



□紙類 ■高分子類 □草・木 □その他の可燃物 □ガラス類 □土砂・ガレキ類 □金属類 ■家電製品類 □その他の不燃物

カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
家庭ごみ	可燃性ごみ	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	
	不燃性ごみ	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	
	粗大ごみ	可燃	1,559	1,651	1,649	1,740	1,742	1,883	2,175	2,380	2,924
		不燃	2,037	2,212	2,261	2,512	2,754	2,889	3,433	3,888	4,727
	計	287,206	288,290	287,716	289,778	285,328	285,975	287,873	292,078	302,104	
	人口(人) (10月1日現在推計人口)	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657	1,613,361	
家庭ごみ原単位 (g/人・日)	526	523	517	515	503	500	499	501	513		
事業系ごみ	一般廃棄物	可燃性ごみ	220,730	219,804	220,869	219,682	221,581	211,691	207,914	199,222	159,284
		不燃性ごみ	19,815	21,440	20,219	19,659	20,914	17,775	17,511	17,737	14,476
	産業廃棄物	可燃性ごみ	29,215	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922
		不燃性ごみ	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	15,315	14,954	17,449
	計	275,693	280,891	282,766	280,624	284,766	287,128	288,747	272,895	226,131	
可燃性ごみ計		523,405	526,296	526,366	524,415	520,605	523,467	523,921	511,380	471,796	
不燃性ごみ計		39,494	42,885	44,116	45,987	49,489	49,636	52,699	53,593	56,439	
合計		562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
家庭	地域集団回収等(リサイクルプラザ事業を含む)	46,686	45,241	40,265	38,686	37,421	34,515	32,398	30,717	27,674
	民間協力店(空きびん・ペットボトル)	2,112	2,174	2,148	2,183	2,167	2,126	1,997	1,996	2,066
	生ごみ処理機等購入費助成	962	928	679	532	421	332	238	173	104
	空きびん・ペットボトル戸別回収	7,210	7,786	8,014	8,318	8,521	8,759	8,999	9,071	10,291
	スーパーマーケット等による店頭回収	956	1,049	1,556	1,471	977	1,898	2,754	2,927	2,066
	鉄・アルミの資源化(C)※	3,667	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715	5,989	6,347	8,175
	廃食用油のボックス回収	—	1	1	1	2	2	3	2	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	—	—	—	9	20	25	38	42	42
	使用済小型家電回収	—	—	—	45	46	57	84	104	132
	古着の回収	—	—	—	—	9	13	17	24	6
小計	61,593	61,156	57,358	55,673	54,607	53,442	52,517	51,403	50,558	
事業系	事業所ごみ減量事業(食品残さを除く)	97,800	96,400	98,400	96,700	95,300	93,200	92,700	90,600	83,500
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	72,606	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251	96,859	86,543	77,338
	市庁舎内古紙回収	1,576	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447	1,605	1,696	1,723
	市直営資源回収(空きびん・ペットボトル)	38	39	30	31	34	29	27	21	22
	公共施設資源回収(蛍光灯・乾電池)	11	13	12	9	9	9	9	8	7
	廃木材の資源化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑のリサイクル	3,856	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227	5,471	9,959	11,638
	鉄・アルミの資源化(C)※	2,357	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767	2,626	2,508	1,800
	工場での古紙回収(C)	219	212	216	193	176	153	134	110	39
	食品残さの資源化	5,055	4,757	5,319	6,470	6,537	7,287	7,015	7,297	5,223
	紙おむつの資源化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	183,518	189,429	193,769	205,964	201,152	205,370	206,446	198,742	181,290	
ごみのリサイクル量(A) (上記項目の合計)	245,111	250,585	251,127	261,637	255,759	258,812	258,963	250,145	231,848	
ごみ処理量(B) (本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量)	562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	
ごみ発生量(A+B-C=D)	801,767	813,137	813,932	824,671	817,839	823,280	826,834	806,153	750,069	
ごみのリサイクル率(A/D)	30.6%	30.8%	30.9%	31.7%	31.3%	31.4%	31.3%	31.0%	30.9%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量(B)に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

総人口(10月1日現在推計人口)		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
① 家庭ごみ	可燃性ごみ	1,452,190	1,463,743	1,480,607	1,494,603	1,509,842	1,524,033	1,538,681	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657	1,613,361	
	不燃性ごみ	267,306	265,589	270,830	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	
	粗大ごみ	13,819	12,179	11,647	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	15,524	17,014	19,787	
	資源ごみ	3,179	3,299	3,401	3,596	3,863	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	
	資源ごみ	9,189	9,375	9,370	9,477	10,125	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	
	計	293,493	290,442	295,248	296,683	298,415	298,046	300,454	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665
	(割合)	52.0%	53.1%	54.2%	54.3%	54.5%	54.5%	54.8%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%
	※市民1日1人あたり排出量(g)	554	544	545	545	543	537	534	534	522	519	518	520	534
	直営	4,137	4,358	4,153	4,190	4,248	4,258	3,214	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0
	許可	175,314	167,355	168,188	165,887	166,625	165,391	164,837	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879
② 事業系ごみ	81,487	74,991	68,239	71,463	70,371	71,439	71,290	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	
直営	83	87	97	75	83	55	46	46	41	26	8	1	0	
委託	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	0	0	
許可	12	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 公共系ごみ	4,603	4,365	4,355	4,029	3,796	4,093	4,017	4,017	2,341	2,219	717	0	0	
資源ごみ	265,637	251,161	245,037	245,649	245,127	245,238	243,405	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	
計	47.0%	46.0%	45.0%	45.0%	44.8%	44.8%	44.4%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	
堆積ごみ	1,613	1,308	1,127	1,232	1,220	1,259	1,145	1,145	1,086	814	252	241	76	
委託	2,806	2,516	2,114	1,844	1,668	1,861	2,212	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	
④ (①+②+③) 一般廃棄物	4,419	3,824	3,241	3,076	2,888	3,120	3,357	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	
市内収集搬入合計	707	662	627	688	753	700	910	910	748	693	684	754	805	
道路・街路くずかご清掃ごみ	337	295	222	208	225	244	208	208	144	61	60	66	60	
河川清掃ごみ	5,463	4,781	4,090	3,972	3,866	4,064	4,475	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	
計	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	
⑤ 産業廃棄物 自己搬入量	507,101	496,413	496,981	497,113	496,218	495,261	496,097	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	
可燃性	43,586	36,129	33,559	35,598	37,170	37,598	37,494	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	
不燃性	13,906	13,842	13,835	13,593	14,020	14,489	14,743	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	
資源ごみ	564,593	546,384	544,375	546,304	547,408	547,348	548,334	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
(割合)	32.800	31.053	29.308	30.420	32.993	34.226	31.798	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	
⑥ (④+⑤) 市内収集搬入 総合計	4,599	4,954	5,279	5,933	6,654	7,452	9,485	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	
可燃性	16	13	16	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不燃性	37,415	36,020	34,603	36,388	39,647	41,678	41,283	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	
資源ごみ	539,901	527,466	526,289	527,533	529,211	529,487	527,895	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559	474,641	
計	48,185	41,083	38,838	41,531	43,824	45,051	46,979	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	
⑦ 市外搬入量	13,922	13,855	13,851	13,628	14,020	14,488	14,743	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	
可燃性	602,008	582,404	578,978	582,692	587,055	589,026	589,617	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	
不燃性	92,436	92,089	92,521	93,509	90,919	90,541	60,107	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	
資源ごみ	590	596	560	554	477	468	533	533	511	522	539	593	613	
計	105	29	21	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
(割合)	93,131	92,714	93,102	94,091	91,396	91,010	60,640	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	
⑥+⑦ 収集搬入総量	632,337	619,555	618,810	621,042	620,130	620,028	588,002	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	
可燃性	48,775	41,679	39,398	42,085	44,301	45,519	47,512	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	
不燃性	14,027	13,884	13,872	13,656	14,020	14,489	14,743	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	
資源ごみ	695,139	675,118	672,080	676,783	678,451	680,036	650,257	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	
計	4,919	5,602	4,343	5,576	6,702	7,636	8,471	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	
⑧ 処理に伴い発生する廃棄物	85,349	81,780	82,662	82,356	81,802	82,706	76,846	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	
焼却灰等	638,897	626,786	624,559	628,280	628,058	629,689	599,074	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	
焼却	117,827	108,031	107,893	109,690	115,519	116,293	111,199	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	
埋立	18,447	16,541	15,435	15,138	16,243	16,666	15,854	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	
資源化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸渡等	775,171	751,358	747,887	753,108	759,820	762,648	726,127	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	
計														

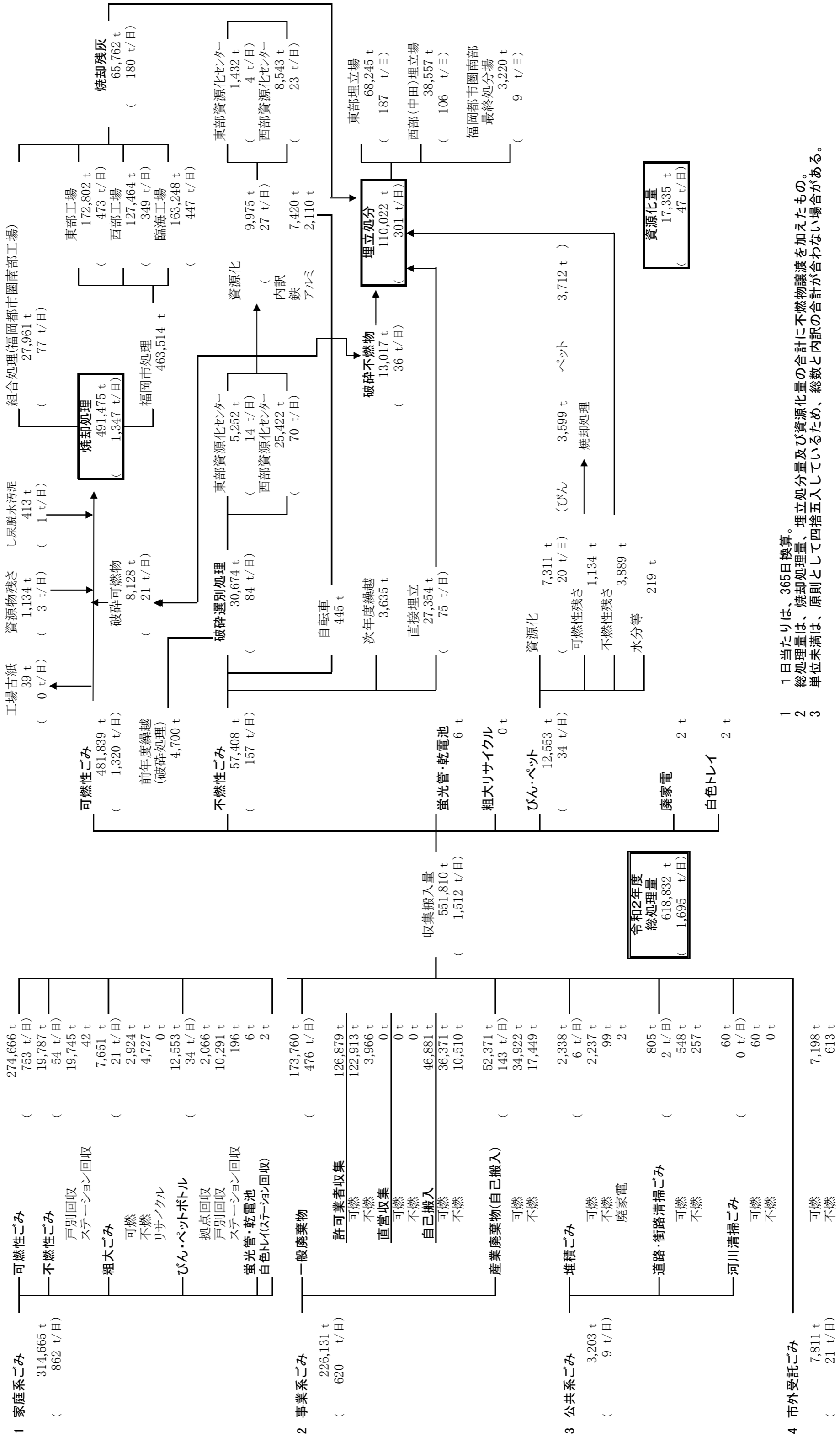
収集搬入量

② 収集形態別

年度	区分	市内分収集搬入量										市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総量		対前年度比 (%)
		計	直営	委託	許可	自己搬入	うち産業廃棄物	搬入	合計	量							
H21	合計	602,008	5,833	297,344	175,326	123,505	37,415	93,131	79,328	704	775,171	2,124	96.3				
	可燃物	539,901	3,633	272,066	169,365	94,837	32,800	92,436	—	—	632,337	1,733	95.7				
	不燃物	48,185	2,106	16,081	5,949	24,049	4,599	590	79,328	700	128,803	353	98.6				
H22	資源ごみ	13,922	94	9,197	12	4,619	16	105	—	4	14,031	38	101.0				
	合計	582,404	5,753	293,916	167,359	115,376	36,020	92,714	75,806	434	751,358	2,059	96.9				
	可燃物	527,466	3,686	270,184	161,199	92,397	31,053	92,089	—	—	619,555	1,698	98.0				
H23	不燃物	41,083	1,974	14,352	6,156	18,601	4,954	596	75,806	545	118,030	323	91.6				
	資源ごみ	13,855	93	9,380	4	4,378	13	29	—	△ 111	13,773	38	98.2				
	合計	578,978	5,377	298,212	168,192	107,197	34,603	93,102	76,809	△ 1,002	747,887	2,043	99.5				
H24	可燃物	526,289	3,352	275,070	162,089	85,778	29,308	92,521	—	—	618,810	1,691	99.9				
	不燃物	38,838	1,922	13,769	6,099	17,048	5,279	560	76,809	△ 915	115,292	315	97.7				
	資源ごみ	13,851	103	9,373	4	4,371	16	21	—	△ 87	13,785	37	100.1				
H25	合計	582,692	5,497	299,424	165,891	111,880	36,388	94,091	76,526	△ 201	753,108	2,063	100.7				
	可燃物	527,533	3,409	275,894	159,964	88,266	30,420	93,509	—	—	621,042	1,701	100.4				
	不燃物	41,531	2,007	14,051	5,923	19,550	5,933	554	76,526	△ 145	118,466	324	102.8				
H26	資源ごみ	13,628	81	9,479	4	4,064	35	28	—	△ 56	13,600	38	98.7				
	合計	587,055	5,551	301,064	166,626	113,814	39,647	91,396	81,802	△ 433	759,820	2,082	100.9				
	可燃物	529,211	3,286	275,827	160,713	89,385	32,993	90,919	—	—	620,130	1,699	99.9				
H27	不燃物	43,824	2,172	15,107	5,912	20,633	6,654	477	81,802	△ 325	125,778	345	106.2				
	資源ごみ	14,020	93	10,130	1	3,796	0	0	—	△ 108	13,912	38	102.3				
	合計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4				
H28	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0				
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0				
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1				
H29	合計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2				
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8				
	不燃物	46,979	1,480	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3				
H30	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1				
	合計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0				
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	—	531,831	1,457	90.4				
R1	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5				
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6				
	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3				
R2	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0				
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4				
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9				
R3	合計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4				
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2				
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9				
R4	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	—	0	11,947	33	90.2				
	合計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8				
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8				
R5	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3				
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2				
	合計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	7,811	65,762	0	617,572	1,691	94.1				
R6	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	7,198	—	—	481,839	1,320	92.8				
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	613	65,762	0	123,170	337	98.3				
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7				

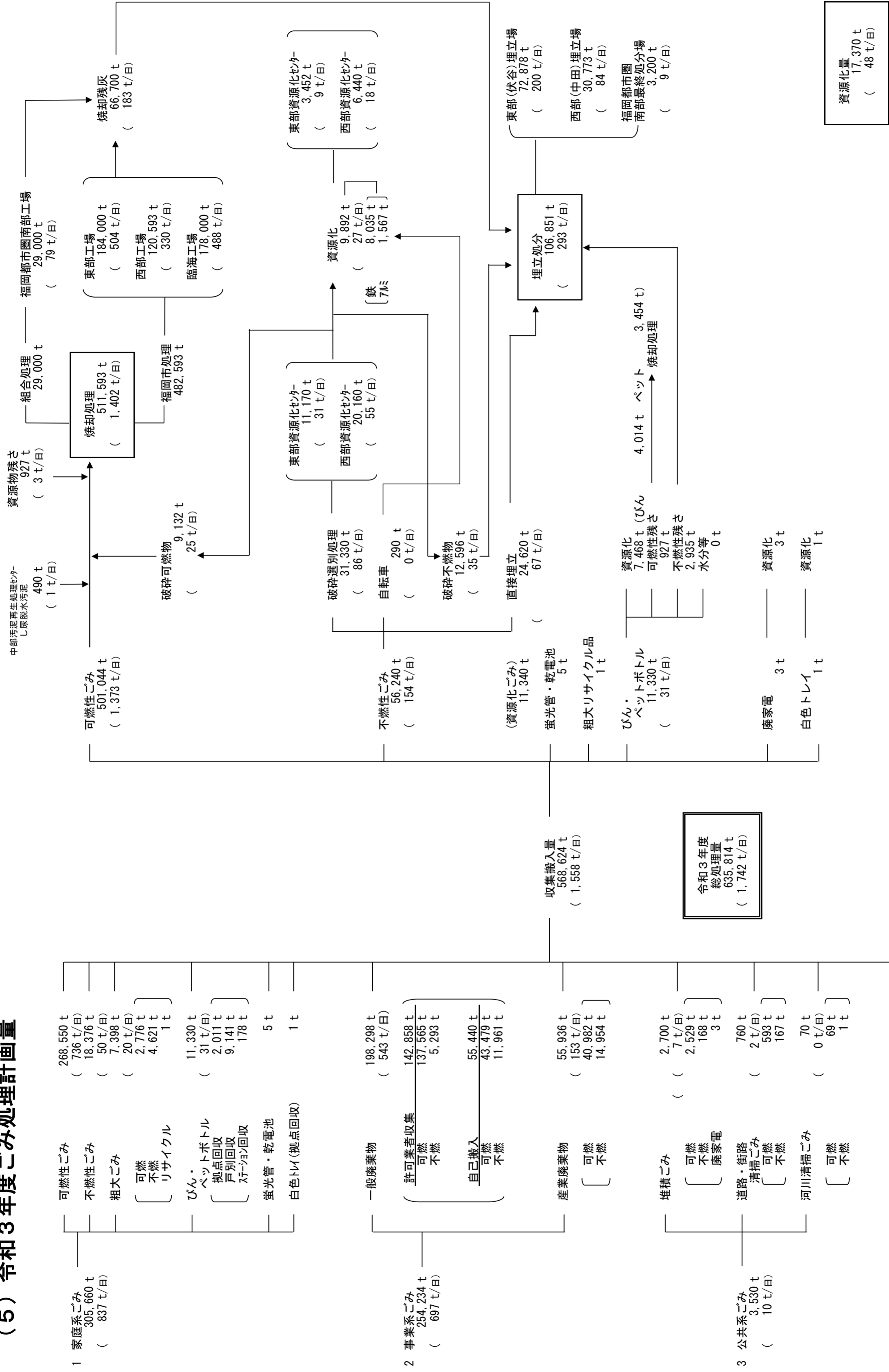
(単位：t)

(4) 令和2年度ごみ処理実績



- 1 1日当たりは、365日換算。
- 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
- 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(5) 令和3年度ごみ処理計画量



1 1日当たりは、365日換算。
 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(6)ごみ処理コスト(令和元年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和元年10月1日現在の推計人口 1,592,657 人

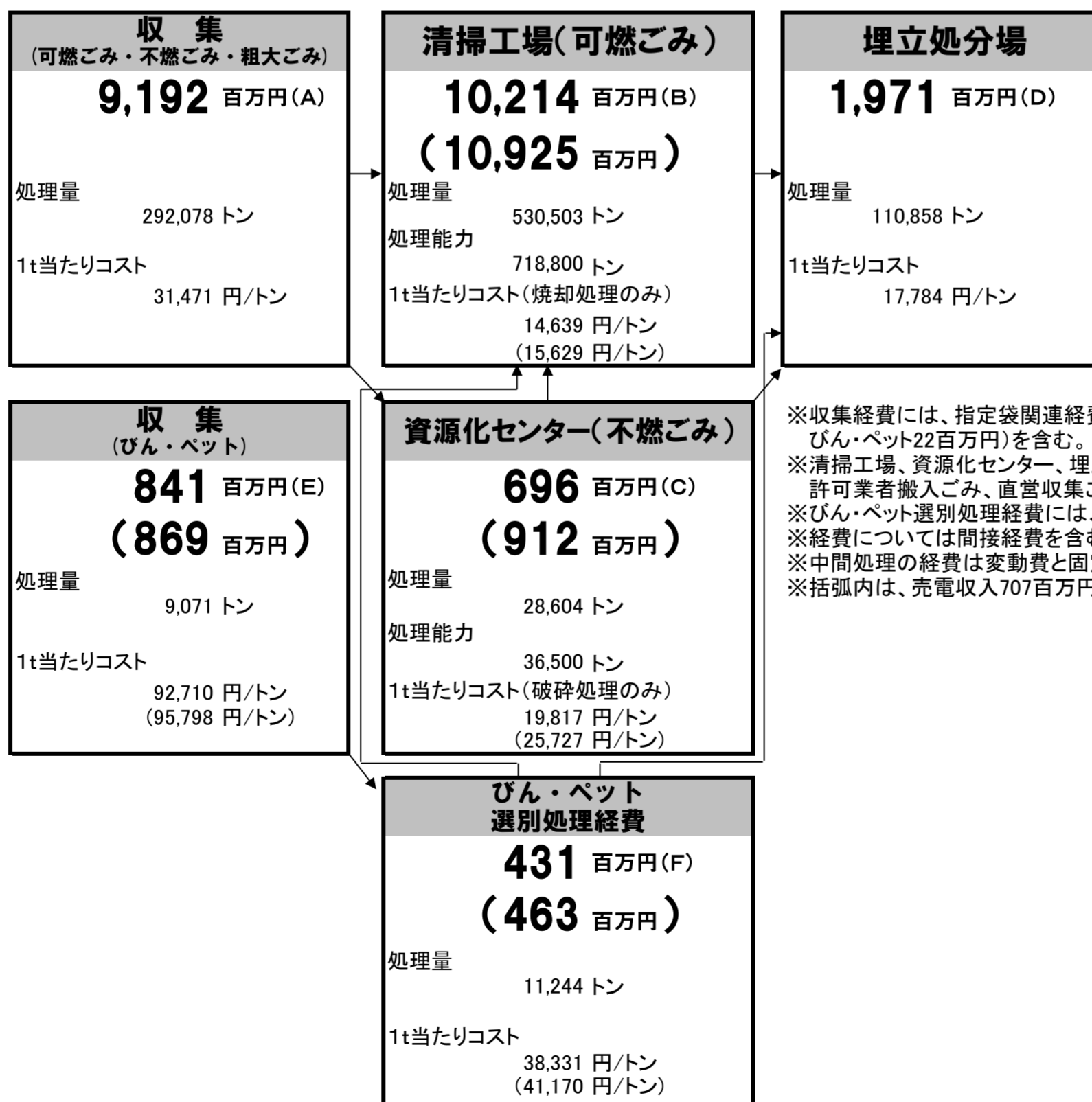
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	27,993 円	14,639 円 (15,629 円)	2,389 円	45,021 円 (46,011 円)	176 円/袋 (180 円/袋)
	不燃ごみ	50,101 円	26,253 円 (32,163 円)	7,879 円	84,233 円 (90,143 円)	351 円/袋 (376 円/袋)
	粗大ごみ	130,031 円	21,843 円 (25,885 円)	5,794 円	157,668 円 (161,710 円)	
	びん・ペット	92,710 円 (95,798 円)	38,331 円 (41,170 円)	2,202 円	133,243 円 (139,170 円)	221 円/袋 (231 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,724 円	2,471 円 (2,638 円)	403 円	7,598 円 (7,765 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kg で換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より)
	不燃ごみ	535 円	280 円 (344 円)	84 円	899 円 (963 円)	
	粗大ごみ	512 円	86 円 (102 円)	23 円	621 円 (637 円)	
	びん・ペット	528 円 (546 円)	218 円 (234 円)	13 円	759 円 (793 円)	
	計	6,299 円 (6,317 円)	3,055 円 (3,318 円)	523 円	9,877 円 (10,158 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,525 百万円	852 百万円	815 百万円	9,192 百万円
268,796 トン	17,014 トン	6,268 トン	292,078 トン
27,993 円/トン	50,101 円/トン	130,031 円/トン	31,471 円/トン

2 ごみ処理経費



※収集経費には、指定袋関連経費(可燃609百万円、不燃46百万円、びん・ペット22百万円)を含む。
 ※清掃工場、資源化センター、埋立処分場の経費は、自己搬入ごみ、許可業者搬入ごみ、直営収集ごみ、公共系ごみ等を含む。
 ※びん・ペット選別処理経費には、拠点回収、ステーション回収分を含む。
 ※経費については間接経費を含む。
 ※中間処理の経費は変動費と固定費に分類し、処理量と処理能力で割って算出。
 ※括弧内は、売電収入707百万円、資源物売却収入231百万円等を控除する前の金額。

経費合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	23,345 百万円 (24,332 百万円)
--	--

2 し尿処理事業

(1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和2年度末の下水道処理区域内の人口は約161万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、27年度から元年度までの5年間において、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和2年度については対前年比約7.5%（167人）の減となり、総人口に占める割合は約0.13%となっている。

令和2年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は44k1で、今後とも下水道の普及に伴い減少が見込まれる。

(2) し尿等の収集・搬入

① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和2年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和3年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和3年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和3年度）

区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し 尿 等	し 尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生 処理センター
	浄化槽 汚 泥	市の許可 した業者		随時		

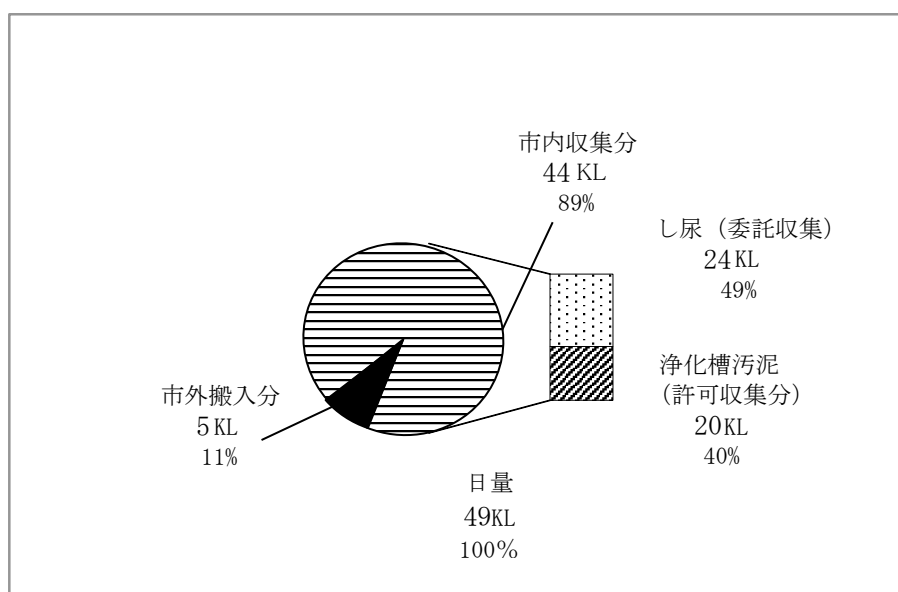
（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
832,876世帯	1,276世帯	2,066人	1,649便槽	令和3年4月1日現在

※全市世帯数は国勢調査結果速報（本市独自集計）の推計人口。

ウ し尿収集搬入比（令和2年度実績）



(3) し尿等の処理・処分

令和2年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.13%、2,066人（令和2年度末）で、その収集日量は24k1（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥20k1・し尿処理を受託している市外搬入分5k1とあわせて総処理量は49k1である。

処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量49k1を陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

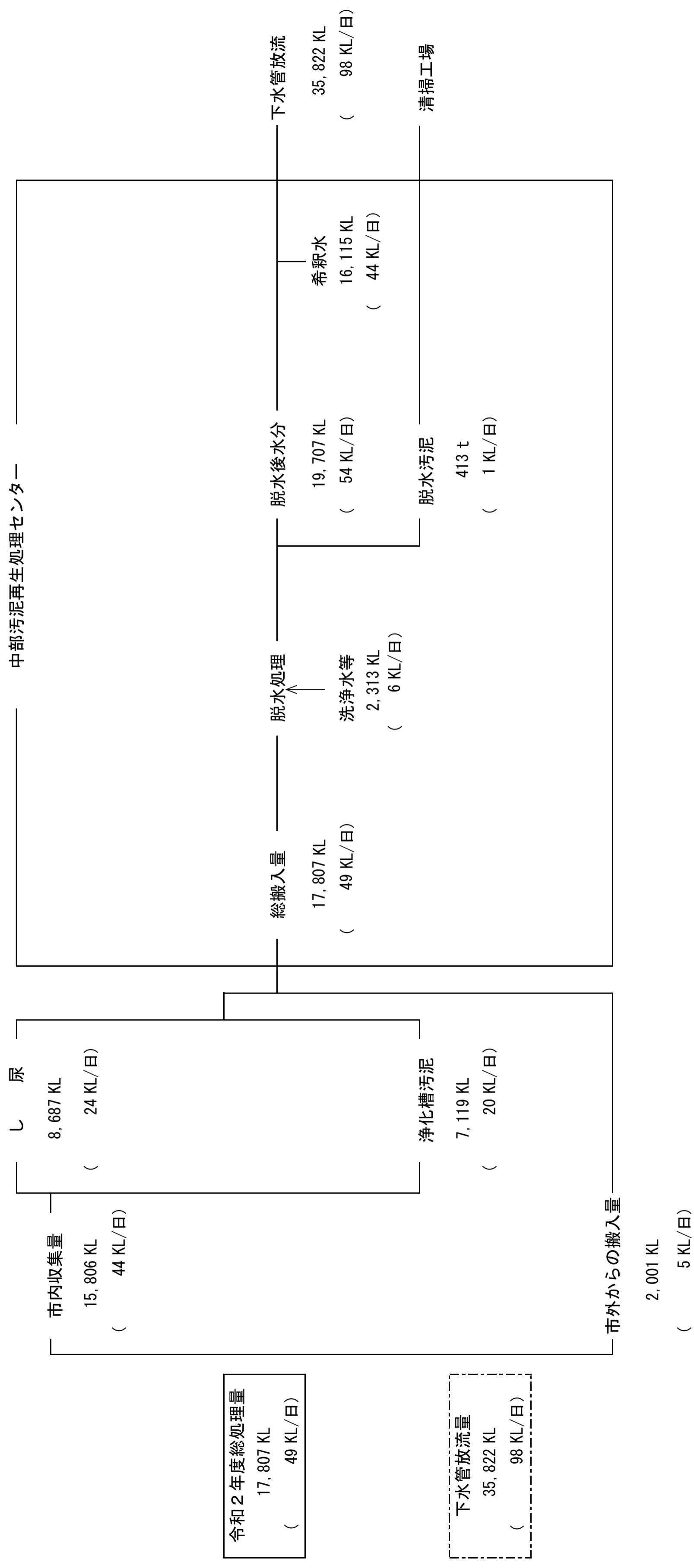
し尿処理量の推移

(単位:人, KL)

区分		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人口		1,483,052	1,494,978	1,510,566	1,523,537	1,543,921	1,557,689	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351
処理区域人口	前年度比(%)	101.0	100.8	101.0	100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2
下水道	普及率(%)	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7
利用人口	水洗化率(%)	98.9	98.9	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4
し尿収集人口	構成比(%)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
浄化槽等人口	前年度比(%)	90.4	91.1	90.9	90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8	92.5
	構成比(%)	12.474	11.614	10.136	9.779	9.164	8.866	8.648	8.278	7.904	7.417
市内		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託		11,722	11,211	10,992	10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687
計	日量	32	31	30	29	28	27	25	24	24	24
	前年度比(%)	90.9	95.6	98.0	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9
浄化槽汚泥搬入量(許可収集)	日量	8,135	8,746	7,621	7,487	7,775	8,069	7,333	7,591	7,907	7,119
	日量	22	24	21	21	21	22	20	21	22	20
計	日量	19,857	19,957	18,613	18,186	17,945	17,768	16,530	16,513	16,869	15,806
	前年度比(%)	94	95	93	98	99	99	93	100	102	94
市外搬入量	日量	31	18	18	7	7	6	6	6	6	5
洗浄水	受託市町	3,550	3,171	3,685	4,199	1,753	1	1	1	1	1
	日量	10	9	10	12	10	0	0	0	0	0
合計(要処理量)	日量	34,651	29,798	28,857	24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807
処理・処理	日量	95	82	79	68	66	55	51	51	52	49
	前年度比(%)	84.0	86.0	96.8	86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1
陸上処理	日量	-	-	-	-	686	464	475	447	484	413
下水管放流	日量	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
計(新下水及び洗浄水等を除く)	日量	-	-	-	-	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822
場下処理	日量	7,260	8,890	7,900	7,650	3,920	0	0	0	0	0
東部水処理センター	日量	27,515	20,960	20,850	17,060	8,395	0	0	0	0	0
計	日量	34,775	29,850	28,750	24,710	12,315	0	0	0	0	0
し尿処理場	日量	95	82	79	68	67	0	0	0	0	0
	日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	日量	34,775	29,850	28,750	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120
	日量	95	82	79	68	66	63	58	58	58	55

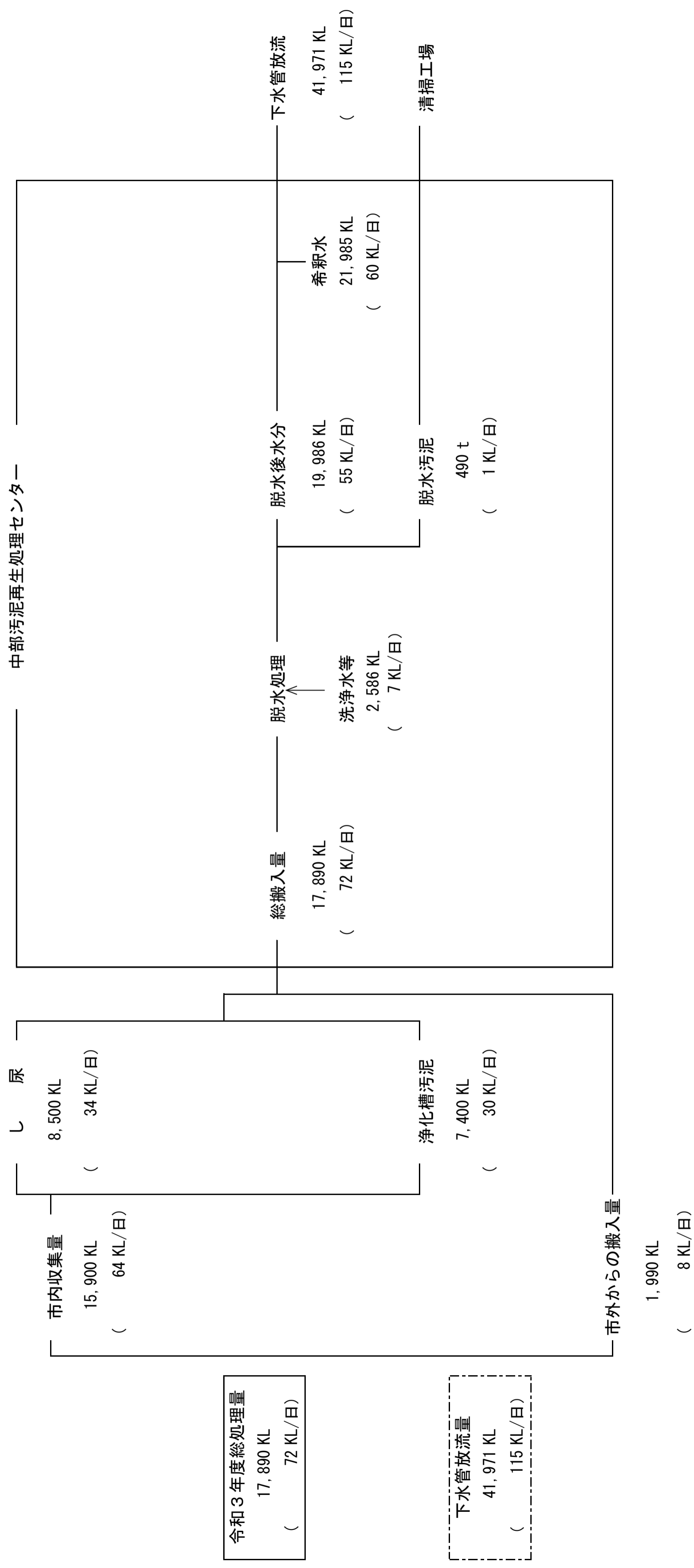
※人口は、年度末の人口(例:令和2年度では、令和3年4月1日現在の推計人口)。令和2年度は国勢調査結果速報(本市独自集計)の推計人口。
 市外搬入量:平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、篠原町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。
 平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。
 日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

(5) 令和2年度し尿処理実績



(注) 日量は365日で割り戻し

(6) 令和3年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日常りは 250日換算 (R2年度搬入実績)

(注) 2. 下水管放流量の一日常りは 365日換算 (毎日運転)

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

① 産業廃棄物の発生及び処理状況

平成30年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億7,883万トンで、前年度の約3億8,354万トンに比べて約471万トン(約1.2%)の減少となった。発生量のうち、再生利用量は約1億9,901万トン、減量化量は約1億7,070万トン、最終処分量は約913万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和元年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約162万トンとなっており、平成30年度に比べ約2万トン(約1%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約100万7千トン、汚泥が約20万3千トンであり、この2種類で全体の約75%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約7千3百トンとなっている。

令和元年度における市内の産業廃棄物処理業者による処理量は約154万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万5千トンが埋め立てられている。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量 (万トン)

産業廃棄物の種類	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量
燃 え 殻	0.4	0.4	0.3	0.4	0.2
汚 泥 (有 機)	2.1	1.3	0.8	0.7	0.4
汚 泥 (無 機)	15.4	20.6	11.5	22.0	19.9
廃 油	1.1	0.8	0.9	1.4	0.9
廃 酸	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1
廃 ア ル カ リ	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	5.3	6.0	7.9	8.9	5.6
紙 く ず	1.4	1.1	1.4	1.1	1.0
木 く ず	6.3	5.4	7.2	9.7	7.1
織 維 く ず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
動植物性残さ	0.4	0.3	0.7	0.8	0.4
動植物性固形不要物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	4.5	4.9	5.4	7.3	4.7
ガ ラ 陶	7.0	7.6	8.3	9.6	12.6
鋳 さ い	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
が れ き 類	89.2	99.9	91.3	90.5	100.7
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	3.6	7.7	5.5	10.9	8.3
合 計	137.6	156.4	141.7	164.2	162.1

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量
燃 え 殻	2.0	0.0	0.0	15.2	17.1
汚 泥	33.9	20.1	16.4	90.1	10.1
廃 油	278.9	293.1	324.6	314.2	294.2
廃 酸	831.8	1,362.0	518.2	605.8	431.7
廃 アルカリ	376.4	281.0	302.0	420.1	319.8
鋳 さ い	7.3	30.4	33.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	83.0	0.0	79.2	15.6	0.2
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,135.3	5,282.2	5,955.0	5,643.5	5,730.0
廃 P C B 等	296.6	110.0	245.0	166.3	171.5
廃 石 綿 等	86.3	89.0	83.1	84.1	294.4
廃 水 銀 等	—	—	0.0	11.1	0.0
混 合 廃 棄 物	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
合 計	7,131.5	7,467.8	7,556.5	7,366.3	7,269.0

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

※廃水銀等は、法改正に伴い平成29年度発生量から集計を開始

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量 (令和元年度)

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	1,155,029	388,191	1,543,220
特別管理産業廃棄物中間処理量	198	71	269
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	13,103	22,438	35,541

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和3年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で117件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況 (令和3年3月31日現在)

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 中間処理業	合計
H28	50(31)	69	6	3(2)	2	130
H29	49(32)	64	6	3(2)	2	124
H30	45(31)	66	5	4(3)	2	122
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数(内数)を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は59施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は12施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和3年4月1日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	59	12	47	
汚泥の脱水施設	15	5	10	
汚泥の焼却施設	1	0	1	
汚泥の乾燥施設	1	0	1	
廃油の焼却施設	2	0	2	
廃プラスチック類の破碎施設	4	0	4	
廃プラスチック類の焼却施設	3	1	2	
シアン分解施設	1	1	0	
その他の焼却施設	3	1	2	
木くず、がれき類の破碎施設	24	3	21	
安定型処分場	4	1	3	226,272(m ³)
管理型処分場	1	0	1	2,289(m ³)

※安定型及び管理型処分場の残余容量は、令和2年3月31日現在

④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和2年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約315万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和2年度の市内の実績は、約8千台の使用済み自動車引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破碎した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
引 取 業 者	103	10,838	9,444	7,872
フロン類回収業者	26	4,770 (うち再利用2)	5,343 (うち再利用0)	4,331 (うち再利用0)
解体業者	13	5,277 (うちガラ輸出110)	5,344 (うちガラ輸出50)	4,793 (うちガラ輸出5)
破 碎 業 者	5	7,988	7,764	7,693
合 計	147			

※業者数は令和3年3月31日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取りまく状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法も毎年のように法改正が行われている状況である。

本市においては、次の4項目を基本方針とし、産業廃棄物の適正処理及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設の設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、およびその実施状況について提出することとされている。

令和2年度には288事業者の提出を受理し、一年間、縦覧に供するとともに、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っている（令和2年度立入事業者数：0事業者）。

なお、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には産業廃棄物処理計画の提出を義務づけており、これらの事業所に対し立入検査を行い、適正処理を指導している。

（令和2年度受理件数：159件、立入件数 33件）

●主な指導内容

減量化・有効利用の推進

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

(ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理及び飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い指導している。(立入件数：89件)

(イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：22件 届出事業所数：149事業所)

(ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理及び事故を防止するため、必要に応じ随時立入検査を行い指導している。令和2年度は新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し立入を中止した。(立入件数：0件)

●主な指導内容

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者（中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者）に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：445件)

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：65件)

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理に係る苦情に関して現地調査を行っている。なお、令和2年度に処理した苦情件数は11件であった。

また苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。令和2年度は2件の文書指導を行った。

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度				
		H28	H29	H30	R1	R2
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者	25	27	39	41	0
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1	317	311	250	244	64
	P C B 保 管 事 業 者	70	426	37	411	22
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場	58	89	91	92	89
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場	12	10	24	24	0
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等	1,044	1,234	1,053	674	445
	自動車リサイクル法許可業者	96	99	141	127	65
苦情	不適正処理など苦情に関するもの	30	25	25	16	11
監視	重点監視事業所等 ※2	970	859	752	368	227
合 計		2,622	3,080	2,412	1,997	923

※1 1（2）に記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

（4）減量化・有効利用の推進

① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

また、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破砕し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、平成30年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率はほぼ100%となっている。

② その他の有効利用

事業者及び処理業者に対し、立ち入り検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう行政指導を行っている。

また、平成20年度より建設汚泥の「自ら利用」に係るマニュアルを策定しており、「建設汚泥の自ら利用計画書」の提出を受理し、適正処理、有効利用に関する指導を行っている。

(5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

(6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は毎年のように改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法律についての知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携をとりながら、廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。
- ・また、特に土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合は市担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・処理業者に対する講習会や産業廃棄物処理業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

② 講習会等の実施

事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。令和2年度は新型コロナウイルス蔓延防止のため、講習会は中止した。

講習会実施状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
実施回数(回)	10	10	10	7	0
受講者数(人)	925	661	528	509	0

4 外郭団体

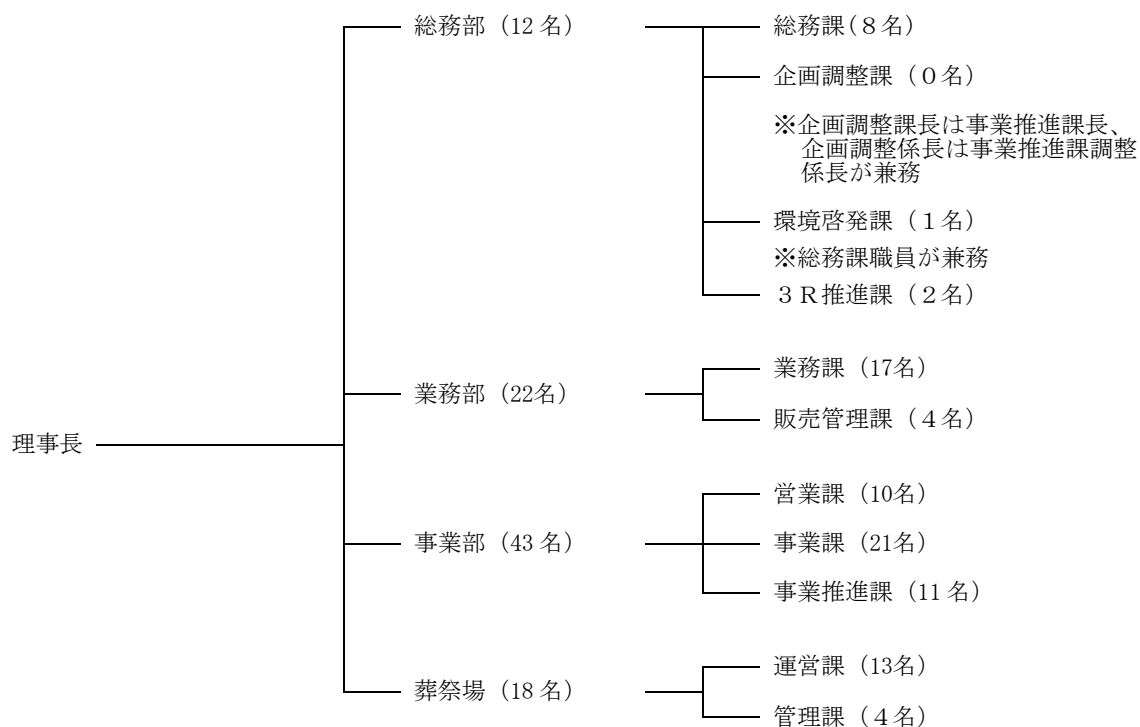
(1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法人概要 (令和3年4月1日現在)

- ①名称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所在地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組織



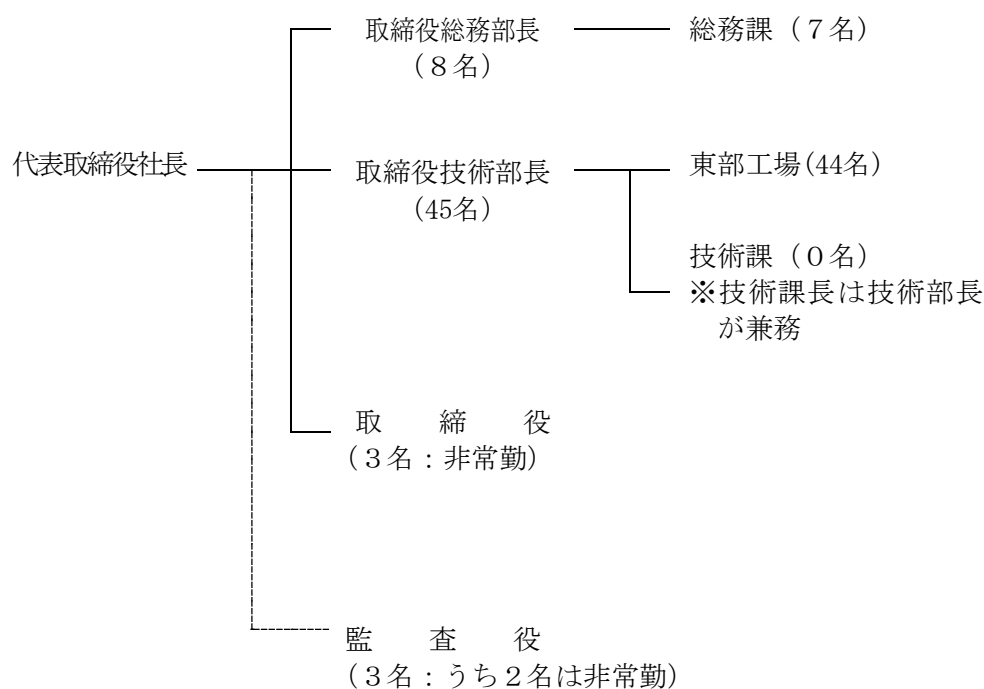
(総数96名)

(2) 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電におけるサーマルリサイクルの更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会社概要 (令和3年4月1日現在)

- ①名称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所在地 福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 福岡SRPセンタービル10階
- ③設立 平成12年10月20日
- ④資本金 50億円 (福岡市51%、九州電力(株)49%)
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組織



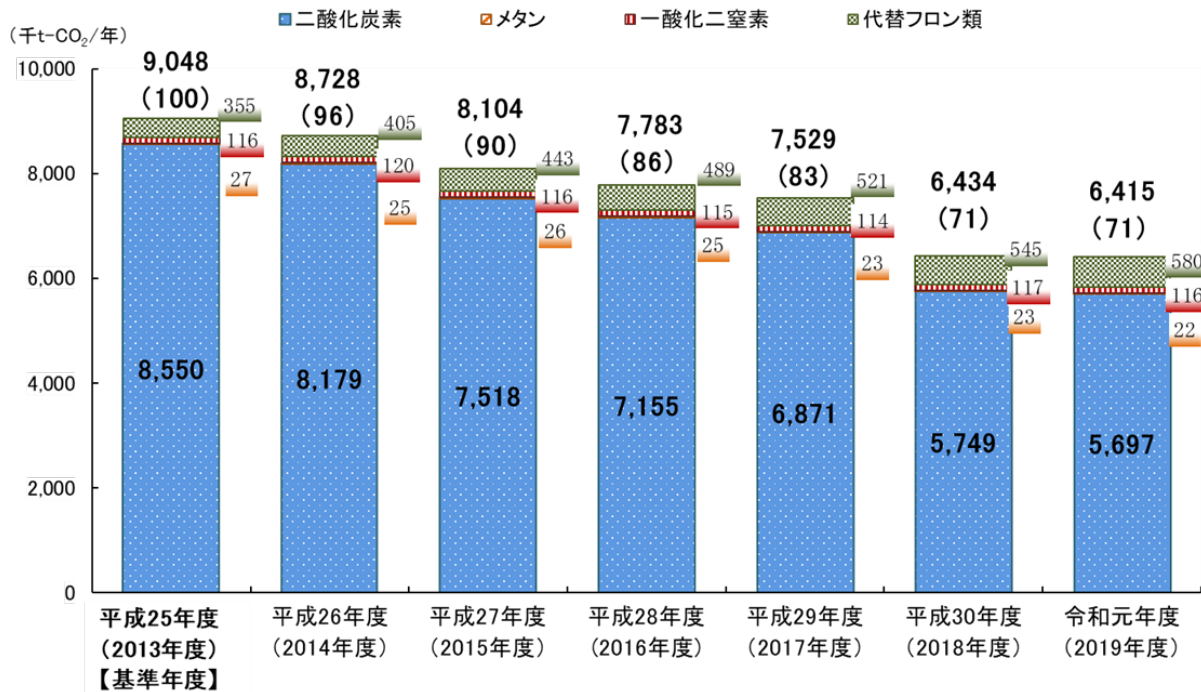
(総数55名)

環境の状況

IV 地球温暖化対策・エネルギーに 関するデータ

1 福岡市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の推移

福岡市の2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は、福岡市地球温暖化対策実行計画の基準年度である2013（平成25）年度と比べ、約2,633千t-CO₂減少（29%減）しています。



()内の数値は平成25(2013)年度を100としたときの指数

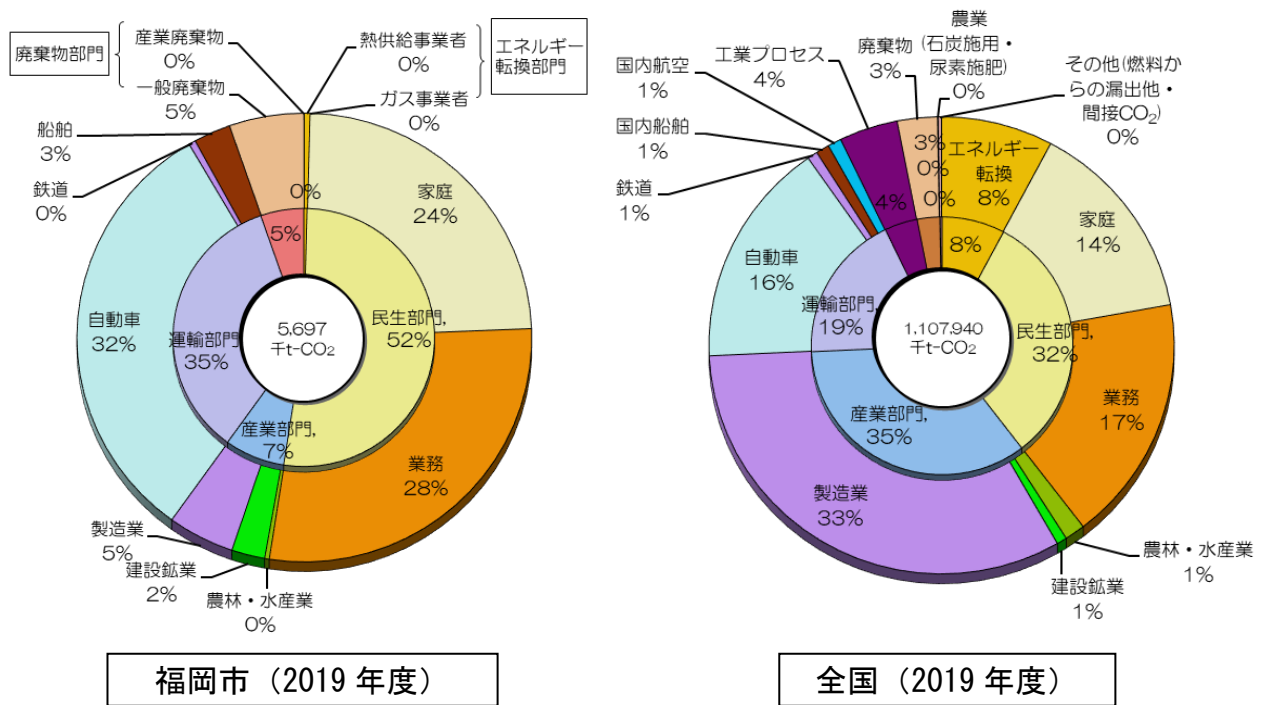
※四捨五入の関係のため、排出量の内訳と総量が一致しない場合がある

2 主な三部門（家庭部門・業務部門・自動車部門）における温室効果ガス排出量

福岡市地球温暖化対策実行計画における三部門の二酸化炭素排出量は、以下のとおりとなっています。

区分	平成25年度 (2013年度) 【基準年度】	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和元 /H25年度比
温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	9,048	8,728	8,104	7,783	7,529	6,434	6,415	▲29%
二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	8,550	8,179	7,518	7,155	6,871	5,749	5,697	▲33%
家庭部門 (千t-CO ₂)	2,566	2,358	2,118	1,963	1,894	1,356	1,365	▲47%
業務部門 (千t-CO ₂)	3,016	2,805	2,416	2,213	2,091	1,526	1,601	▲47%
自動車部門 (千t-CO ₂)	1,839	1,912	1,838	1,869	1,852	1,861	1,802	▲2%
家庭部門(世帯あたり) (kg-CO ₂ /世帯)	3,550	3,213	2,837	2,582	2,445	1,722	1,702	▲52%
業務部門(床面積あたり) (kg-CO ₂ /m ²)	126	117	100	92	86	63	65	▲48%
自動車部門(1台あたり) (kg-CO ₂ /台)	2,676	2,754	2,617	2,626	2,576	2,565	2,469	▲8%

3 二酸化炭素排出量の部門別内訳



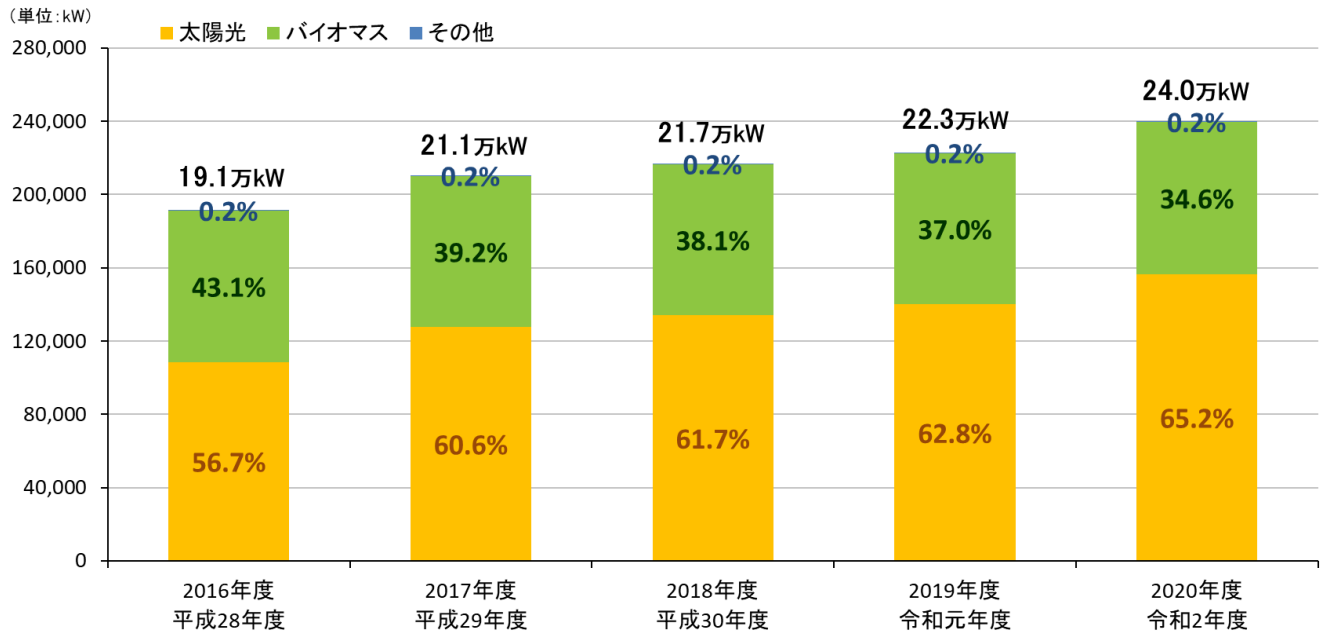
4 福岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における成果指標等の達成状況

	平成25年度 (2013年度) [基準年度]	令和2年度 (2020年度) [現状値]	令和4年度 (2022年度) [目標年度]
エネルギー消費量(千kl) (原油換算)	109	102	100 [基準年度比▲8%]
庁舎等から排出される 廃棄物量(t)	4,077	2,120	3,262 [基準年度比▲20%]
庁舎等において使用する 上水の使用量(千m ³)	2,314	1,771	2,083 [基準年度比▲10%]
庁舎等で使用する コピー用紙の使用量(t)	1,344	1,485	1,344 [基準年度以下]

5 福岡市の再生可能エネルギー導入状況

令和2年度における福岡市内の再生可能エネルギーによる発電規模は、24.0万kWと前年度と比べ約1万7千kW増加しています。

電源別の構成では、太陽光とバイオマスでほぼ占められています。



環境の状況に関するデータ

V 都市環境データ

1 人口

本市の人口は、明治22年の市制施行当時には約5万人でしたが、その後市域の拡大や都市化の進展に伴って自然的・社会的に増加し、令和3年4月1日現在推計人口は1,615,382人です。

区別では、東区が324,169人（構成比20.1%）と最も多く、次いで南区、博多区の順になっています。世帯数は、令和3年4月1日現在836,917世帯で、1世帯あたりの平均世帯人員は1.93人となっています。

最近5年間の人口増加は年間約1万2千人～2万人で、増加率は年0.8～1.2%程度です。

●行政区別人口（令和3年4月1日推計人口）

区分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
世帯数	836,917	158,085	155,723	128,497	129,863	67,663	101,330	95,756
人口（人）	1,615,382	324,169	252,543	206,382	266,148	132,989	221,589	211,562
1世帯あたり人員（人）	1.93	2.05	1.62	1.61	2.05	1.97	2.19	2.21
面積（km ² ）	343.46	69.45	31.62	15.39	30.98	15.99	95.87	84.15
人口密度（1km ² あたり）	4,703	4,668	7,987	13,410	8,591	8,317	2,311	2,514

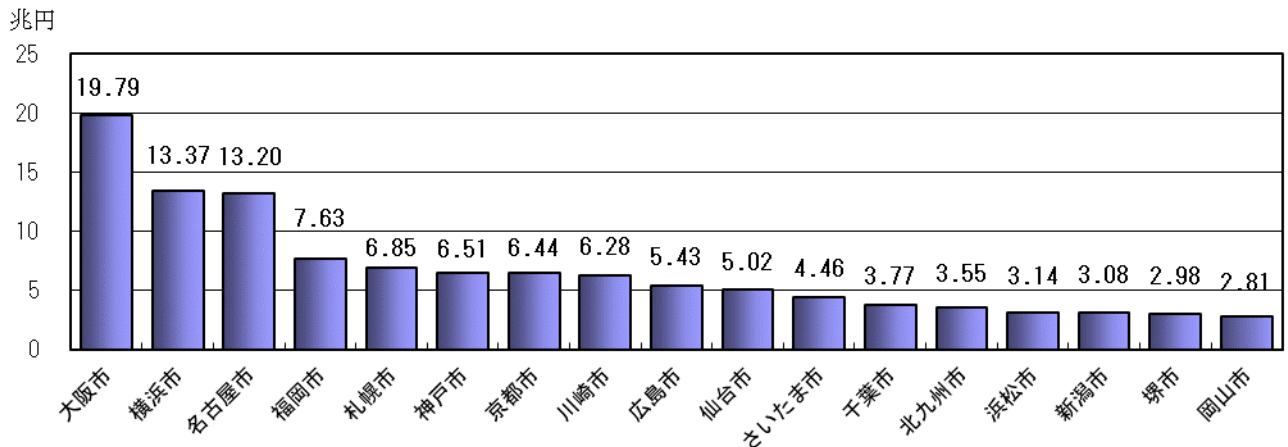
●市域と人口の推移

年	面積	世帯数	人口	人口密度	備考
明治22年	5.09 km ²	9,440 世帯	50,847 人	9,990 人/km ²	市制施行
大正9年	15.93	18,040	95,381	5,988	第1回国勢調査
14年	20.68	28,029	146,005	7,060	第2回 //
昭和10年	90.05	55,184	291,158	3,233	第4回 //
22年	128.82	73,823	328,548	2,550	第6回 //
30年	180.41	117,583	544,312	3,017	第8回 //
40年	241.54	205,673	749,808	3,104	第10回 //
50年	334.78	333,928	1,002,201	2,994	第12回 //
60年	336.82	433,348	1,160,440	3,445	第14回 //
平成7年	337.59	544,145	1,284,795	3,806	第16回 //
17年	340.60	649,138	1,401,279	4,114	第18回 //
20年	341.11	685,583	1,438,730	4,218	10月1日現在推計人口
21年	341.32	697,166	1,452,190	4,255	10月1日現在推計人口
22年	341.32	707,358	1,463,743	4,288	第19回国勢調査
23年	341.70	719,905	1,480,607	4,333	10月1日現在推計人口
24年	341.70	729,869	1,494,603	4,374	10月1日現在推計人口
25年	341.70	741,839	1,509,842	4,419	10月1日現在推計人口
26年	343.38	752,654	1,524,053	4,438	10月1日現在推計人口
27年	343.39	764,820	1,538,681	4,481	第20回国勢調査
28年	343.39	778,562	1,553,778	4,525	10月1日現在推計人口
29年	343.39	792,526	1,567,189	4,564	10月1日現在推計人口
30年	343.46	805,501	1,579,450	4,599	10月1日現在推計人口
令和元年	343.46	820,163	1,592,657	4,637	10月1日現在推計人口
令和2年	343.46	831,124	1,612,392	4,695	第21回国勢調査

2 経済

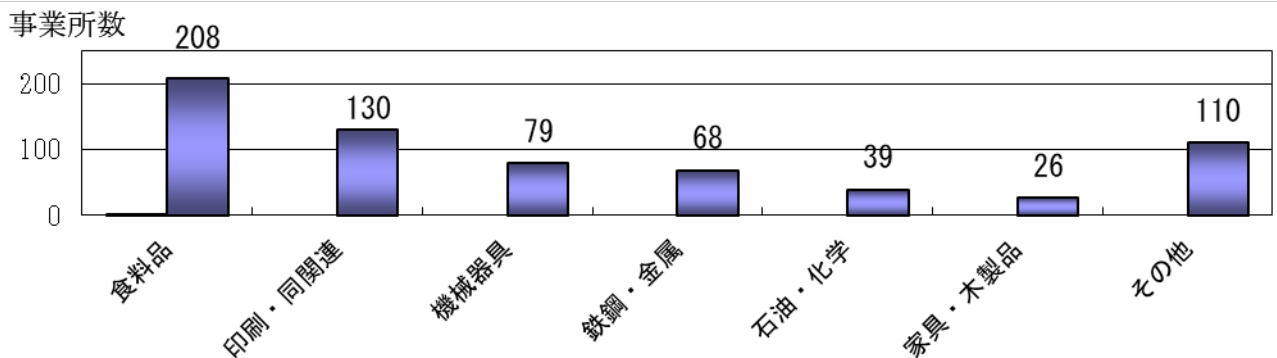
●市内総生産の他都市との比較（平成30年度）

平成30年度市内総生産（実質）は約7兆6,301億円で、対前年度増加率は0.6%増となっています。



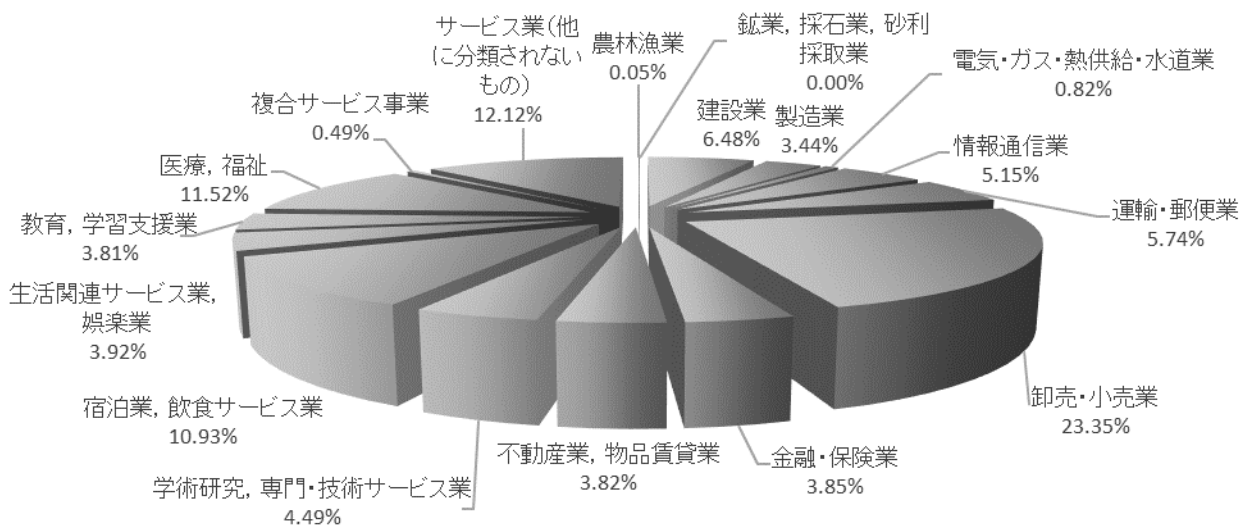
●製造業事業所数（従業者4人以上の事業所）（2020年工業統計調査）

2020年工業統計調査によると、環境保全との係わりの深い製造業については、従業者4人以上の事業所数で「食料品製造業」が最も多く、ついで「印刷・同関連製造業」、「機械器具製造業」の順になっており、この3業種で製造業の6割以上を占めています。



●産業別従業者数（平成28年経済センサスー活動調査）

従業者の構成による産業構造は、第1次産業が0.05%、第2次産業が9.93%、第3次産業が90.02%となっており、第3次産業が大きな割合を占めています。



3 土地利用状況

本市の都市構造は、Y字型をなしており、天神・博多駅等の中心部に商業施設が集積しています。

本市の土地利用状況（平成 29 年調査）は、農地 7.7%、山林 33.1%、水面 2.8%、住宅 21.1%、工業 2.2%、公共施設 5.7%、公園・緑地 4.5%、道路 10.7%、交通施設 2.3%、空地 3.8%、その他 1.2%となっています。

●土地利用の状況

（単位：％）

農地	山林	水面	住宅	商業	工業
7.7	33.1	2.8	21.1	4.9	2.2
公共施設	公園・緑地	道路	交通施設	空地	その他
5.7	4.5	10.7	2.3	3.8	1.2

※農地：水田、畑、樹園地、採草地、養鶏（牛豚）場、ビニールハウス等

山林：樹林地

水面：河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面等

住宅：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅等

商業：小売業、百貨店、ガソリンスタンド、食堂、理容店、飲み屋、劇場、ボーリング店、パチンコ屋等

工業：工場、運輸倉庫施設、危険物貯蔵・処理施設、荷とき場等

公共施設：官公庁施設、文教厚生施設、処理場、火葬場、発電所、変電所等

公園・緑地：公園・緑地、広場、運動場、墓園

道路：道路、駅前広場

交通施設：自動車ターミナル、立体駐車場、駅舎、鉄道用地、空港、港湾

空地：建物跡地など都市的状況の未利用地、平面駐車場

その他：原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、資材置き場、住宅展示場、ゴルフ場、農業用納屋、船小屋、農林漁業用作業場等

一方、都市計画に基づく地域指定の状況は令和 3 年 3 月現在、都市計画区域 34,082ha、うち市街化区域が 16,372ha（48.0%）、市街化調整区域が 17,710ha（52.0%）となっています。

市街化区域における用途地域の指定状況は、令和 3 年 3 月現在、住居系地域 11,927ha、商業系地域 1,817ha、工業系地域 2,628ha となっています。

●都市計画区域（令和 3 年 3 月現在）

都市計画区域	34,082 ha
市街化区域	16,372 ha
市街化調整区域	17,710 ha

●用途地域の状況（令和 3 年 3 月現在）

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	4,088	25.0
第二種低層住居専用地域	10	0.1
第一種中高層住居専用地域	2,410	14.7
第二種中高層住居専用地域	345	2.1
第一種住居地域	3,338	20.3
第二種住居地域	1,570	9.6
準住居地域	166	1.0
近隣商業地域	333	2.0
商業地域	1,484	9.1
準工業地域	2011	12.3
工業地域	574	3.5
工業専用地域	43	0.3
計（市街化区域）	16,372	100.0

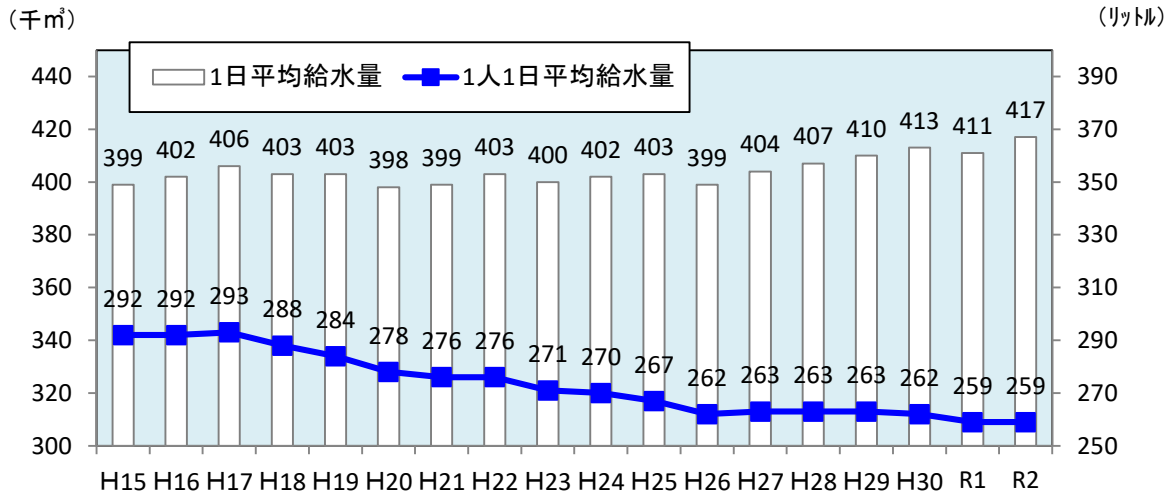
4 上下水道

(1) 上水道

福岡市は、市域内に一級河川を有しておらず、水資源に恵まれていません。そのため、19回にも及ぶ水源開発を重ね、近郊での水資源開発はもとより、筑後川からの導水などにより水源の確保に努めてきました。また、昭和53年と平成6年の2度の異常渇水の経験を契機として、市民と行政が一体となった「節水型都市づくり」を進めています。

令和2年度の平均給水量は、1日あたり417千 m^3 、1人1日あたり259リットルとなっており、全国的に見ても節水が進んだ都市です。

●上水道の1日平均給水量及び1人1日平均給水量



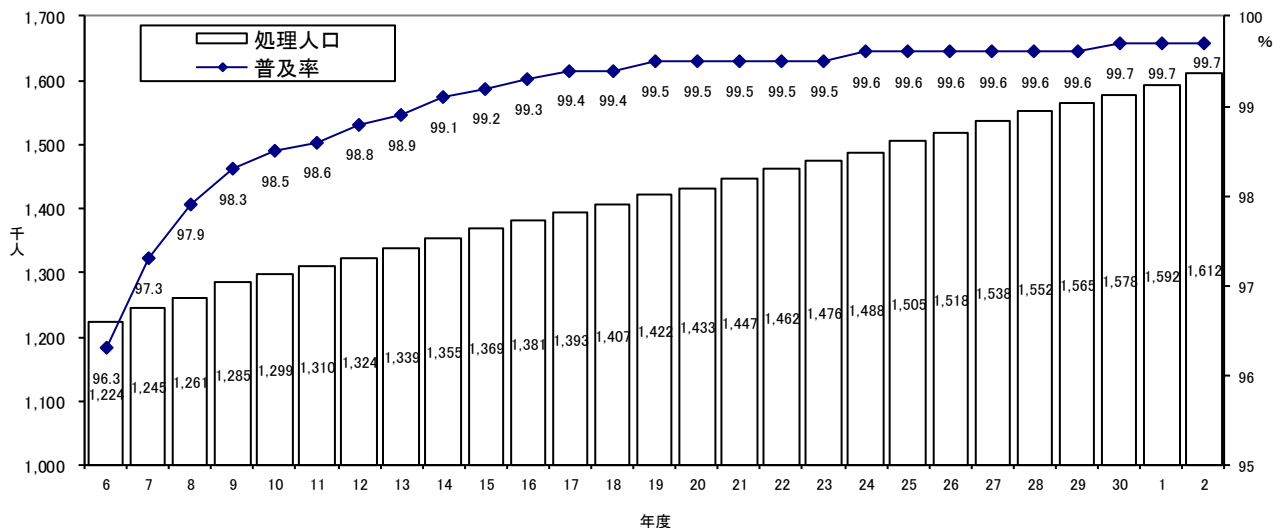
(2) 下水道

下水道は、市街地の浸水防除やトイレの水洗化など、安全で快適な生活環境をつくり、海や川などの公共用水域の水質汚濁を防止する上で欠くことのできない重要な施設です。このため、福岡市では下水道の整備を積極的に進めています。

平成29年度から4年間を計画期間とする下水道整備計画2020では、改築更新、浸水対策、地震対策、未整備区域の解消、合流式下水道の改善、再生水利用下水道を重点項目として事業を推進しています。

人口普及率は令和2年度末で、99.7%となっており、引き続き土地利用や地形等の問題により下水道の整備が困難となっている地区の解消に取り組んでいきます。

●下水道処理人口及び普及率



5 交通

(1) 陸上交通

地下鉄や駅前広場などの整備による公共交通ネットワークの強化を図るとともに、福岡外環状道路や福岡高速5号線をはじめとする放射環状型幹線道路ネットワークの形成による道路交通の円滑化、交通マネジメント施策の推進による公共交通の利用促進などに取り組んでいます。

●自動車登録台数の推移

(単位：台)

区分	昭和40年度	50年度	60年度	平成7年度	17年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
乗用自動車	30,165	128,089	233,049	389,356	437,854	434,455	440,779	445,394	447,749	449,702
貨物自動車	39,825	70,015	81,679	87,636	71,033	57,109	57,168	57,422	57,781	58,163
乗合自動車	3,092	3,480	2,471	2,479	2,481	2,522	2,563	2,583	2,592	2,642
特殊・大型特殊	1,564	5,161	6,544	10,322	12,962	12,203	12,380	12,544	12,625	12,704
軽自動車	21,869	43,511	71,629	108,273	136,340	197,713	200,495	202,723	206,343	208,255
計	96,515	250,256	395,372	598,066	660,670	704,002	713,385	720,666	727,090	731,466
対昭和40年度比	1	2.6	4.1	6.2	6.8	7.3	7.4	7.5	7.5	7.6

資料：福岡市統計書

都市高速道路は、都市内交通の円滑化、都市機能の維持・向上、地域間の交流促進・連携強化などを図るため、放射環状型の自動車専用道路網の形成を目指しており、整備を進めてきた福岡高速5号線が平成24年7月に全線開通しました。

福岡外環状道路は、博多区西月隈から西区福重に至る計画延長16.2km、基本幅員40mの福岡都市圏の骨格を形成する重要な幹線道路であり、西南部の基幹道路として、各地域を結び交通混雑の緩和を図るものです。昭和63年度から本格的に事業に着手し、平成23年4月に全線4車線で開通しました。

JR、西鉄及び地下鉄によって構成される本市の鉄道網は、都市間及び都市内の大量輸送機関として大きな役割を果たしています。地下鉄は、空港線（姪浜～福岡空港間13.1km）、箱崎線（中洲川端～貝塚間4.7km）に加え、七隈線（橋本～天神南12.0km）が平成17年2月3日開業しました。これらの路線は、JR新幹線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄天神大牟田線・貝塚線と相互に結ばれています。

地下鉄の令和2年度における輸送人員は約1億1,092万人になっています。

●地下鉄輸送人員推移

(単位：千人)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地下鉄	133,434	137,246	143,152	148,203	156,081	160,390	165,786	171,551	173,294	110,919

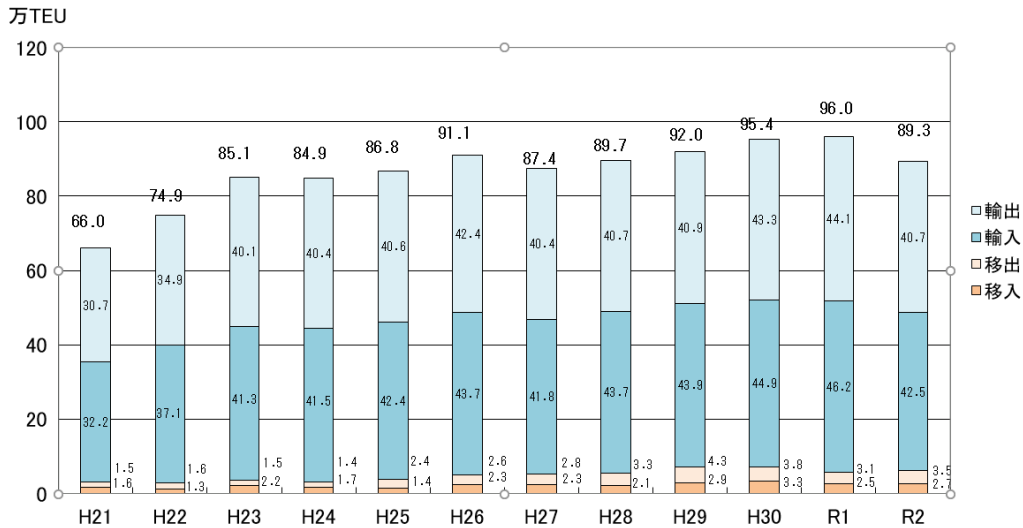
地下鉄路線図



(2) 博多港

博多港は、福岡都市圏の生活必需品を取り扱う生活港湾として、また九州の貿易や、経済活動を支える国際貿易港として発展しています。平成2年には国の特定重要港湾（平成23年度より国際拠点港湾）に指定されており、令和2年の国際海上コンテナ取扱個数は約89万3千TEU（確定値）となっています。

●博多港における国際海上コンテナ取扱個数の推移

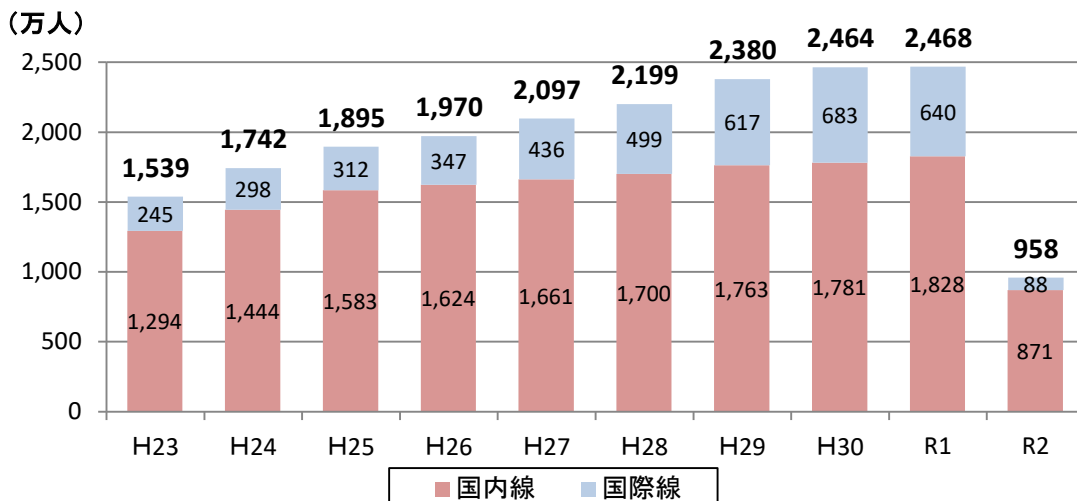


また、博多港は志賀島、玄界島などを結ぶ市営渡船や、壱岐・対馬、五島などとの間の国内フェリーが発着する国内海上交通の要所となっています。国際旅客航路としても、韓国・釜山港との間のフェリー及びジェットフォイルや海外からのクルーズ船など、様々な船が行き来しており、日本を代表する海の玄関口となっています。

(3) 福岡空港

福岡空港は、九州・西日本地域の経済発展や交流を支える拠点空港として、またアジアへのゲートウェイとして重要な役割を果たしています。令和2年の乗降客数は、約958万人（前年比-61.2%）うち国際線は約88万人、また、貨物取扱量については、約15万トンとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しています。

●福岡空港の乗降客数の推移



出典：国土交通省空港管理状況調査

6 歴史・文化

福岡市は、2,000年以上の長い歴史を有し、遺跡や神社・仏閣等を始め、数多くの文化財が存在しています。

●福岡市の主な文化財等

<p>東 区</p> <ul style="list-style-type: none"> 金印公園 志賀海神社 宮前古墳 立花城跡 香椎宮 舞松原古墳 名島城跡（名島神社） 名島櫓石 米一丸石造九重塔 菅崎宮 蒙古礎石 枯野塚 奈多の志式座 	<p>（博多区続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東光院 東林寺 住吉神社 日吉神社 康永三年銘梵字板碑（濡衣塚） 地藏菩薩像板碑 櫛田の銀杏 福岡藩主黒田家墓所 	<p>早良区</p> <ul style="list-style-type: none"> 有田遺跡 妙福寺庭園 主基斎田跡 西光寺梵鐘 曲淵五重石塔 曲淵ダム 荒平城跡 勸農社跡
<p>博多区</p> <ul style="list-style-type: none"> 東公園 比恵遺跡 剣塚古墳 那珂八幡古墳 那珂遺跡 板付遺跡 金隈遺跡 今里不動古墳 崇福寺 妙典寺 万四郎神社 善導寺 綱敷天満宮 聖福寺 妙楽寺 東長寺 龍宮寺（人魚塚） 櫛田神社 萬行寺（明月尼の墓） 承天寺 若八幡宮の力石 （次列へ続く） 	<p>中央区</p> <ul style="list-style-type: none"> 鴻臚館跡 旧福岡県公会堂貴賓館 警固神社 平尾山荘 福岡城跡 西公園 大濠公園 福岡市赤煉瓦文化館 ツクシオオガヤツリ 浄満寺 金龍寺 	<p>西区</p> <ul style="list-style-type: none"> 興徳寺 草場古墳群 野方遺跡 吉武高木遺跡 飯盛神社 金武のヤマモモ 今宿古墳群 今山遺跡 元岡瓜尾貝塚 元寇防塁 夫婦塚2号墳 能古焼古窯跡 吉武熊山古墳 長垂の含紅雲母^{ペグマタイト}岩脈 浦江1号墳 白鬚神社 勝福寺 誓願寺 橋本八幡宮のイヌマキ群落 女原瓦窯跡
	<p>南区</p> <ul style="list-style-type: none"> 三宅廃寺跡 寺塚穴観音古墳 大平寺跡 野多目遺跡 老司古墳 老司瓦窯跡 	
	<p>城南区</p> <ul style="list-style-type: none"> 友泉亭公園 菊池神社 梅林古墳 油山観音 	

福岡市には、長い歴史の中で育まれてきた個性豊かな伝統文化が市民生活の中に脈々と息づいています。博多どんたくや博多祇園山笠等の伝統的な祭が代々引き継がれ博多の文化を形成しています。